

## 第六節 東大寺と鴨社との紛争

長渚御厨が一圓進止の地ではなく、東大寺と鴨社とが各々下地と在家とを分知してゐるがために、兩者の間に種々なる機會に於いて紛争の起つたのは當然の成行である。私はこゝにその一事實を述べ、るに先きだち、「攝津國古文書」に收むる一根本史料を次に掲ぐるであらう。

鴨御祖大神宮牒 東大寺衙

來牒壹紙 被載欲被早任解狀等旨停止長渚庄非例雜事

牒、去七日十日寺牒・八月五日到來云、件庄者已當寺之領、勅施入之處也、隨則久無他妨、多經星霜、而今任人等爲逃廳役、或號權門之散所、或稱御社之寄人、然而至于田地在家者、全無被沙汰、爰如彼庄所進申文者、或則破取在家責徵地子、或追立任人無令安堵、加之、暗限四至恣打勝示、何以上古之佛地、更爲新立之神領、就中、領田畠之條券文爲先、勅施入之地何致橫妨、仍任道理、可被停止件非例妨之狀、牒送如件、歟也衙察狀、重勿致訴者、所請如件、今就寺牒熟案事情、件御封皇太后宮職御領也、而當社毎日御祈始之尅、求冥具便之間、以栗栖神領、所相博件御厨也、仍相博之後、申留檢非違使廳役、令進上毎日御膳之處、件任人等稱供祭人、往返海邊諸國、

動假神威蔑如國事、冤凌任人、何況路頭往反之間、號非無其愁、仍其沙汰爲誼諱之處、去年五月卅日 宣旨稱、近年以來、件神民新滿京畿、動企濫吹、憲章所指嚴制不輕、宜仰本社永從禁遏、若背綸旨猶點其人者、科責社司曾不寬宥、慥仰本社令進綸旨、猶點其人者、科責社司曾不寬宥、本社令進請文者、隨即進請文已了、其後同年六月六日、依被讀岐國司訴申、又重被下宣旨稱、長渚個人等越來讀岐國、猥稱神民致濫行、早可停止者、依□兩度綸言、長渚個人往反諸國、成濫行可停止之由、進請文又畢、其後雖令停止件惡事、尙成恐怖之處、件濫行爲宗、不羈制法之不善、不可勝計、或誠其由、或加□免、<sup>(優カ)</sup>而間當此時私宅招進、不善之輩令打雙六之由有其訴者、惡事出來尤本社煩也、仍兼所追却也、雖爲敷地御寺之領、被下 宣旨被炳誠唯社司也、何御寺背先例、可被進過在家並任人□、<sup>(裁カ)</sup>送牒云、領田畠之條券文爲先、勅施入之地何致橫妨、仍任道理可被停止之由、被載送之條、全以無謂、其故者、在家地子專無成妨、何況就敷地更無觸示、尤可被違迹也、自今以後就供祭人、沙汰善惡有何事哉、是非私事、綸言之旨也、專不可被咎者也、又勝示之條、從二條關白殿御領之時所打立也、是非社所知、但於于亂行者不□者也、<sup>(善カ)</sup>令非優如何免、仍牒送如件、乞衙察狀、依件被行、以牒、

寛治六年八月五日

案 主 紀



禰宜正五位下鴨縣主  
税外従五位下鴨望

この牒狀は第五節までに述べたる、嘉承元年五月二十九日の最後の官宣旨によつて長渚厨の領有に關する判決が興へらるゝより十四年前のものに屬し、皇太后宮職と鴨社とが相博してより九年後のことであるが、今これによつて東大寺と鴨社とが深刻なる紛争をなしてゐたことが明かとなるであらう。

さてこの牒狀は東大寺の抗議に對して鴨社の發したる答辯であるが、先づこゝに引ける東大寺の抗議から検討しやう。東大寺は寛治六年七月十日附を以つて牒を鴨社へ送り、長渚庄は勅施入にかゝる當寺領である。随つて久しく他の妨げなく多年の間領掌し來つたが、住人等は廳役を遁るゝために或は權門の散所と稱し、或は鴨社の寄人と稱してゐる。こゝに彼の庄の進むる申文によれば、或は在家を破取りて地子を責徴し、或は住人を追ひ立て、安堵せしめない。それのみではなく、暗に四至を限りてほしきまゝに勝示を打ち立つ。何ぞ上古の佛地を以つて更に新立の神領となすのであるか。就中、田畠を領するがためには券文を所持することが第一である。先きの勅施入地に對して何故に横妨を致すのであるか。道理に任せて件の非例妨げを停止せられたい。——これが鴨社に對してなしたる東大

寺の抗議である。

ところで鴨社では同年八月五日にこの抗議を受取るや否や、直ちに同日附の牒狀を以つて東大寺へ答辯してゐる。その論旨を要約するに、これはもと皇太后宮職の御領であつたが、當社で毎日御祈を始むるにあたり便宜上、栗栖神領と當厨とを相博したものである。仍つて相博の後も檢非違使廳役を免除され、毎日御膳を進上せしめてゐたが、件の住人等は供祭人と稱して海邊諸國を往反し、やゝもすれば神威を假りて國事を蔑如し、住人を冤凌する、況んや路頭を往反するが故にその愁え無くはない。仍つて去年五月三十日に宣旨を下され、近年以來件の神民新たに京畿に滿ち、やゝもすれば濫吹を企つ、憲章の指すところ嚴制輕くない、宜しく鴨社に仰せ永く禁遏せしむべし、若し論旨に背き猶ほも濫行をなさば社司を科責して曾て寛宥しない、と仰せられた。そこで本社——鴨社——はこの宣旨に對する請文を進めたが、降つて同年六月六日に、長渚の住人等が讃岐國へ渡り行き、みだりに神民と稱して濫行を致すが故に早く停止せしむべしとの綸言を賜はつた。その後ち件の惡事を停止せしむるといへども尙も恐怖をなすのところ、かゝる濫行を宗となして制法に従はざるにつき、或はその由を誠しめ或は優免を加え來つたが、これは本社の最も煩ひなるが故に不善の輩を追却した。下地は東大寺の所領なりと云へども宣旨によつて炳誠されたるはたゞ本社の社司のみであり、従つて所勤に



服さる住人を追却することが出来るのは社司のみである。何ぞ御寺——東大寺——は先例に背き在家ならびに住人を追却せられるのであるか。また本社が田畠を押妨したりとの抗議は全く謂れなきことである。何故なれば、在家地子に對しては専ら妨げをなさず、何ぞ況んや下地に就いては更に觸示すること無し。今より以後は供祭人の沙汰に就き善惡何事かあらんや。これは私事にあらずして論言の旨であり、専ら咎めらるべからざるものである。更に下地に勝示を打ち立てたりとて難詰されてゐるが、これは二條關白殿の御領であつた時から打ち立てられて居るところである、従つてこれは本社の關はり知らない事柄である。——これが東大寺の抗議に對してなしたる鴨社の反駁であり答辯であるのである。

以上によつて明かなるが如く、鴨社は長渚御厨——長渚庄——の在家住人を支配して神事御膳の用に充て、東大寺は下地のみの領知權を有してゐたのであるが、このやうな全く錯雜せる領有關係のもとにありては、兩者が往々にして意識的にか無意識的にか他者の領有權を侵犯し、または侵犯せられたりと觀じ、屢々なる紛争を繰り返してゐたのである。而してこの領有關係が嘉承元年五月二十九日の官宣旨によりて明確に規制されたことは、先きに述べたる通りである。

## 附 根本史料

### 左辨官下東大寺

應如本領掌攝津國長渚御厨地事

右、得左衛門權少尉兼明法博士中原範政去康和四年十二月十五日勘狀僞、左大史小槻宿禰祐俊仰僞、右中辨藤原朝臣長忠傳宣、大納言源朝臣俊明宣、奉勅、鴨御祖社與故皇太后宮職相論攝津國長渚御厨事、宜仰明法博士令勘申彼此理非者、調度文書雖多、引而載簡要、皇太后宮職所進今年三月二日解狀云、請殊蒙天裁、任道理被裁定、鴨御社司鴨縣主惟季背宣旨、不返進職領長渚御厨狀、副進相博田坪付一通、惟季返事一枚、右謹檢案内、件御厨爲職領經數十年之間、鴨御社司惟季依申請至要之由、去應徳元年八月十日被相博彼御社領栗栖野郷田柴町捌段貳佰玖拾歩既畢、其後相互被領掌之處、件御厨敷地依爲東大寺之領、可被停止相博之由、所令訴申也、隨則如本各可返領掌之由、被下宣旨已畢、其後、任宣旨雖觸示可<sup>(返カ)</sup>之由、社司申云、令供進御<sup>(亦カ)</sup>既歷多年者、私不能、延暦二年六月十日符僞、自今以後私立道場、及將田宅園地捨施並賣易與寺、主典已上解却見任、自餘不論蔭贖決杖八十、官司知而不禁者、<sup>(亦カ)</sup>與同罪者、被右大臣宣僞、奉勅、如聞、或



寺訴附他名、實入寺家、如此之類往往而在、前後雖禁違犯、猶多、此而不肅(壹力)曰皇憲、宜其承前、施捨賣易田宅園地子細勘錄、附使申上、自今以後復有此類、咸皆沒官、以懲將來、田令云、賣買宅地皆經所部官司申牒、然後聽之、義解云、謂有舍宅之地也、略舉宅地田園皆同、雜律令、買奴婢馬牛已過價不立券過三日啓卅、賣者減一等、立券之後有舊病者、三日內聽悔者、兩方陳狀彼此相違、社司惟季縣主所進寬治六年十月 日宣旨請文狀所載寺家解狀云、件長渚、天平勝寶八年勅施入、近代庄威陵遲、依檢非違使廳役難堪、不令知本寺、寄二(條)關白家散所、然而依不闕庄役、寺家不尋知之間、皇太后宮職被傳領件散所云云、然任先例、無被知在家並田地者也、而今恣被相博山城國愛宕郡神領田云云、其後社司偏號御厨、更打四至勝示、爲一偏神領、在家公事不叶寺役者、又職放券云、件長渚、元者小一條院傳領、次式部卿宮、次二條關白家、次皇太后宮職傳領之後、寄進常壽院、隨則恒例雜事每色無其懈怠、至于敷地者、東大寺所領也者、如寺家申狀者、二條關白家之時、(可力)爲散所之由所見也、又如職申狀者、小一條院傳領者、其前尙又似有領主、况小一條院以後至于二條關白家經三傳、謂彼謂此、寺家雖領其地、至于在家者、展轉領掌之由、非無其理、方今職家相博私領之日、放券分明也、豈輒有悔還之理哉、是則任承前之格、寺家雖知其地於在家者、傳來經數歲之故也、但如職解狀者、依爲東大寺領、可被停止相博之由、所令訴申也、

隨則如元各可返領掌之由、被下宣旨已畢者、件宣旨最可被相尋其實也、調度文書之中依不見也、若件宣旨有實者、何拘憲法哉、不論相承之理非、須歸宣旨狀、若無其實者、於在家之相承非無其故、賣買之後、輒不可改正者也、然則寺如元領知其地、被任契約狀傳知在家、何難之有哉者、同範政同五年二月十八日陳狀僞、辯申故皇太后宮職與鴨御社相論、以神領栗栖野田畠相博職領長渚御厨子細(狀力)、右少辨藤原朝臣俊信傳宣、大納言源朝臣俊明宣、奉勅、明法博士中原範政勘申、故皇太后宮職與鴨御祖社相論、攝津國長渚御厨事、依相博者、栗栖野田地在家並職相分領掌、長渚御厨可爲神領、又可改正者、如舊返可領知、而如舊勘狀者、長渚條、徒雖引社家之證、栗栖條、職領已不分明、宜仰範政、早命言上件子細者、先日範政引准據之本文等勘申、詳定詞云、兩方陳狀彼此相違、社司惟季縣主所進寬治六年十月日宣旨請文、進止經奏聞之後、可隨勅定者、以是言之、尤無其謂、件御厨非施入、彼社惟季何背宣旨、可推領哉、雖募神威、甚非道也、神明無邪、皇天無私、望請天裁、任道理被裁定、將仰無偏之化者、社司惟季同年四月十九日宣旨請文云、壹紙被載、應令鴨御祖司鴨縣主惟季辯申、皇太后宮職言上、背宣旨、不返進職領長渚御厨子細狀、右被去三月廿九日宣旨、四月五日到來僞、得彼職今月二日解狀僞、云云者、宜仰彼社司惟季、早令辯申件子細者、謹所請如件、今就宣旨檢案內、件長渚御厨者、當社每日御膳奉始之尅、求魚類



便之間、以栗栖野郷神領田、去應德元年八月十日、件職家依互便宜、被相博彼長渚先畢、其後已爲當社之御厨、至于日次之御贄、以件長渚偏令勤仕之處、全無他妨、漸經年月之間、去<sup>(寬)</sup>治三年春日行幸間雜事、同四年淀狩取等濫行事、被下宣旨之日、注子細經奏聞之處、事無停滯皆有裁許、是依爲當社之御厨、殊被崇敬之故也、仍件宣旨等副進之、又同六年東大寺別當法印慶信致訴之日、所被下同宣旨也、隨社家注子細、進其請文、相待裁許之間、件別當法印已以入滅、其後于今無致訴者、彼時宣旨請文案副進之、又被職相博文書爲備理、非同所副進也、凡子細之旨、載旁狀中、重以不可言上、但去年十二月十五日、自職可返件御厨之由、以消<sup>(息)</sup>所被仰也、從其以往全無致沙汰、而職家可悔返者、當初可被致其沙汰也、永被相博之後、經十九箇年、何俄可有此訴哉、濫吹之甚、何事如之、爰至于朝夕之御膳、多以長渚之鮮物所令備進也、若依訴訟可被返行者、鮮物之條、何處可致其勤哉、其故何者、所被寄進之御庄雖有其數、或爲遼遠之地、合期之勤不可相叶、或雖近都之境、魚<sup>(貝)</sup>之類又非云、宜至于長<sup>(渚)</sup>者、已爲咫尺之地之上、備進鮮物之條、尤爲專一之御厨、抑件長渚相博之日、已書永字、是則雖歷年歲、敢不可有變改之謂也、今尋律條、買馬牛立券之處、有舊病者三日內聽悔者、據此文、至于馬牛者、賣買之後有舊病<sup>(者)</sup>雖有悔法、於他物者、無有悔者、以此謂之、職家之訴似無理致、就中、至于長渚御厨者、不可有牢籠之由、去寬治六年十

二月廿二日有御詔宣、仍件記文所副進也、子細之旨見記文也、職家稱爲東大寺之領、可返領掌之由、今被訴申之條、更無其謂、但賣買人用物之間、自隔數日互無取返、況相博神領田之後、已經多年、何有悔還哉、左右之間、神慮難測者、今就宣旨、勒在狀謹解者、謹檢延曆十四年四月廿七日格云、禁天下百姓將田宅園地賣與寺事、右案田令云、凡官人百姓並不得將田宅園地捨施及賣易與寺、又天平十八年五月九日符僞、諸寺競買百姓墾田園地、永爲寺地、宜加禁斷、不得更然、如有違犯者、賣買人依法科罪、又狀所載寺家解狀云、件長渚、天平勝寶八年勅施入、近代庄威陵遲、依檢非違使廳役難堪、不令知本寺、寄二條關白家散所、然而依不闕庄役、寺家不尋知之間、皇太后宮職被傳領件散所云云、然任<sup>(先)</sup>例、無被知在家並田地者也、而今恣被相博山城國愛宕郡神領田云云、其後社司偏號御厨、更<sup>(打)</sup>四至勝示、爲一偏神領、在家云、事不叶寺役者、又職放券云、件長渚元者小一條院傳領、次式部卿宮、次二條關白家、次皇太后宮職傳領之後、寄進常壽院、隨則恒例雜事每色無其懈怠、至于敷地者東大寺所領者、如寺家申狀者、二條關白家之時、初爲散所之由所見也、又如職家申狀者、小一條院傳領者、其前尙又似有領主、況小一條院以後、至于二條關白家經三傳、謂彼謂此、寺家雖領其地、至于在家者、展轉領掌之由、非無其理、方今職家相博社領之日、放券分明也、豈輒有悔返之理哉、是則任承前之格、寺家雖知其地、於在家者、傳來經數



歳之故也、但如職解狀者、依爲東大寺領、可被停止相博之由、所令訴申也、隨則如元各可返領掌之由、被下宣旨已畢者、件宣旨最可被相尋其實也、調度文書之中〔無脱カ〕依所見也、若件宣旨有實者、何拘憲法哉、不論相〔承〕之理非、須歸宣旨狀、若無其實者、於在家之相承、非無其故、賣買之後輒不可改正者也、然則寺如元領知其地、社任契約、傳知在家何難之有哉者、鴨社以栗栖野領田畠相博前皇太后宮職領長渚御厨之條、謂其本約、於栗栖野者見在田地也、於長渚者在家也、其由具見職放券、何者、稱至于敷地者、東大寺領之故也、以之謂之、社並職共存長渚在家之由、不存長渚地賣買之旨者也、是以賣買畢之後、不可悔還之條、先日勘申如右、既勘申不可悔還之由者、於長渚在家者可爲社領、於栗栖野田地者、又可爲職領、何疑之有哉、是則自本雖東大寺領地内、知在家之、代代相承來之故也、爲寺家豈有此訴哉、仍辯申如件者、權大納言藤原朝臣家忠宣、奉勅、件御厨地、宜令彼寺如本領掌、但至于在家者、任法家勘文並前皇太后宮職契狀、爲鴨御祖社領者、同下知彼社既畢、寺宜承知、依宣行之、

嘉承元年五月廿九日

大史小槻宿禰(花押)

右少辨藤原朝臣(花押)

## 第四章 東大寺領攝津國庄民の對捍

### 第一節 緒言

王朝時代の庄園内に於いて領主と庄民とが如何なる關係に在り、特にその鬭争が如何なる具體的内容を帯びてゐたかは吾々の最も多くを知らんと欲するところであるが、遺憾ながらこの點は今日に至るまで殆んど解明されてゐないやうである。かの徳川時代の百姓一揆の如き、また中世末期の土一揆の如き大規模の反抗を現出したであらうか。かゝる問題に就いても今後は大いに究明されねばならぬであらう。

ところで庄園領主に對する庄民の反抗として吾々のしばしば接し得るのは、領主に對する所當地子の對捍である。庄民の負擔が加重であつたか否かは姑く別問題とするも、庄民が領主の威勢に服さず、種々なる辭柄を設けて納税を逋脱乃至拒否することは、領主に對する『奉公』の闕如であり、當代の道德觀念を以つてしては實に許すべからざる大不忠であつた。何故なれば、庄民は領主の『御恩』



によつて自己の生活資源たるべき庄士の一定部分を充行はれ、その反對給付として所定の所當地子を進納することによつて、『奉公』の至誠を捧ぐることを要したからである。御恩と奉公とは切るに切れざる關係に置かれて居り、奉公を怠れば御恩との絆が斷たるべき運命に在つた。これかゝる觀念が最も強調された所以である。

然れども、庄民等は負擔が如重なるか、或ひは然らざるも故らに領主の威勢に對捍して納税を拒否するものが絶えなかつた。それは多くの庄園に就いて見らるゝことであるが、私は差しあたり本章で東大寺の領する攝津國庄民の場合につき、二三の根本史料によつてその一斑を明かにしたいと思ふ。

### 第二節 猪名庄民の對捍

東大寺は攝津國內の數箇所に於いて庄園を領有してゐたが、こゝでは猪名庄および水成瀬庄に就いて見る。猪名庄は天平年間の勅施入にかゝり、爾來永く東大寺の所領であつたものゝ如く、「東大寺要錄」に收むる承久三年七月二十七日の左辨官下文にもその名が見えてゐる。<sup>(1)</sup>さて天喜三年九月の當庄庄司等解狀に曰く、

猪名御庄司等解 申進申文之事

請被任殊道理裁下秦成重去々年並隱田御地子米未進九十餘石子細愁狀

右、謹檢 情者、往古舊例、御庄田都條、<sup>(堵)</sup>寺家 御地子米追年致辨合之、未進令徵納進云々、而間、前別當御入に、件秦成重二箇年之間、寺家御領田を、九町餘を隱田<sup>天志</sup>、于今無辨申事、而間當時御入に、件成重所負御地子米九十餘石代、任政所仰下旨、件成重作田等札<sup>立</sup>、即日彼成重無延申下<sup>天志</sup>、所押苜種九十餘束、以失日所苜積百五十餘束也者、望請寺家仰旨、任道理、令

仰正理貴由を、彌寺家仰下勤仕、仍注事<sup>(狀以解カ)</sup>

天喜三年九月十二日

專當

案主

秦

(花押)

御庄司

八河内<sup>(2)</sup>

(花押)

即ちこれによれば、秦成重なる者は二箇年間にわたり當庄のうち九町餘を隱田し、地子米を辨進せず、本寺より別當が入庄せし際に彼れの過怠せる地子米九十餘石を政所の仰せ下す旨に従ひ徵收せんとしたるところ、彼れはそれに對し何等の返答をもなさずして、九十餘束を押し苜り百五十餘束を苜り積んでゐる、といふのである。隱田とは一定の庄士を領主に内密にて耕作せるものであつて、年貢通脱の一方法であるが、庄園内ではこれを最も嚴重に禁制してゐるのである。この場合の秦成重は如



何なる刑罰を課せられたかは不明であるが、鎌倉時代以降の史料によれば最も多くの場合において、私領の没收と庄外への追放の刑を課してゐるから、王朝時代の庄園内においても必ずやこれと同様の刑罰が行はれてゐたに相違ない。

次いで久安四年八月の攝政家政所下文によれば、

攝政家政所下 攝津國大米田舍人主殿所散所雜色等

可早任先例辨濟所當地子於寺家免除臨時雜役令勤仕政所役東大寺領猪名庄四至内田地作人等事  
右、彼寺所司等去年十二月 日解狀僞、謹檢案内、今月二日 宣旨僞、早任天平勅施入並元永元年官勘狀、可爲寺領者、仍守宣旨、下知在地之處、件作人等尙不承引、各論申云、偏可爲本家下文、不可他所之□、大略謀叛之儀也、望請任先度 宣旨、欲被停止件等妨者、本願施入四至内耕作寄人等、不辨濟所當地子於本寺云々、事實者、尤以不穩便、早任所當辨濟地利於寺家、宜依先例免除臨時雜役、可令勤仕政所役之狀、所仰如件、舍人等宜承知、□□行之、不可違失、故下、

久安四年八月廿八日

安主 中 原

令肥後權守大中朝臣<sup>(3)</sup><sub>(以下十二名)</sub>  
(連署略す)

と命じてゐる。即ち當庄の作人等は兼て先例により、所當地子を東大寺に辨進し、臨時課役を免除せられたるが、當庄の本家たる攝政家政所の所役を勤仕すべき筈であるにも拘らず、言を左右に托してこれを辨ぜざるが故に領家たる東大寺が催促したるに、本家の下文に依るにあらざれば勤仕しないと拒絶し、東大寺の所司等をして「大略謀叛之儀也」と憤慨せしめた。而して所司等はこの旨を本家へ注進したるところ、上記の如き下文が攝政家政所より發せらるゝに至つたのである。かやうなことは恐らく庄民の常手段であつたであらう。

### 第三節 水成瀬庄民の對捍

次に水成瀬庄——或ひは水無瀬庄ともいふ——に就いて見るに、當庄では前庄司等がほしいまゝに寺領を他人に賣却せるものと、庄民等が寄人と號して地子の輪納を拒捍せるものとの二つの場合があつた。先づその根本史料を掲ぐることに次の如し、

關白左大臣家政所下 攝津國嶋上郡水成瀬郷刀禰住人等

仰下 雜事二箇條

一可停止東大寺領水成瀬庄領昌肆箇處前庄司秦重時等遣新券文沾却不知名行願寺別當並山崎住人



等如舊任四至爲庄領事

右、彼庄司丹後掾藤井安吉愁狀云、件島、年來作僧法道・尾張爲道・秦重時・物部常延・同近頼等六人之中、至于重時者、<sup>本</sup>○自爲舊庄司、乍存條里四至並繪圖等、同心合力、俄造新券文、沽却件輩、甚以左道也、加之、案庄内四至、南限善法寺領、東限大路、北限河、西限山也、眞僞之至之以揭焉、就中、年來地子無有究進、未濟多數、<sup>早</sup>□被停止件謀計、欲被放避作手、爰重案由緒、件庄繪圖並四至之内、何有私人之領乎、愁之甚、莫過於斯者、所仰如件、右地刀禰住人等宜承知之、召問重時等、與使者共相定眞僞事、在實者、如舊庄領矣、

一可辨進<sup>早</sup>同庄田去今兩年地子物等事

右、同庄司安吉愁狀云、件輩、爲田塔年來耕作庄田、不辨濟地子物、或稱八幡宮寄人、或號殿下散所雜色、鎮致遁避者、同欲被令究濟地子物、勿令致遁避、故下、

以前雜事、所仰如件、右地宜承知之、與使者共相定、依件行之、不可違失、故下、

寛徳二年五月十八日

案主 清 <sup>(4)</sup> 原在判

(以下廿二名  
連署略す)

この下文は二箇條より成つてゐる。先づその第一條によれば、前庄司たりし秦重時を始め僧法道以

下四人——下文には合計六人とあるけれども、實際は五人しか見えない——の者たちは同心合力し俄に新券文を造りて、當庄を行願寺の別當および山崎住人等に賣却したのである。殊に秦重時は曾て庄司たりしが故に庄内の條里四至ならび繪圖等を熟知してゐるから甚だ好都合であつたのであらう。それのみではなく、これまで數年にわたりて地子を辨濟せず、その未進額も尠くない。そこで當庄の庄司たる丹後掾藤井安吉は本家たる關白左大臣家政所へ愁狀をさしげ、彼等の庄土耕作權を沒收された、當庄の四至内に何ぞ私人の領地あらんや、愁えの甚だしきこと之れに過ぐるはない、と報告した。關白左大臣家政所ではこの愁狀に對し、彼等を召問し使者とともに眞僞を相定め、若し事實ならば舊の如く庄領となせよ、と命じてゐるのである。

次にこの第二條によれば、失張り上記の者たちが庄民として年來庄田を耕作して居りながら地子物を辨濟せず、或ひは八幡宮の寄人と稱し、或ひは殿下散所の雜色なりと號して納税を遁避せる不當を、前記の庄司が報告したるに對し、同じ下文は、使者とともに相定めよ、と命じてゐる。かゝる手段による非法のために、庄園の領有者がしばしば苦痛を嘗めねばならなかつたのは察するに難くないであらう。



#### 第四節 結 言

これを要するに、東大寺領攝津國內の庄民は以上の如く庄務に對捍してゐるのであるが、かやうなことは恐らく頻りに繰り返されたに相違ない。而して東大寺の如く當時權勢絶大なりし寺領の庄民さへも斯くの如き状態であるから、庄園領主の權勢微弱なる場合にありては、眞に日常の茶飯事であつたことと思はれる。

王朝時代に於ける庄園農民が領主に對する反抗には種々なる手段が採られた。或る場合には彼等が大舉して庄家を襲撃し、庄官を殺害したこともあつたであらう。また他の場合には嗷訴暴動に及んだこともあつたであらう。それ等のことは甚だ興味ある重要論題であるが、今日まで傳承され居る史料を以つてしてはこの問題を餘すところなく論明することは恐らく不可能ではあるまいか。而して庄民の最もしばしば採りたる反抗手段は實に租税の未進・對捍であつた。尤もこの場合にも積極的に納税を拒捍することと、庄外へ遁走して消極的反抗手段に出づるものとの二種類が存するが、これ等の方は當時の庄民の採り得る最も容易なる手段であつたのである。本章に述ぶるところは即ちかゝる事例の一舉證に外ならないのである。

#### 〔引用註〕

(1) 東大寺要録、卷第二(續々群書類從、第十一、二四頁)。

(2) 攝津國古文書。

(3) 同上。

(4) 同上。



Faint, illegible text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

### 第三篇 醍醐寺領荘園の研究

Faint text on the left page, likely bleed-through from the reverse side.

#### 第一章 王権和力の気むる醍醐寺領荘園

Faint text on the left page, likely bleed-through from the reverse side.



## 第一章 王朝時代に於ける醍醐寺領庄園

## 第一節 緒言

私は本章において「醍醐雜事記」に見ゆる醍醐寺領庄園を解剖せんと欲するものである。この時代の當寺領を研究するがためには、先づ當寺の最も貴重なる記録たる本雜事記に據らざるを得ない。東京帝國大學史料編纂所には「三寶院文書」が所藏されてゐるけれども、これは主として鎌倉時代以降に關するものが多い。またこれ以外には、私の知る限りにおいては當寺領研究の纏まれる史料のこれ有るを知らない。私がこゝに雜事記を剖析せんとするに至つたのは、一つは斯くの如き史料の關係と、一つは斯くすることによつて、王朝時代に於ける寺領庄園を理解するための一助となさんがためである。

さて、私のいま據らんとする「醍醐雜事記」は、昭和六年七月三十一日附なる總本山醍醐寺の發行にかゝるものにして、編者の卷頭序言によれば、本書は十五卷ありて醍醐寺僧慶延の撰述にかゝり、

また一に「慶延記」と稱せられる。慶延は二條天皇の永曆二年の頃に既に知院にて從儀師の地位に在り、高倉天皇の治承二年に權寺主を勤仕し、後鳥羽天皇の文治二年には三寶院の上座となつた。本書の序文にみづから八代の長吏に歴任し、一寺の巨細を知ると稱してゐるより見れば、蓋し醍醐寺中興の祖たる三寶院開祖勝覺權僧正の時代を距ること遠からざる人と思はれる。この記録は嘗にその見聞せしところによつて筆を執りしのみならず、或は故老を訪ね、或は古記に徴し、その輯録せるもの實に六十三卷に及んだといふ。これに附するに、文治二年座主勝賢僧正が更に慶延に命じて、上座禪忠とともに編纂せしめたる醍醐寺諸庄文書の目録を以つてし、「醍醐雜事記」はかくて完璧を成したものである。たゞ本記録が果して六十三卷なりしや否やに就いては、近世初期の當寺座主義演准后でさえも既にこれを疑つて居り、この疑ひにして若し正當であるならば、私の本章において據らんとする醍醐寺本は、その文獻的意義一層貴重であると言はねばならぬ。

吾々は本雜事記が現存するお蔭にて王朝時代——特に平安朝時代——に於ける醍醐寺領庄園について幾多の重要な史實を學ぶことが出來、また或る程度まで當寺領を全面的に把握することを許される。實にこの記録こそは「東大寺要錄」および「東實記」等々の先蹤をなせるものであり、またその記載は遂にこれ等を凌駕するものであると思ふ。



なほ本章の取扱ひ範圍は總本山醍醐寺のみならず、その末寺の所領庄園にまでも及ぶ場合があるが、それ等は本寺と密接なる關係の下にあるから、姑く醍醐寺領なる本章の表題下に一括して述ぶる場合があるであらう。この點、あらかじめ讀者の諒承を希望して置く。

## 第二節 伊勢國會禰庄

### 第一項 不輸の特權獲得

醍醐寺領伊勢國會禰庄はもと朱雀院領であつたが、宣旨を以つて天曆二年二月二十八日に寺家へ施入されたものである。それより三年後の天曆五年七月七日に解狀を捧げて、寺家は當庄の不輸ならびに庄司・寄人等の臨時雜役を免除せらるべき旨の申請をなした。ところで同年九月九日付、當庄々司の解狀によれば、件の庄は未だ租税を徵收された例が無いにも拘らず、國司藤原國風は俄に前例に背いて庄田を收公し、雜役を徵收されたことが述べられてゐる。そこで天曆五年九月十五日には寺家の申請せる通り免許の太政官符が伊勢國司に下り、こゝに會禰庄は不輸の特權を帶ぶる地となつた。その太政官符に曰く、

太政官符 伊勢國司

應爲不輸租田醍醐寺所領會禰庄並免庄司寄人等臨時雜役事

在壹志郡

右、得彼寺七月七日解狀僞、件庄可被免除租稅雜役之由、具注事狀言上先畢、而未承裁下、而問、彼庄司今月九日解狀僞、件庄未有徵租稅之例、而當任守藤原朝臣國風率前例、庄田收公、付科雜役、望請、早被言上給官符、全運納地子者、望請任先解狀、早被給官符、免除租稅雜役、將濟庄務者、左大臣宣、奉 勅依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、  
從五位下守右少辨藤原朝臣國光

右大史正六位上兼行春宮坊大屬

天曆五年九月十五日〔卷第十二〕

この太政官符によつて會禰庄は不輸の庄園となつたのであるが、間もなく意外の方面から支障が起つて來た。何故なれば、庄園不輸の特權が有効に實現され得るがためには、太政官符の外に更に民部省符を必要としたからである。そも／＼不輸の申請を受けたる政府では、太政官がこれを許可することに決定すれば、國使を派して庄司とともに田地の檢注を行ひ、四至を堺して勝示を打ち、太政官符および民部省符——この兩者を併稱して官省符といひ、これを帶ぶる庄園を官省符之庄、または官省符之地といつた——を國司に下して、これが執行を命ずることとなつてゐた。



然るにこの會禰庄の場合にありては、如何なる手違ひによるものか、天曆五年九月十五日附の太政官符——前掲——は下つてゐるけれども、民部省符が下つてゐなかつた。それがために國衙では坪付に載らずと稱して猶ほも雜役を課徴するにつき、醍醐寺では又もや天曆六年十一月十九日に解狀を以つて民部省符を乞ひ、永く不輸の庄園になされんことを申請した。かくて翌七年八月五日には民部省符が伊勢國司に下り、遂に完全なる不輸の庄園となるに至つたのである。その民部省符は次の如くである。

民部省符 伊勢國司

應爲不輸租稅田醍醐寺壹志郡會禰庄水田佰肆拾町佰步事

六 條

右、被太政官去二月廿七日符傳、得彼寺去年十一月十九日牒傳、件庄家水田朱雀院所領也、而依宣旨、以去天曆二年二月廿八日施入寺家、爰可免除庄田租稅・庄司寄人雜役之由、太政官次去年九月十五日下午彼國、而國宰稱不載坪付・不給官省符之由、猶課雜役、望請被給官符於民部省、令下省符、永免除租稅雜役、將省後煩者、右大臣宣、奉 勅依請者、宜承知、依件行之、符到奉行、從五位上行少輔橘朝臣敏道

正六位行少錄上村秋實

天曆七年八月五日〔卷第十二〕

### 第二項 庄園に對する違亂

以上の如くにして不輸の地となりたる會禰庄に對し、國衙はしばしば違亂を企ててゐる。寛仁元年十月の左辨官下文に引くところの寺家の解狀——それは庄園よりの注進に基づいてゐるのであるが——に依れば、同年九月二十七日には使大掾三枝部助延ならびに郡司等の隨身が庄内へ來り、造宮料を辨進すべし、官宣旨加徵米の國符である、早く件の米を進納すべし、事すでに論旨なり、左右申すべからずと稱して、勘責すること多端である。人民の宅に亂入して苛責もつとも甚だしい。そもく先代の例を案するに、件の庄は前朱雀院の御領たりしを寺家に施入されてより以來、未だかくの如き臨時雜役を課せられたことは無く、隨つてまた國の檢田使の入勘せざること既に數十代に及ぶのである。それは本田百四十町百歩の内に公田は幾ばくも無いからである。而して當時の國司は本田の數を減じて六十丁料を加徵して止まない。重ねて事情を案するに、當庄の見作田は纔に二十町以下に過ぎない。これは度々の疫癘により庄司寄人等が多く以て死亡したがためである。それでこの理由を國衙へ申しても、國衙では敢て寛容して呉れない。何卒國司の非法を停止せしめられんことを乞ふ、と醍醐寺は政府へ訴え出でた。そこで政府においても此の訴えの正當なるを認め、これ等の課徴を停止す



べきことを伊勢國司に命じてゐる。伊勢國に下したる官宣旨に曰く、

左辨官下伊勢國

應停止醍醐寺所領會禰庄付員造宮料加徵米三十石並夫等事

右、得彼等今月三日解狀稱、彼庄去九月二十九日所進解狀稱、今日日國符同二十七日使大掾三技部助延並郡司等隨身到來、仰云、可辨進造宮料官宣旨加徵米之國符也、早副使可進納件米者也、事已綸旨也、稱不可申左右之由、勘責多端不令東西、庄司寄人等入亂烟宅、苛責尤甚、抑案先代例、件御庄者、前朱雀院御領、被施入御寺之後、未令味如此臨時雜役、隨亦不入勘國檢田使、既數十代也、本田百卅町百步、四至之内依無幾公田也、而當時國司減本田數、加徵六十丁料者、重案事情、御庄見作僅廿丁已下也、是依度々疫癘、庄司寄人<sup>(等カ)</sup>多以死亡也、雖稱如此之由、敢無寬宥之法、望請本寺改<sup>□</sup>裁下、以庄所納地子米、致進用之勤、省苛法之國務、將知本寺正理者、言上如件、望請天<sup>〔裁脱カ〕</sup>、給宣旨於國司、任先王勅納、停止國宰非理之責者、權中納言藤原朝臣賴宗宣、奉勅、宜仰彼國、令停止付員彼庄造宮料加徵並夫等者、國宣承知、依宣行<sup>〔之脱カ〕</sup>、不得違失、

寛仁元年十月十六日

左大史 小槻宿禰

少辨源朝臣 經頼

〔卷第十二〕

この種の不當徵責はその後においても屢々繰り返された。寛治三年八月二十九日の左辨官下文は、寺家の訴えに基づき、國司が先例に背いて齋宮群行の雜事を宛て課し、是非を論ぜずしてほしいまゝに徵責いたすがために、庄民は各々安堵を失ひ本寺の勤め殆んど闕怠に及び居るに就き、先例に任せて件の雜事を免除させ、併せて課徴の子細を言上せしめよと申してゐる(註一)。また天養元年八月二十日の右辨官下文は、同様の事實に就いて前記寛治の官宣旨に任せ、國衙の徵求を禁じてゐる(註二)。會禰庄が租稅官物を免除されたる不輸の庄園なることは、天曆の官省符によつて明白であるのであるから、これに背いて雜事を課する國衙の所行はもとより不當であるが、東大寺のやうに權勢強大ならざる醍醐寺などの所領庄園は、多くの場合において違亂を蒙つたに相違ない。

(註一)

左弁官下伊勢國

應令國司且任先例免且辯申醍醐寺領

右、得彼寺去八月廿五日解狀稱、謹檢案内、件處者<sup>〔省符之庄、代代國司無致牢籠、加之、齋宮群行之時、皆依先例免除所役、而今國司妄背先例、宛課件役、不論是非、恣致誣責、因茲、庄内住人各失安堵、本寺之勤殆欲闕怠者、寺家之愁、尤可在斯、望請天裁、被下宣旨於國司、早任先例、被停止件所役者、彌仰道理之不空者、權大納言源經信宣、奉勅、宜仰彼國司、且任先例令免除、且辯申件子細者、國宣承知、依宣行之、</sup>

寛治三年八月廿九日

大史 小槻 宿禰

第一章 王朝時代に於ける醍醐寺領庄園



(少) 小辨藤原朝臣

(註二) 右辨官下伊勢國

應任寛治三年宣旨令停止醍醐寺訴

(會)彌庄切宛齋宮群行雜事致

右、得彼寺去月廿八日解狀稱、謹檢案内、當寺者是延喜聖主之御願、鎮護國家之道場也、庄亦天曆勅施入官省符之庄也、自往古數百歲之間、役夫工並齋宮群行同歸京野宮作料米公卿勅使、如此等役、全以所不動仕也、加之、臨時之宮事國役等、又以不勤、而去寛治年中、始狼戾國司雖切宛群行之役、無先例之由經奏聞之處、則被下免除之宣旨畢、今度群行之役宛催、數字之假屋切宛巨多之雜事、不論是非致、條、寺家之大愁也、望請天裁、任先例被下宣旨被免除、將今仰勅宣之不空、彌奉祈萬歲之寶算者、權中納言、朝臣重通宣、奉勅、宣任寛治宣旨、依請者、國宣承知、依宣行之、

天養元年八月廿日

少辨源朝臣 在判師能

右少史小槻宿禰

[卷第十二]

### 第三項 庄民の負擔

(一) 所當——當庄の見作田は時代によりて各種の事情のために廣狹があるが、長承年間の記録によれば水田百四十五町百歩あり、所當は段別に三斗を徵收してゐる。これは領家の收納するものなるは言ふまでもない。但し當庄には本家職を設定してゐたがために、本家の佃として五町を定め、段別に一石五斗を徵收して、その内より種子料として十五石を除き、都合、所當米六十石を本家の得分としてゐる。

なほ當庄には預所があつたから、その得分として佃三町を充行はれ、段米を段別に二升・厨料段別五升・都合段別に七升を徵收してゐる。預所の佃はもと五町であつたが、大僧都元海の時に至りて、本家の佃が三町であつたために預所の佃五町は謂れ無しとして、その二町を本家に取られたから、長承四年より三町に減ぜられたのである(註)。

(註)

水田百四十五町百歩

所當官物段別三斗

御佃五町段別一石五斗也并七十五石内砂十五石除種子料了

所當米六十石除種子食定

段別六升辨之

預所得分

佃三町 段米段別二升 厨料段別五升

(中 略)

御佃者往古三町也、而大僧都御房元海仰云、預所佃五町・本家佃三町、無其謂、於二町者、可付本家者、自長承四年所被成加五町也、

[卷第三]

(二) 雜事賦役——雜事は令制に於ける調に、賦役は徭に相當するものであるが、それは屢々本家・領家・預所等の生活に必要な殆んど一切のものを徵收せられるのであるから、甚だ輕からざるものであつた。仁安元年十一月十七日の注進によれば、その種類は實に次の如くであつたのである。



一會禰御庄役雜事

合

比皮繩三百萬但冬繩也 庄家役

本寺築垣二本修理付預所

寶藏兵士五人九・十兩月並十二月下旬内九ケ日 庄家役

二季彼岸僧前四十前預所役

清瀧會樂人舞人等饗一度員可依參會 預所役

四度海藻庄家役

二月朔日一番僧供料

和布八束員八十 青苔八束員八十 荒布十束員百

布苔甘苔已上別進

七月六日料

和布 青苔 荒布員同前 心太八十帖

九月二十六日御八講料

和布 青苔 荒布員同前

歲末元三料

和布 青苔 荒布員同前 神馬草八十帖 海藻 稚甘苔 菓子十二合朝拜料 酒一大瓶同料 紫縁

疊六帖同料

御佃五町所當米七十五石段別一石五斗定

桑代糸二百管但可依畠之見作也

于飯二袋各納三斗 下同

飴一桶納七升庄立用

柑子木三木青花員可依在家

右此注文、信兼始爲預所之時、仁安元年十一月十七日所注遣也、

〔卷第十一〕

こゝに『寶藏兵士五人』とあるは賦役の一種であるが、雜公事が如何に多種多様に亘つてゐたかは、これによつて其の一斑を窺ひ知ることが出来る。これ等は、いづれもその土地の産物を以つて徵收するを原則とし、他の庄園からは各々その地の産物に應じて別箇のものを徵收してゐる。伊勢國會禰庄は海岸に近かつたから、少からず海産物を徵收されてゐるのであらう。而して上記の所納は、平安朝時代末期なる仁安年間のものに屬する。

第四項 史的考察

伊勢國會禰庄は他の多くの寺領において屢々見らるゝやうに、皇室の施入によつて成立したる寺田であり、勅免を乞ひて庄園としての不輸不入の特權を獲得したる寺領である。たゞ領家たる醍醐寺の



社會的および政治的權勢が餘り強壯でなかつたがために、しばしば國衙の侵撃を受けねばならなかつた。寺家はそのたびごとに上申してこれが停止方を訴え、かくて辛くも領有を保持してはゐるが、當時の如く侵奪兼併の盛んに行はれたる時代においては、所領確保も容易なことでは無かつたであらうと思ふ。

次に領有關係に就いて見るに、もとより當庄は不輸の地ではあるが、寺家が微力なるために國衙の濫妨を防ぐことが出來ず、早くから本家職を設定してゐたのであらう。たゞこの本家職設定の經過およびその内容を明確ならしめ得ないのは遺憾である。更に預所をも設けてゐるが、これは寺僧に對する寺家の恩給ではあるまいかと思はれる。——これによつて明かであるやうに、曾禰庄は寺家の絶對的一圓進止の所領ではなくて、本家と領家との間に領有權——進止權——の分割が行はれてゐた。御佃五町が本家の領有權に屬し、佃三町が預所に、而してその残りが領家たる醍醐寺の領有權下に歸してゐるのである。領有權の分割が複雑に行はるゝといふことは、庄園組織に多く見らるゝ當然の現象であつて、當庄の場合の如きは未だ複雑ならざる部分に屬すると言ふべきであらう。

なほ庄民の負擔は、所當官物は段別に三斗であるから、他庄に比すれば必らずしも高率とは言ひ得ないが、併しそれに反し、頻繁に徴收されたる雜公事および賦役は甚だ重い負擔である。その種類のないが、恐らく當庄内に産する凡ゆるものを徴したに相違ない。

### 第三節 越前國牛原庄

牛原庄は北庄・南庄・中夾庄・庄林および泉庄の五者より成つてゐる。而して、前の四者はその成立事情においても領有關係においても全く同一であるけれども、泉庄のみはいささか事情を異にするものがあるから、こゝでは先づ前の三者のみを一括して究明することより始めるであらう。さて、當庄に於ける構成諸關係を究明するに必要なものとして、先づ注目すべきは次の史料である。

一 越前國牛原庄

庄田開發應宣一通六枚 應德三年閏二月

庄建立最初立券一卷三枚 應德三年

内檢帳一卷十三枚 長治二年

立券一通三枚 長承二年

北庄百六十九町一段百四十步 南庄百九十町九段七十步 中夾庄五十九町三段二百五十五步 庄林



四十町八段四十歩 毎年々貢五百石内所用三百十石四斗  
田殘百八十九石六斗 所當段別五斗此外加徵五升  
時納時笠斗別二升  
建付斗別三合  
庄本主者東大寺五師忠範之、白河院奉爲 堀河院母后中宮、被立圓光院之時、爲六條右大臣顯房家  
御沙汰、依被尋庄券契、忠範以件文書、進上遍智院僧都義範、々々寄進大臣殿所被立也、其時見作  
田二十町、自餘者荒野也、忠範暫爲下司職、始被立庄之日、懸札寺使如意房賢尊也、預所未定之  
間、賢尊圓光院  
如知院之沙汰、其時賢尊奉爲彼僧都、庄内立一堂、安置彌陀丈六像、寄進田一町五段、十  
二箇月料毎月一段宛之月忌、今轉讀四十八局三段者、御忌日料宛置之、令爲平助別當、止五段爲私  
用云々、

庄務僧都如行之後、權僧正御房御知行也、領所賢圓被分庄、預所於兩方之時、北庄賢圓・南庄慶順  
也、勝示者（イ、イ）、權「僧脫」正御房時打之、大僧正御房時者、中夾勝示依宣示被打之、（註略す）

〔卷第一〕

今この記録によれば、牛原庄は百六十九町一段百四十歩、南庄百九十町九段七十歩、中夾庄五十九  
町三段二百五十五歩、庄林四十町八段四十歩の面積を有し、田畠山野合計四百七十餘町歩にわたる廣  
大なる庄園であることが知られる。毎年徵收する年貢は五百石に及び、所當は段別に五斗を徵してゐ  
るが、この外に加徵米として五升、小加徵として三升、收納時に笠斗別二升、建付斗別三合、小計一

斗三合、合計所當雜事として六斗三合を徵收してゐる。この所當額は當時にありては稍々高率の部に  
屬するやうに思はれる。

次に當庄の領有者は幾多の變遷を遂げて來た。先づ根本領主は東大寺の五師忠範であつたが、白河  
院が堀河院の母后を中宮となし圓光院を建てらるゝ時にあたり、六條右大臣顯房の沙汰を以つて當庄  
の券契を尋ねらるゝにより、忠範は件の文書を以つて遍智院の僧都なる義範に進じた。然るに義範は  
又これを大臣殿へ寄進したが、その時の見作田は二十町であり、他は荒野であつた。ところで、根本  
領主たりし忠範はしばらく下司の職を帯びてゐた。これ蓋し忠範は微勢であるがために國衙の濫妨を  
防ぎ、他者の押領より免がれ得なかつたから、私地を、自己よりも一層有勢なる上智院僧都義範に寄  
進し、以て自己は庄官職を留保してゐたのであらう。かゝる領有關係は、我が王朝時代の庄園におい  
て最も頻繁に行はれたことであつて、決して珍らしいことでは無いのである。しかして、預所が定ま  
つてゐない間は、如意房賢尊が沙汰をしてゐたが、彼はそのとき前記の遍智院僧義範のために、庄内  
に一堂を立て、佛像を安置し、寺堂の用費を割き充てた。平助別當が私用せる五段の田が即ちそれ  
である。

庄務は僧都義範が知行してゐたが、そののち權僧正御房に移つた。預所は二人の場合には北庄と南



庄とを各々知行することとなつてゐる。庄園の勝示は權僧正御房の時に打ち立て、大僧正御房の時に至つて宣旨により中夾庄の勝示を打ち立てた。

庄民の負擔に就いて見るに、所當は上記の如く合計六斗三合であるが、これ以外に雜公事が徴收されたのは言ふまでもない。保元元年十月および長寛二年四月の日附ある記録によれば、實に次の如きものまでも徴收されてゐたのである。

一 牛原御庄節器支配事

合

一 北御庄所課

君達分子六具 大各二 小各六 可有様之注  
大並十二枚 小並卅六枚

兒共分子五具 大各二 小各四  
大並十枚 小並廿枚

朱三花合子十二具 大各二 小各四  
大並廿四枚 小並四十八枚

朱合子十一具 大各二 小各四  
大並廿二枚 小並四十八枚

朱鉢二口 朱杓二支 高器二本 御料

取一口

朱塗折敷二枚 御料

燈臺二本 各可有金物

手洗一口 小 炭

己上大合子六十八枚 小合子百五十枚

一 南御庄所課

朱四花形合子二十三具 大各二 小各四  
大並四十六枚 小並九十二枚

紅葉合子二十五具 大各二 小各三  
大並五十枚 小並七十五枚

朱盤三枚 面廣各一尺二寸 朱盤二枚 紅葉杓三支 燈臺二本 手洗一口 大

己上大合子九十六枚 小合子百六十七枚

一 中夾所課

黒塗合子十五具 大各二 小各三  
大並三十枚 小並四十五枚

黒塗鉢三口 白木杓一支 黒塗盤三枚 大 樋桶一口

右支配注文、三方各分遣了、

保元元年十月二日

一 庄林所課

朱三花形合子十五具 上大盤料  
大各二 小各四

手洗一口



長寛二年四月 日支配之

〔卷第十一〕

これ等の所課が寺家の佛用に供せられたのは勿論であるが、雑公事はこれのみではなく、久安四年十二月六日より始められたる三寶院元三料として、菓子・酒などを徴収する規則となつてゐるが如き——菓子十二合・酒一瓶子・各庄皆同じ——〔卷第十一〕、また應保元年十一月二十三日の支配にかゝる『歳末疊支配事』に、北庄六帖——内譯は御座二帖・紫重縁四帖、但莚長相叶者長八尺可被差之——南庄六帖——紫重縁長七尺五寸——、中夾庄二帖——紫重縁——〔卷第十一〕、とあるが如きはその一例である。

また賦役としては三寶院の酒番として徴發せられ、北庄は正月・南庄は五六二ヶ月（但し六月は下司）・中夾庄は七月・庄林は九月に、それ／＼寺家へ罷り出でて所役を勤めることになつて居り〔卷第十一〕、寺家宿直の兵士役としては、南庄は正二月・北庄は三四月・中夾庄は六月に、各五人宛にて三寶院の守護を命ぜられてゐる〔卷第十一〕。この兵士役は往古より勤仕してゐたが、その後しばらく中断してゐたので、醍醐寺座主元海の時に先例に任せて興立したものである。

牛原庄は醍醐寺圓光院の所領なるところ、當庄内に居住せる平泉寺僧徒は庄務に對捍して所役に隨

はず、また夜打強盜の輩はほし／＼に横行して當庄を冤凌してゐた。長寛元年十一月の官宣旨に曰く、

左弁官下醍醐寺圓光院

雜事貳箇條

一平泉寺僧徒、居住院領越前國牛原庄、不從所役事、

右々々々

一同寺籠居夜打強盜輩、還冤凌當庄事、

右々々々

者、中納言藤原朝臣實長宣、奉 勅、

以前々

長寛元年十一月八日

大史小槻宿禰

權右中辨藤原朝臣

〔卷第十二〕

このやうなことは、他の諸庄園にありても屢々見受けられるところであつて、當庄のみの特殊現象ではない。



最後に牛原泉庄に就いて見るに、當庄の四至は、

四至 東限大野河  
西限坂戸 南限弘田村  
北限山峯

〔卷第十三〕

であり、これに對し上に述べたる牛原庄の四至は、長承元年九月二十三日の左辨官下文（醍醐寺圓光院へ下す）によるに、

四至 東限眞中河  
西限坂戸 南限猪山  
北限油瀧

〔卷第十二〕

となつてゐるから、兩者は接續地であつたか、少くとも非常に近接せる庄園であつたことが、これによつて推察せしめられる。

さて、長承二年六月十四日の左辨官下文は、泉庄の由來を吾々に知らしめてゐる。今それを見るに、當庄は越前國司高實朝臣が應徳三年に建立したものである。その時の東境は眞中河であつた。而して寛治四年に至り次の國司清實朝臣は、當庄が餘りに廣過ぎるの由を以つて東堺を大野河に改めた。それより數代の間は敢て牢籠なく、永く四至内の押妨を聞かなかつた。ところで、備前守忠盛朝臣の任中に、眞中河内の八十餘町は最前の四至たるにより舊の如く免除されたにも拘らず、前司顯能朝臣は件の八十町を停廢し、大野河内の四十餘町に對しても妨げをなしたが、もとの四至に任せて庄領たるべき由の免判を與えられた。而して、後代の異論を無からしむるために件の子細を注上し、官使を遣

はして勝示を打たしめられんことを申請し、長承元年九月二十三日に宣旨を下された。然るに翌二年正月二十七日の宣旨では、參議藤原成通領なる大野郡内泉郷を以つて圓光院領となし、院家使を入れず、毎年米三百石を辨濟せしめ、且つ爾餘の雜事を免除し、兼てまた官使を遣はして四至を堺し・勝示を打てよと申されるに至つた。けれども、この庄はもとゞ寺領であつたものを藤原成通のために押領せられたものであるから、寺家の訴えは實にこの點に存する——かくの如く圓光院は上奏してゐる〔卷第十三〕。これによつて見れば、泉庄はその成立の事情を異にしてはゐるが、その場所といひ・成立の年代といひ、ともに牛原庄と近似して居り、領家は醍醐寺圓光院であつた。所當その他の事項に於いても、ほど同じ程度のものであつたに相違ない。

けれども泉庄は完全なる不輸不入の庄園ではなかつた。萬雜公事のみは免除せられてゐたけれども、官物を徵收されてゐたことは、長承二年正月二十七日の左辨官下文によつて明かである。即ち次の如し。

左辨官下越前國

應以參議右近衛權中將藤原朝臣成通領管大野郡内泉郷爲圓光院庄不入院家使毎年令辨濟米參佰斛免除自餘雜事兼又遣官使堺四至勝示事



四至 東限栗林 南限井上  
西限大會林 北限大槻

右、得彼家今月廿日解狀傳、謹檢案内、件大野郡所領者、官物一色之外、全以所不勤國役也、然者、爲彼庄領不入家使、毎年以參佰斛、辨濟牛原庄、如本可被免除萬雜事、僉議之處、何謂非據乎、望請天裁、被下宣旨、以泉郷爲彼<sup>(院)</sup>家庄、賜使堺四至勝示、被免除萬雜事、永代無相違欲領知者、權中納言藤原朝臣宗輔宣、奉 勅依請者、國宣承知、依宣行之、

長承二年正月廿七日

大史 小槻 宿禰

權中辨藤原朝臣

〔卷第十三〕

#### 第四節 近江國柏原庄

柏原庄はもと山城前司源盛清の所領であつたが、應徳二年に醍醐寺圓光院へ寄進した。これは恐らく名を圓光院に假りて本家または領家と仰ぎ、自己は庄園の眞の領有者として領主または預所の地位を留保せんがためであつたのであらう。然るに盛清は寄進契約——所領保護契約——に違背して、圓光院の得分を三千餘石も未進したるが故に、天承元年に寺家のために沒收せられ、それより後は圓光院の一圓進止の所領となつた。その關係史料ならびに田畠の面積等は次の如くである。

一 近江國柏原庄 本公驗延暦十二年十一月廿日 頁十三枚

本主山城前司源盛清領、應徳二年寄進圓光院、但依致三千餘石未進、天承元年被付寺家了、

本田百九町六段十步 當時定百六十六町三段三百五十步

柏原方田百六丁五段三百五十步 畠三十七町三段

大野木方五十九丁八段 畠三十九町二段半 等云々略之、

〔卷第二〕

けれども、後の註二および註三に引く二箇の太政官符によれば、當庄はもと堀河先帝の母后なる前中宮職の御領であつたが、後これを郁芳門院に處分し、同院が醍醐寺圓光院の佛聖燈油料に充つるために施入せられ、不輸の勅免は同門院が申請して直ちに裁下を與えられたといつてゐる。そのいづれに隨ふべきかは今直ちに斷定することが出来ないが、恐らく右に述ぶるところが正當であり、源盛清は中宮職へ寄進したものであるまいか。かくて、同年五月八日には當庄を永く不輸租田となすべき太政官牒狀が下つた。それは次の如くである。

太政官牒醍醐寺新御願堂

應永爲不租田領掌近江國字柏原庄壹處事

第一章 王朝時代に於ける醍醐寺領庄園



在坂田南郡

四至 限東館岳並自北道  
限西事阿並澤

限南上野山  
限北御殿川吉備川

空地捌拾壹町參拾步

百姓地貳町參段肆拾步

墾田貳拾陸町貳佰伍拾步

右、太政官今日下民部省符傳、々々々并付等略之、者、正二位行權大納言兼民部卿皇后宮大夫源朝臣經信宣、奉 勅依請者、省宜承知、依宣行者、寺宜承知、牒到准狀、故牒、

應德二年五月八日 修理宮城判官正五位下行左大史兼主稅權助<sup>(等)</sup>竿博士安藝權介小槻宿禰<sup>(在判)</sup>右少辨正五位下源朝臣

(卷第十二)

この太政官牒狀によれば、不輸租田となりたるは柏原庄の本田のみであつて、田畠全面積約四百三十町歩の内わづかにその四分之一なる約百十町歩にしか過ぎない。その理由の何故なるかは明かでないが、恐らく爾餘の部分は或は公田を相交え或は國務に妨げあるがために勅免されなかつたのであらう(註一)。

その後、國司は當庄に對してしばしば濫妨を企て、或は伊勢大神宮役夫作料の課徴等がなされてゐ

るが、寺家はそのたびごとに政府に訴え、政府またかゝる不當の課徴を禁止するを常とし來つて居る

(註二、註三)。

(註一) 尤もこのことは應德二年五月八日現在の事態であつて、これより後に至り當庄全部が不輸租田になつたかも知れない。これは單なる推測ではあるけれども、特に一言附記して置きたい。

(註二)

左辨官下近江國

應令國司<sup>(辨)</sup>雜申子細權大僧都定海訴申醍醐寺圓光院領柏原庄宛課造伊勢太神宮役夫參拾伍人作料拾參解伍斗事

副下寺家前進應德官符案壹通

右、得彼定海去二月廿日解狀傳、謹檢案内、當寺者前中宮職之御願、彼庄者同宮處分都芳門院之地也、而爲宛佛燈油料、更以施入于當寺、隨又永可爲不輸租田之由、依彼院奏狀、去應德二年五月八日<sup>(忽)</sup>降綸旨、被賜官符、自爾以降、偏營寺家恒例之用途、無國司臨時之課役、加之、寬治・永久之比、彼宮營造之間、代代國司全不宛件役、而當任忽背先例、俄以支配、所爲之旨全無理、致非當行當時之非例、已歎絕長日之佛聖、所行之趣旁不穩便、裁免之處、誰謂非據、望請天裁、早被免除彼庄所當役夫<sup>(等)</sup>三作料米等者、將仰正理之不空者、權中納言藤原朝臣忠宗宣、奉 勅、宣令國司辯申件子細者、宜承知、依宣行之、

長承二年三月一日

大史 齊部 宿禰

右中辨藤原朝臣 公行

(卷第十二)

(註三)

右辨官下近江國

第一章 王朝時代に於ける醍醐寺領庄園



應停止醍醐寺圓光院領柏原庄切充大嘗會役事

右、得彼院今月十七日解狀備、謹檢案内、當寺者是堀河先帝母后前中宮職御願也、爲宛佛聖燈油料、以件庄所被施入也、隨又去應德二年被下官省符宣旨畢、仍數代之間、全以所不動如此之役也、就中、去長承二年役夫工役、保延四年成清寺壇築、同五年公卿勅役、同六年日吉造宮、如此等之役、國司雖宛催、無先例之由經奏聞之處、或被下宣旨、武被下院宣、皆以免除、今以非例譴責之條、寺家之愁歎何事如之哉、望請天裁、任先例、被停止件役者、將慰一寺之訴訟、彌祈萬年之寶算者、權大納言藤原朝臣伊通宣、奉勅、依請者、國宣承知、依宣行之、

康治元年九月十九日

大史 小槻 宿 彌 在列

右少辨藤原朝臣 在列

〔卷第十二〕

當庄に於ける所當の率法は明かでないが、庄民の負擔せる雜公事は他の諸庄園に於けると同じく各種のものに亘つてゐる。三寶院の元三料として菓子・酒を徵收せられ〔卷第十二〕、毎年正月には寺家の所用として餅を召し取られ〔卷第十二〕、また應保元年十一月二十三日の記録では歳末の疊を七帖——紫重縁四帖・布縁三帖——ほど徵收せられてゐる〔卷第十二〕。而して寺家の日用必需品が如何に些末に至るまで庄民の負擔となつてゐたかは、次の記録によつて略々推察するに難からぬであらう。

一 柏原例進

炭百石 蓆百枚 秣百束 葦二萬把

續松二千把之内千把者保太百物代 大僧正御房召之

檜皮百冊井 仁平四年四月始下知之

運賃横斗定大豆三石六斗十二兩車力也、於舟賃者無用立之、又御地子代召之時者、自庄爲田塔沙汰、運上寺家引納之、一井別横斗一斗所成返抄也、運賃不立用之、

足桶三口 桶三柄各五口 飯櫃三合 杓三枝

折敷三百枚 大僧正御房始令渡眞言院御修法御之年  
今百枚召具之

〔卷第十二〕

なほこれ以外に、賦役として三月には毎日三寶院へ酒番に徵發せられ〔卷第十二〕、七月および八月には三寶院を守護のために宿直兵士として所役を勤仕せねばならなかつた〔卷第十二〕。もとより、これ以外にも更に多くの雜事賦役が徵せられたであらうことは、こゝに多言を要しない。

### 第五節 近江國笠取庄

笠取庄は東庄と西庄とに分れ、東庄は醍醐寺延命院領であり、西庄は醍醐寺觀音堂領であつた。兩庄とも參議清原真人の寄進によりて寺領となりたることは、次の二個の史料によつて明かに知ることが出来る。



一 延命院領笠取東庄

水田四町

貞觀十二年六月七日券蔭子清原真人

〔卷第十二〕

蔭孫清原真人

一 寺領笠取庄四至

限東幢峰  
限西嶺谷

限南勢美河  
限北坂本

笠取西庄 參議清原真人長谷卿施入 承和十三年八月十三日官省符

永延二年十二月二十九日被

下官府等案一通 七枚

田地二百九町四段百六十步

〔卷第二〕

この記録では、東庄は水田四町となつてゐるが、その後における別の記録によるに、當庄は如何なる理由に基づくものであらうか、水田九町七段小に増加して、

一 寺領笠取東庄

貞觀十二年六月七日券一通  
天德二年券一通

本水田四町、今九町七段小

本田所當段別四斗五升  
新田段別三斗

〔卷第二〕

となつてゐる。恐らく新たに荒野空地を開墾したのであらう。而して右の分註にあるが如く、當庄の

所當は本田たる水田四町は段別に四斗五升、新田たる五町七段小は段別に三斗を徴收してゐる。當庄の領主は前記のやうに延命院であるが、しかも預所および下司を置いてゐたるものゝ如く、承安元年十月二日附の實檢取帳によれば、預所の給田二段・下司の給田一段が見えてゐる〔卷第二〕。笠取庄は山邑であると思へ、庄民の負擔する雜公事の如きも多く山野の産物である。東庄なるや西庄なるやは不明であるが、次の記録はこのことを明白に物語つてゐる。

一 笠取例進

名別炭二石

又節料名別五斗食米五升下之

毎月名別薪一荷

草名別一荷自四月至九月

本日名別

一 荷 于蕨十連

本日厥食鹽等料  
名別五升下之

藁二百束 覆瓮子

〔卷第十一〕

次に治承元年十月十日の笠取西庄實檢取帳並枚目録によれば〔卷第二〕、當庄の所當は二斗代乃至三斗代が最も一般的であつたやうに見えるが、しかし『本田四斗五升代也』と分註せるものも存するより見れば、その所當は東庄と殆んど全く同じ程度のものであつたに相違ない。これ等の所當額は必ずしも高率ではないが、これ以外に庄民は雜多の所役を勤仕するを要した。例へば久安四年十二月六日の日附ある記録には、三寶院元三料として西庄は雜菓子を進納せしめられてゐる〔卷第十一〕。たゞ當庄からは三寶院守護の宿直兵士役に徴發されてゐないが、それは何故であるかゞ明白でない。



### 第六節 其他の諸庄園

關係史料の乏なる諸庄園を一括して茲に説明するであらう。凡てが断片的であるのは亦止むを得ない。

**河内國五箇庄**——當庄は郡・志紀南・志紀北・若江・澁川・の五庄より成れるを以つて、これを五箇庄と稱した。天承元年八月六日の右辨官下文に引く寺家の解狀によれば、當庄は天曆年中の勅施入にかゝる不輸租田である〔卷第十二〕。段別その他は次の如くである。

一河内國五箇庄

郡庄田五十町

志紀南五十三町五段二百八十歩

同北五十六町五段六十歩

若江十五町八段五十歩

澁川

二十町

都合百九十五町九段三十歩

圖帳百九十五町八段五十歩也之外三百四十歩勘益敷

所當官物段別四斗

預所得分

佃、郡並志紀南北各二町

若江澁川各一町

段米段別一斗二升

已上兩庄 前朱雀院勅旨田也

〔卷第三〕

即ち五箇庄は全體にて約二百町歩に垂れ、所當は段別に四斗である。預所の得分としては郡ならびに志紀南北庄は佃各二町、若江、澁川兩庄は佃各一町宛、合計八町に及ぶ。また段米を段別に一斗二升宛徴收してゐるから、所當を加ふれば庄民の負擔は五斗二升であるが、これ以外に雜事賦役の負擔があつたのは勿論である。久安五年の座主房雜事日記によれば、正月には當庄から餅七百枚——内譯は郡二百枚・志紀南北各二百枚・若江百枚・澁川なし——を出して居り〔卷第十一〕、仁平四年には寺家の修理料として繩を百四十方——郡六十方・志紀南北各三十五方・若江十方・澁川なし——徴收された〔卷第十一〕。また賦役として三寶院守護の宿直兵士役に五月中各五人宛〔卷第十一〕、三寶院酒番に二月〔志紀南北若江各十箇日〕・四月〔郡〕の兩月に亘り毎日一瓶子〔四升入り〕を納めることとなつてゐる。寺家の日常必要なる資料は、かくして庄民の負擔するところとなつてゐたのである。

當庄に關しては、これ以外に注目すべき史料が見えない。

**尾張國安食庄**——康治二年八月十九日の左辨官下文に引くところの、醍醐寺灌頂院解狀によれば、當庄はもと統正王の所領であつたが、延喜十四年に醍醐寺修理料として永く施入されたといつてゐる



〔卷第十三〕。その段別は見作田百町四段百二十歩に及び、所當は美絹を町別に一疋宛徴することになつてゐた〔卷第四〕。雑公事としては三寶院元三料に菓子十二合・酒一瓶子・寺家の修理料繩六十方——檜皮繩——〔卷第十一〕等の進納が見えてゐる。

攝津國吹田庄——貞觀七年二月二日の記録によれば、當庄は田六十三町百七十五歩である。本券狀では、當庄は宣旨により基貞親王家に賜ひ、そのうち同親王家から清住寺へ施入されたようである〔註一〕。併し保安五年八月十日の攝津國廳宣旨に、當庄の臨時雜役を免除する旨を述べてあるより見れば、これまで臨時雜役を徴せられてゐたことがあつたかも知れぬ〔註二〕。

〔註一〕

一寺領 攝津國吹田庄田六十三町百七十五歩

本券狀云、右田地依宣旨、阿閉次子宣永賜基貞親王家既了、如件、

貞觀七年二月二日

〔卷第五〕

〔註二〕

廳宣 留守所

可永免除清住寺庄臨時雜役事

右件庄臨時雜役、依有指 宣旨、永可免除之狀、所宣如件、留守所承知、依件行之、以宣、

保安五年八月十日

主殿頭兼守源朝臣

〔卷第十三〕

當庄の所當額は明白でないが、雑公事としては正月の餅百五十枚、三寶院元三料として雑菓子等を納めたことがあり、寺家修理用の繩六十方も見える。但し三寶院守護の宿直兵士役は課してゐない〔卷第十一〕。

肥後國山鹿庄——先づ當庄の成立由來を説明するものは次の史料である。

一寺領肥後國山鹿庄

院廳下文二枚 天仁二年 檢注文一卷 天承元年

合千二百五十六町四段三十六歩 南北郷田數等略之

庄分事 久安元年 閏十月六日

無量光院方 田七百町 畠二百餘町

孔雀明王堂方 田五百町 畠二百餘町

山鹿庄被寄院宣云、任尼蓮妙讓狀、以女孫藤原仲子、永可預沙汰事、件庄蓮妙私領也、寛治六年二月二十六日寄進院廳、相次永長二年十二月二十六日、被施入無量光院、庄本主者、壹岐守能高、次子出羽權守能輔、々々之時六條院崩御之後、白河院被立無量光院之刻、



爲此御堂、被尋庄券契、仍能輔以當庄文書、寄進六條院宣旨殿、土佐前司、能仲之妻、々々々進止白河院、自院施入無量光院、能賢入道者宣旨殿之聲也、能仲女、宣旨殿讓件於女子、能賢妻、々々又讓俊雅之妻、能賢女、々々讓俊雅息待從俊定之時、内大臣源朝臣雅通押而被知之、能輔子有仲、々々養子爲宗、次第相傳文書云々、自能輔七代可爲下司職之由、賜白河院廳下文云々、  
〔卷第四〕

今これによれば、當庄は千二百五十六町餘に亘る廣大なる面積を包含してゐるが、もとは尼蓮妙の私領であり、その女孫なる藤原仲子を以て預所の地位に在らしめた。そのうち寶治二月に白河院廳へ寄進し次いで永長二年十二月に至り院廳より無量光院へ施入された。しかし庄の本主は出羽權守能輔であつた。六條院崩御ののち白河院が無量光院を建てらるゝにあたり、この御堂のために庄の券契を尋ねらるゝにより、能輔は當庄の文書を以て六條院宣旨殿に寄進した。ところで宣旨殿は白河院へ進上し、院より更に無量光院へ施入されたのである。このとき白河院は、能輔の子孫七代までは下司職を帯びしむる旨の宣旨を發せられた。これ即ち下司職留保の寄進である。

かくて成立せる無量光院領は不輸の庄園となつた。大治五年七月、同院の宣旨請文に、「抑件庄、去寛治六年二月二十六日、被立券院御領之日、院廳御使並府國使等臨地頭、堺四至打勝示畢、其後去永長二年十二月二十六日被寄無量光院之刻、重遣院御使並府國使、令檢注之處、與寛治立券敢無相違、

因之、全寺家之領掌、不致國衙之訴訟、是則四至明白勝示顯然之故也、」〔卷第十三〕とあるのは、即ちこのことを説明するものである。

其後、久安元年閏十月六日に至り、當庄を分ちて二となし、うち田七百町・畠二百餘町を無量光院に、田五百町・畠二百餘町を孔雀明王堂に分附してゐる〔卷第十三〕。而して年月は不明であるが、一記録によれば、無量光院領の年貢米は合計四百七十四石八斗一升四合を徵收してゐた〔卷第四〕。

加賀國得藏庄——當庄の成立由來を見るに、醍醐寺少別當賢圓が寛治年間に保司として荒地を開發したるに緣由してゐる。最初は官物を辨濟してゐたが、國司の手筋によりて不輸の庄園となつた。寺領として當國には高羽庄と治田庄との二つがあり、兩庄とも天曆七年八月五日に官省符を下されたが、そのうち違亂あり、寛治三年十月二日に官省符を下されたが、そのうち違亂あり、寛治三年十月二日に加賀國司より租稅官物を免除された〔註〕。而して天仁三年より開發者たる賢圓が領主となつて庄務を沙汰し、醍醐寺は本家となりて所當段別八斗のうち段別三斗を寺家に徵納し、その残りを賢圓の得分となすことに定めた。面積百町のうち本田五十町・不作田五十町を占めてゐる〔卷第一〕。なほ應保元年の歳末には當庄から寺家へ布縁の疊三帖を納めたことが記録に見えてゐる〔卷第十一〕。

(註)



一加賀國得藏庄

醍醐寺庄廳宣一紙、所成獻上也、高羽治田兩所、爲往古官省符之由、雖被仰、遣陵遲年尙、但代々、聖朝御祈之由、誰人可致忽緒、仍所奉免大野郡得藏保也、件保雖荒地、賢圓可開發之由、去春依申請、令補保司候了、於今者、件保令奉免庄候也、委細合御使候了、恐々謹言

寛治三年十月二日加賀守在判

謹々上醍醐座主御房

〔卷第十三〕

大和國大南庄——當庄に關しては次の記録を擧示するに止めて置く。

一大和國大南庄事

本堂北白川新三味堂也、彼庄此寺領也、件北白河者、源氏僧長者所被知行也、權大僧都元海御時知食之、

免田廿町内分七名

大佛供三町 松本名三町 長谷名二町 別符名三町 時常名三町 道貞名三町 下司名三町但於

二町者給田也

所當一町 別低一駄半 油一升 空佃米五斗也

五節供進之

〔卷第五〕

紀伊國秋津庄

當庄に關する記録は甚だ乏しい。領家は中院右大臣家であるが、醍醐寺は或は本家であつたか、或は單に領家より一定の米穀の寄進を受くるに止つてゐたか、これらの點については斷定を下すことが出来ない。史料次の如し。

一寺領紀伊國秋津庄 領家中院右大臣家

一寺用米十石

佛供御明日別各二升 別當五升 供僧各三升 預各二升 下部各一升

〔卷第二〕

伊豫國大島庄——當庄の由來を訪ねるに〔卷第二〕、もとは故土御門右大臣家領、大島内甘原方田三十

町であつた。また藤原基隆が伊豫國司だつた際に大島内吉浦方田五十町を以て宮御品田に寄進し、甘原の分を合せて八十町を御願寺領となした。兩方ともに各々島が七十六町附屬してゐた。大治三年には官使・史生等が下向して勝示を打ち定めたが、當時は吉浦四十三町・甘原三十七町であつた。

これによりて醍醐寺は當庄の本家となることが出来た。然るに當時の領家源通資が本家の得分を多く未進するがために、當庄を本家たる寺家に進付せしめられんことを院廳に訴へたところ、領家は五代相傳の由を陳べ申したが、寺僧はこれについて未だ仔細を言上しない、若し言上する時は未進することが代々相傳であつてはならぬこと、並びに相傳すべきは甘原方三十町のみである旨を言上すべき



である、その外の五十町に至つては宮の根源御品田であつたが故に、最も寺家に附せらるべきものである由を訴へ申さねばならぬ、と記録に書いてある。

當庄の所當官物は段別五斗代であつた。これ以外に本家分として笠二斗・預所得分三升・公文得分一升・出納分一升を徴收してゐる。また畠の所當地子は段別に麥二斗となつてゐた。更に鹽地子三十石・使分手料二籠・桑代絹二十疋・交易綿一兩・宿人一年四人(三十日仕之)等を庄民は負擔してゐたのである。其他の諸庄——寺領には此外に越智庄・大野木庄・前瀧庄などが見えるが、餘りに断片的史料であるがために、殆んど解明することが出来ないのは遺憾である。

### 第七節 括言

私は以上の論述を以て、吾が平安時代における醍醐寺の主要なる物質的基礎を成せし寺領庄園の諸構成をほと研究し得たと信ずる。もとよりこれ以外になほ論ずべきものも少くはないであらうが、「三寶院文書」なる根本史料が多く鎌倉時代以降のものなる事實に鑑み、「醍醐雜事記」は平安時代に於ける寺領庄園の研究のために甚だ貴重なる記録である。史料が多く断片的なのは止むを得ないが、同寺領に關して解明さるゝもの殆んど絶無なる今日、本研究によつて若し何程かの寄與をなし得れば幸ひである。

さて平安時代における醍醐寺領庄園も、他の諸庄園における諸機構が原則的に制度化せられ、本家・領家・預所・庄官・庄民等の組織を始め、所當雜事に至るまで、甚だしく特異點を見ることが出来ない。而して單に寺領と稱するも、その領有關係が各庄によつて必ずしも一定ではなかつたから、その庄園に對する寺家の支配權は領有權の異なるに隨つて異り、得分收入にも影響を及ぼしてゐた。或は單に本家職の得分のみを得るに過ぎない場合もあり、また本家職を設定して寺家が領家たる場合もあつた。従つてこれらの諸庄園が醍醐寺の重要な物質的基礎を成してゐたのは言ふまでもないけれども、しかも以上の如き領有權の強弱を十分に考慮に入れてかゝらねばならないのである。

醍醐寺——およびその末寺——の所領庄園は、最も多くの場合において、他よりの寄進によつて成立してゐる。これはこの時代の寺領としては決して異とするに足らぬが、東大寺その他の諸大寺院におけるが如き暴力と奸偽を用ひて或は公田を掠領し・或は他者の庄園を侵奪するが如き事實が、少くとも記録によつて見えないのは、醍醐寺がその權勢餘り大でなかつたから、おのづから温順であり、中央集權的貴族國家に反抗することが出来なかつたのであらう。従つて僧兵の如きも如何なる程度まで當寺に養はれてゐたかは若干の疑問とするところである。



平安時代における醍醐寺領庄園も、鎌倉時代以降に至つては種々なる歴史的變遷を遂げて居り、別に論究することを要する問題も少くないが、それらは更に他日を期するであらう。

## 第二章 中世の醍醐寺領に就いて

王朝時代の醍醐寺領に關しては前章に論明したる通りであるが、本章に於いては中世——特に室町時代——の當寺領に就いて、いさゝか考察したいと思ふ。

さて本章の明かにせんとするのは、當代に於ける醍醐寺支配下の所領が如何程であつたかといふことである。私は先づ論述の便宜のために「三寶院文書」之四より左の根本史料を擧ぐるであらう。

### 醍醐寺方管領諸門跡等目錄

#### 一 三寶院

院領尾張國安食庄、同國瀨部郷、同國々衙鳴海庄・得重保、丹後國朝來村、同國鹿野庄、寺邊田  
近江國船木庄・河毛郷、越前國河北、丹波國曾地村、參河國衙、山城國山科地頭職、小野庄久  
世郷、久多庄、美濃國堆摩洞郷、若狹國須惠野村、肥前國佐嘉庄、

#### 一 寶池院

院領筑後國高良庄

#### 一 金剛輪院

院領伊勢國柵橋大神宮法樂寺並末寺等寺領

#### 一 遍智院

院領越中國太海・院林兩郷、阿波國金丸庄、伊勢國南黒田、

#### 一 安養院

院領筑前國楠橋庄、寺邊屋敷等、

#### 一 菩提寺律院

寺領宇治郡左馬寮並寺邊田、

#### 一 烏羽金剛心院

一大智院曼荼羅寺

方々所職

#### 一 醍醐寺座主



寺領伊勢國會禰庄、越前國牛原四箇郷丁井野郡、牛原庄林、近江國柏原庄供僧中、河内國五ヶ庄、山城國笠取庄、肥前國山鹿庄、近江國大野木庄、

一傳法院座主

寺領在判

一左女牛若宮別當職

社領土左國大野・仲村兩郷、尾張國日置庄、筑前國武垣犬丸方、攝津國山田庄、同國桑津庄、

大和田殿庄、美濃國森部郷、源氏・千種兩町、

一篠村八幡宮別當

社領丹波國篠村庄、同國佐伯庄地頭方佐々岐川口黒岡光久久葛野新郷上紀國梅左古、

一三條坊門八幡宮別當職

社領山城國多賀・高島、攝津國時太、越中國御服庄吉川、

一高倉天神別當職

社領近江國愛知郡香庄、

一佛名院

院領攝津國野鞍庄並敷地、

一清閑寺法算堂別當職

一清閑寺大勝院同南池院

一鎌倉二位家右大臣家兩法算堂別當職

寺領讚岐國長尾・造田兩庄、武藏國高田郷、

一但馬國朝倉庄福元方

一山城國日尾寺善緣寺

已 上

(附箋)

正長貳七月二九

右の目録は正長二年七月二十九日の記録にかゝるものであるが、これによつて當時に於ける醍醐寺の支配下に在る所領を全體的に鳥瞰することが出来るであらう。醍醐寺——現在は京都市伏見區醍醐町に在り——は眞言宗醍醐寺派の總本山であつて、上記の如く多くの末寺を有して居り、しかもこの



末寺の領有する所領に對しても強力なる支配權を有してゐたのである。何となれば、本寺と末寺との關係が結成されたのは平安朝時代に於いてであるが、その然りし所以は殆んど全く寺領庄園の領知といふ物質的關係に外ならなかつたからである。蓋し弱勢なる寺院は自己の威勢を以つてしては到底所領を確保することが出來ず、勢ひある大寺院に請ひてその保護を求め、その威を假りて國衙の收公や私人の濫妨に備ふるに至つた。讃岐國の善通・曼茶羅兩寺が東寺の保護を求めてその末寺となつたのは最もよき例證の一つであらう。本寺は別當を任命してこれを末寺へ派遣し、寺務・寺領の局に當らしめてゐる。従つて末寺はそれ自體がとりもなほさず本寺の所領であり、領知範圍に外ならないのである。

されば、醍醐寺が三寶院以下多くの末寺を隨え、これを『管領』してゐるのは決して故なきことでは無い。當寺の寺院經濟は實にこれ等に依つて養はれてゐたのである。また諸社寺の別當職をも知行してゐるのは、この別當職には一定の所領得分が附帶してゐるから、結局においてはこの得分を知行するの意なのである。

然らば、上記の目録に見ゆる諸庄園の具體的内容は如何なるものであつたか、これが解明は吾々に課せられたる問題であるが、私は追々手を觸れて行きたいと思ふ。

#### 第四篇 石清水領庄園の研究



## 第一章 延久記録所と石清水領庄園

### 第一節 延久期迄に於ける庄園の體制化

奈良時代末期頃より令制の土地國有制度が崩壊の過程を辿るとともに、新たなる土地所有關係が擡頭し始めた。庄園と稱する大土地私有制の生起が即ちそれである。奈良朝時代の中期にも既に墾田が非常なる勢を以つて私有地に轉形しつつあり、且つまた庄園なる名も見えるが、たとえこれ等のものが土地國有制度に對する根本的侵襲の一つであつたとは言へ、しかも猶ほ後の庄園に於けるが如き國家權力外に超然たる特立的地歩を占むるものでは無かつた。それ等は國家權力の支配下に在り、従つて國衙へ租税を輸納せねばならなかつたのである。彼の天平勝寶七年五月三日の日附ある越前國司等解狀<sup>(1)</sup>——東大寺領越前國桑原庄々券第一——に、

合野地九十六町二段一百一十六歩

見開卅二町 (下略)

未開六十四町一百一十六歩

合稻五千五百六十三束

自足羽郡大領生江臣東人所受四千七百八束

去年賣田九町 價稻七百廿束町別八十束

租、一百卅五束

とあるのは、その最もよき例證であらう。この場合に於ける租税額は一段につき十五束の割合となつてゐる。

然るに奈良朝時代末期より平安朝時代初期に至りては、寺社權門勢家等の擁する上記の如き私有地が、本質的に重大なる轉形を遂ぐるに至つた。曾て國家權力の支配下に在り、且つ租税を輸納して居たこれ等の者の所領が、租税官物を輸さず、官吏の入部檢斷を拒否する『不輸不入』の地となつたからである。而して先づそれがためには二つの手段が採られた。第一は、寺社權門勢家等がみづから擁する社會的的政治的地位乃至權勢を背景として、自己の私有地に對する租税免除を申請することである。普通の私人は到底かくの如き申請をなし得なかつたが、勢あるものは執拗にこれを要請したのであつた。そこで政府に於いては官吏を派して當該の地を檢注せしめ、國務に妨げなき限り四至を界し



勝示を打ち、所管の國衙および申請者へ太政官符と民部省符を下して、以つて庄園不輸を承認する手續きとなるのである。平安朝時代初期にはこの種の手段による立庄が最も多かつたであらうと思ふ。ところで、この庄園不輸の特権は單にそれのみに終つたのではなくて、それに不可避的に隨伴せる現象として不入の特権を生んだ。先きにも述べたやうに、この不入なるものは官使・國使が庄園内へ入部して租税の徴收や犯科人の追捕などをなすところの國家權力が、一私人たる寺社權門勢家等の手中に移ることであつて、國領はそれだけ減少した結果となるのである。平安時代に高く聳ゆる寺院神社等の地位は、實にこのやうな庄園領有の基礎の上に立つてゐたのである。

然るに寺社王臣の私人的權威が一層強化するに従つて、庄園特立化の第二の手段が採られるやうになつた。これ等の者がその權力を恃んで國權を侮慢し、國務に對捍して納税を拒否し、官使國使の入部檢斷を拒否するに至つたのがそれである。既に別著に於いて詳細に論明したやうに、東大寺が伊賀國にて數百町歩の公田を押作し・出作と號して國務に對捍するにより、官吏を派してこれを檢注せしむるや、東大寺は直ちに件の官吏の一行を襲撃し、矢を放ちて官吏を捕縛し、遂に公田を寺領庄園として獲得してゐるが如きは、その最も著しき例證であるが、而もこのやうな事態はすでに平安初期なる桓武天皇の延暦時代から甚だしく表面化してゐたやうである。延暦十六年八月三日の太政官符はこ

の實相を指摘して、浮宕の徒諸庄に集まり、勢をその主に假りて全く調庸を免かる、郡國寬縱して曾て催徴することなし、黎元の積習は常に規避にあり、よろしく國宰郡司をして見口を勘計せしめて、年ごとに浮浪帳に附し、全く調庸を徵せしむべし、その庄長等國の檢校するを聽るせ、もし庄長拒捍および一口を脱漏するあらば、身を禁じて言上せよ、違勅罪を科せん、國郡阿容せば亦ともに罪を同じくせん、と宣してゐる。<sup>(3)</sup> 租税を遁脱せんがために本貫を逃れて諸國に浮浪せる農民が、寺社權門勢家の庄園内に入りてこれ等の者の威勢を假用して居るに就き、官吏が調庸を徵するために入庄するや、庄園の役員——庄長——は官使の入庄を拒捍し、調庸を辨進せしめない反面の事實を物語つてゐるであらう。

その後かゝる事態は愈々益々進行し、社會的經濟的體制としての庄園制度は今やその巨歩を歴史の上に印しつゝあつた。中央集權的貴族國家は社會的にも經濟的にも政治的にも根本的な衝擊を受けたのである。宇多天皇寛平八年四月二日の太政官符に引く山城國民苦使正五位下守左中辨平朝臣季長の奏狀によれば、諸院・諸宮および諸王臣家が、或ひは百姓の戸田を争ひ或ひは浮浪財物を奪ふ、國宰によらず郡司の牒なく部内に闖入して遞相壓略し、専ら勢威をほしいまゝにして理非を辨ぜず、田園これによりて荒廢し財産これがために空竭す、伏して案内を檢するに、訴訟はみな下より始む、もし



越訴あらば法に科條を設く、いま愚昧の百姓この理を悟らず、告人甲宮に囑請して威に乗じ、前人乙家に媚託して以つて勢をさしはさむ、國郡の官司禁止するに力なし、望み請ふらくは、今より以後、財物田宅を相争ふの輩、勢を王臣に假りて國郡によらざれば、土浪に限らず蔭贖を論ぜず杖一百に決し、争ふところの物は皆ことごとく没官、諸院・諸宮・王臣許容せば、別當ならびに官司に違勅罪を科せん、と言つてゐる。<sup>(4)</sup> 國家の擁する司法裁判權は、かくて今や寺社權門勢家等の手中に奪取せられやうとしてゐるのである。これ等の者はその私人的勢威を擁して專制警察的權力を振ふに至つたのである。<sup>(5)</sup>

公田の減少と寺社王臣等の所領庄園の増大とが如何に大きな社會的潮流となりつゝあつたかといふことは、平安時代の中期に屬する嘉承二年七月二十五日附の官宣旨に引く紀伊國在廳官人等の解狀によつて一層明かに察することが出来る。その一齣に曰く、當國——紀伊國——は七箇郡を管するなり、いはゆる伊都・那珂・名草・海部・在田・日高・牟婁等これなり、件の七箇郡のうち牟婁・日高・海部・在田・伊都・那珂の六箇郡は、每郡十分之八九すでに庄領となり、公地いくばくも無く残るところはたゞ名草一郡ばかりなり、就中、伊都・那珂兩郡中十分之九はすでに庄領となりて僅かに残るところは一兩村のみであり、この兩郡は永くその名を失はんとしてゐる、<sup>(6)</sup>と。これは紀伊國に關する

ことであるが、これによりて全國を推察するは決して不當でない。延久年間までに於ける庄園膨大化の趨勢を知るに足るであらう。

〔引用註〕

- (1) 大日本古文書、第四卷、五二頁。
- (2) 拙著、日本寺領庄園經濟史、第九章第二節。
- (3) 類聚三代格、卷八、調庸事(舊輯國史大系、第十二卷、七〇八頁)。
- (4) 同上、卷十九、禁制事、一〇〇六——一〇〇七頁。
- (5) 拙著、日本上代佛教の社會經濟、九六——九七頁。
- (6) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第四卷、二四五頁。

第二節 延久記録所の庄園禁遏

事態すでに斯くの如くである以上、政府に於いてもこれに對し拱手傍觀をなすことが出来ず、國務に妨げある庄園を禁遏停廢せしむる方策を採るに至つた。王朝時代最初の庄園禁遏令は醍醐天皇の治世に出されたのである。延喜二年三月十三日の太政官符に曰く、——頃年、勅旨開田ひとえに諸國に在り、空閑荒廢の地を占むるといへども、これ黎元産業の便を奪ふなり、しかのみならず、新たに庄家



を立て多く苛法を施す、課責尤も繁く、威脅耐を難し、且つ諸國奸濫の百姓、課役を遁るゝためにやゝもすれば京師に赴き好んで豪家に屬す、或ひは田地を以つて僞りて寄進と稱し、或ひは舍宅を以つて巧みに賣與と號す、遂に使を請ひ牒を取りて、封を加へ勝を立つ、國吏矯飭の計を知るといへども、しかも權貴の勢に憚り、口をつぐみ舌を巻きて敢て禁制せず、これによりて出舉の日には事を權門に託して正税を請けがわす、收納の時には穀を私宅に蓄えて官倉に運ばず、賦税の濟し難きことは是れによらざるはなし、(中略)よろしく當代以後の勅旨開田を皆な悉く停止し、民をして負作せしむべし、それ寺社は百姓の田地をおのゝ公驗に任せて本主に還與せよ、且つそれ百姓田地舍宅を以つて權貴に賣與せば蔭贖を論せず土浪を辨せず、杖六十に決す、若し符旨に乖違し囑を受けて買ひ取り、ならびに閑地荒田を請ひ占むる輩あらば、國つぶさに料主ならびに署牒の人・使者の名を録し早速言上すべし、論ずるに違勅を以つてし、曾て寛宥せず、判許の吏は見任を解却せん、但し元來相傳の庄家として券契分明、國務に妨げなければ此の限りにあらず、と。即ちこの太政官符によれば、醍醐天皇の御即位されたる寛平九年七月十三日以降の新立にかゝり券契分明ならざるか、よし分明なるにしても國務に妨げあるもの、及び先代よりの相傳にかゝるものといへども、苟くも國務の妨げとなる庄園は、皆ことごとく禁遏するといふのである。これ庄園禁遏令の嚆矢をなすものであつて、國家と庄

園領主たる寺社權門勢家たちとの血なまぐさき鬭諍は、これによつて最も赤裸々なる姿を採るに至つたのである。

延喜二年の庄園禁遏令が出されて後、歴代の政府は擧げてこの政策を踏襲した。<sup>(2)</sup>花山天皇の永觀二年十一月二十八日には上記延喜二年の格後の新立庄園を停廢すべき旨を定められて居り、次の一條天皇の正暦・寛弘年間にも同様の史實が見える。三條天皇の長和年間には弘福寺領大和國庄園が收公せられ、後一條天皇の寛仁・治安・長元の諸年にも所々で收公に遭つてゐる。後朱雀天皇の長久元年五月には天皇みづから發意されて庄園停廢の議があつたが、實行はされなかつたやうである。次の後冷泉天皇の寛德二年および天喜三年三月十三日にも五畿七道に令して同様の政策を採らんとした。

かゝる時にあたり、世は後三條天皇の時代となつた。北畠親房は天皇を評して、<sup>(3)</sup>  
有徳の君にてまし／＼けるとぞ申傳え侍る。

と言つてゐるが、確に聖明の英主であらせられたに相違ない。さて同帝の延久元年二月二十三日には、寛德二年以後の新立にかゝる庄園を禁遏し、且つそれ以前の立庄といへども、立券分明ならずして國務に妨げあるものは同じく停廢するとの宣旨を下された。寛德二年は延久元年より二十三年前であるから、この期間中に新立された一定のものを停廢しやうとするのである。醍醐天皇の延喜二年以降



一百六十七年になつた此の延久時代にわたり、歴朝これを繰り返し、切言せねばならなかつたといふことは、庄園制度の禁遏が到底不可能であることを證して餘りがある。それは爲政當路者に人を得なかつたからではなくて、寧ろそのやうな政策が社會の發展法則に反するものだつたからに外ならぬ。

延久の庄園記録券契所には上卿・辨・寄人等の諸職員を置き、宣旨を以つてこれに補任することとなつて居り、その規模に於いても意氣に於いても未だ前代に見ざるものであつた。而してその活動の成果は「東大寺文書」・「東寺百合文書」・「八坂神社記録」・「高野山文書」等々によつて一斑を窺ひ得るが、而もその最も貴重なるもの、一つは、「石清水文書」に收むる同社領庄園に關する太政官牒狀であらう。私はこゝに記録所の活動狀況を知るとともに寺社領庄園の實相を大觀する意味において、この太政官牒狀を剖析したいと思ふ。

〔引用註〕

(1) 類聚三代格、卷十九、禁制事（舊輯國史大系、第十二卷、一〇〇九—一〇一〇頁）。

(2) 庄園禁遏の史的過程については、拙著「日本寺領庄園經濟史」第十章「寺領庄園の停廢政策」に於いて詳細に論明して置いた。就いて參看されんことを希望する。

(3) 神皇正統記（新校群書類從、第二卷、六二頁）。

(4) 百鍊抄、第五（新輯國史大系、第十一卷、三一頁）。

(5) 大日本古文書、家わけ第四、石清水文書、第一卷、二七〇頁以下。

### 第三節 石清水領の免除

件の太政官牒狀は、延久四年九月五日の日附があつて、石清水八幡宮護國寺宛に發せられたものである。當宮寺の所領庄園は山城・河内・和泉・美濃・丹波・紀伊の六箇國に跨り、全部で三十四箇庄を領してゐたが、このうち元の通りに免除——即ち承認——されたのは二十一箇庄であつた。これを國別に紹述すれば次の如くである。

#### 一、山城國四箇處

(1) 奈良庄〔水田六町九段三百步〕——當庄は公驗文書は無いけれども、宮寺の四至内であるが故に、國司の注文に任せて舊の如く免除せしめた。

(2) 久世郡宮川原畠〔本免畠十二町〕——この處には畠十二町の外に作田二町あつたが、康平四年の免判以外に作田の方は免除してゐないから、これはこの際に沒收し、畠十二町のみ代代の例に任せて免除することとなつた。



(3) 久世郡奈良富野兩所〔作田十町九段餘〕——宮寺の注文によれば、この處は公驗は無いけれども放生大會の料に充て來つたものであるが、臨時雜役はひとえに勤仕してゐるといふのであるから、宮寺が田畠を募らないならば、供奉職掌の人の臨時雜役の外、停止せしめた。即ち臨時雜役のみは免除するが、租稅官物は免除しないと言ふのである。

(4) 稻間庄〔水田二十九町二段五十步〕——當庄は放生大會の料足を出すための宮寺領庄園であるが、天曆四年三月十日の國符において臨時雜役を免除された。そのうち久しく免判が無く、康平六年の二月に宮寺の解狀および治曆元年の兩度に亘りて國司の免判を得た。さればこの庄は寛徳二年以前の立庄にかゝるものであるから、當然に免除された。

二、河内國七處

(5) 交野郡三宅山〔山林一千四百町・地六町・免田二十三町〕——この山林は交野郡の前擬大領守部平麻呂・同廣道等が去る延喜十七年に官省符を蒙りて領掌して來た。その後、宮寺へ寄進したのであらう、天曆四年三月二十日に交野郡司へ下したる國司紀淑人の符によれば、早く八幡宮寺三宅御山司佃二十町の正稅を免除せよと言つてゐる。それは同年十一月三日附の宮寺牒狀に、件の山は宮の近邊にありて尤も要須である。仍つて件の正稅を免除せられ、宮寺の雜事に充て用

ひ、將に護國を祈らんと言へるに随つたのは言ふまでもない。そこで、この度も件の三宅山免田二十三町は件の山の立券以後多くの年紀を積んでゐるから、山ならびに免田ともに免除することとなつた。

(6) 若江郡宇掃部宮〔御供田五町九段〕——この別宮は長曆三年八月に時の國司藤原親國の免除にかゝる。件の別宮司は御供田として五町二段二十步（このうち畠六段・田四町六段二十步）を申請したるに就き、色目を論ぜず、神威を恐るゝにより所當地子官物を免除した。その後、代々の國司はこれを免除し來り、寛徳二年の起請以前に成るものであるから、元の如く免除を受けた。

(7) 古市郡譽田山陵三味田〔田十五町〕——これは長久五年八月十五日の國符に引く八幡宮牒狀によれば、件の譽田山陵は大菩薩御舍利の處である、いま法樂莊嚴のために三味堂を建立し奉り、既に永年に亘つて行法を勤修し來つた、と言つてゐる。仍つて佛僧供料に充つるために件の田を免除し、その後の國司も次第に免除し來つたところである。されば起請以前の地であるから此度も從來の通りに免除されるに至つた。

(8) 甲斐伏見庄〔十二町七段二百八十一步？〕——貞元二年八月二十五日の宮寺牒狀によれば、件の庄は故入道式部卿親王の御領であつたが、在世の時より大菩薩實前當燈料に供へ奉るために、



件の地利を以つて御供御燈に備へられ、既に年所を経、國司も免除し來つたところであるから、從來の通りに免除を受けた。

(9) 矢田庄〔墾田六町八段〕——件の墾田は承平六年以後相傳の公驗すでに明白である。宮寺へ寄進されたことに就いては徴すべきものが無いが、國司が免判を與へてからも數十代に及んで居る。故に在國に仰せ相傳田を停止して本田を免除された。

(10) 大地庄〔田畠二十五町三段二百八十二步〕——當庄は長保年間以來、代々免除され來つたことが明かである。宮寺の注文の述ぶるところによれば、祖師行教和尚が正月十八日の遠忌會僧供料に充てゝ居たといふ。但し國司の解狀では二十五町百三十步となつて居るのであるから、起請以前の庄園であることは明かであるけれども、本免外の田——即ち三段百五十二步——を停廢し、他は從來の如く免除することとなつた。

(11) 河内郡字林燈油藪〔免田十四町五段二百步〕——長元元年十一月五日の宮寺解狀によれば、件の燈油藪は宮寺が領掌したる後、代々の國司は官物を免除して不輸租田となし、既に多くの年月を経て來た。しかして、當時の河内國司爲政は從來の例を忘れて違亂を企てたが、未だその理を知らない。望んで天裁を請ひ、宣旨を國衙へ下され從來の通り免除されたいと言つてゐる。そこで、この度も先例に任せて舊の如く免除した。

### 三、和泉國二處

(12) 字放生米代庄〔浮免田四十町?〕——宮寺の注文には、前司顯綱が在任中に公家御祈放生米代として料田を以つて寄進し奉るところである、と。また國司の解狀には、件の庄は前司顯綱が去年放生會料米代を辨ずるために公地を割いて立つるところである、その四至は熟田四十町であるが、もとより新たな立券にかゝる、寄人は四十人と稱してゐるけれども事實は一人しか見へず、他は漸く公民を構へ入れて四十人と稱してゐるに過ぎない、放生米代御庄に至つては既にこれ新制起請以後であり、舊の如く會料を辨進せしめ、浮免田に至つては停廢せらるべきである、と。——この國司の上申に對し、宣旨は、無條件的に是認されてゐる。

(13) 字御香藪〔免田十町・寄人十五人〕——長元九年に國司源經長の國符には、宮寺の牒狀により神事を恐るゝために初めて免除し奉るところであり、その後、三代の國司は引續いて免除し來つた、とある。更に宮寺の注文に曰く、件の御藪は實前の御香料に充つるものである、と。然るに國司の解狀に曰く、件の庄は前々司藤原經俊が始めて立てたる由、在廳官人の申すところである、前々司藤原家房が、その在任中なる天喜年間に停止せしめたが、彼れは任期の終年にあたりて又



改めて立てた、次の國司伊經資・顯綱等はまた前の如く免除してゐる、但し免判成るとき愁狀に及ぶが故に見熟を點定するに、所在の寄人・住人等は公田を籠作して國役に隨はないこと既に數代を経過してゐる、裁定せらるべきであらうか？ 但し籠作するところの公田の所當官物雜事は國司の所勘に隨はしめ、然る上にて裁下せらるべきである、と國司は上申してゐる。そこで宣旨においても國司の解狀に隨ひ、租稅官物ならびに寄人の臨時雜役を舊の如く免除するが、籠作せる公田の官物雜事はすべて國務に隨ふべしと申してゐる。

四、美濃國一處

(14) 泉江庄〔田地百十町四段二百四十歩〕——萬壽元年十月二十三日附なる國衙への宮寺牒狀は、件の庄は久しく院家領として其の地利を以つて佛聖供燈油料に充用し來つた、而して前年大疫流行のために庄司住人等は皆ことごとく死亡して庄田多く荒廢に歸し、代々の免判を庄司の宅にて紛失して了つたが、その後、國司藤原頼任の免判を受け、代々の國司また免除し來つた、と言つてゐる。而して國司の解狀にも件の庄は前々司業敏の任中なる天喜元年に四十餘町、そのうち五十町を開發した、それで前々司實基は康平六年に御封代として免除してゐる、進むるところの公驗の如くんば、事すでに起請以前である、たゞ實基が加免せる五十町は舊の如く公地となされん

ことを乞ふ、と報告して居る。そこで宣旨は、件の庄田百十町四段二百四十歩ならびに寄人の臨時雜役を免除し、加免せる五十町は停止せしめて御封物を辨濟すべきことを命じた。

五、丹波國一處

(15) 氷上郡字安田園〔田地十町〕——長元七年十一月二十九日の宮寺牒狀に曰く、舊記を検するに、別宮は國家鎮護の砌、大菩薩御躰を安置し奉り神事を修め奉る、こゝに庄司・寄人他行の後、相傳庄殿の人なきに至つた、然る間、郷中に毎年早魃や病患が絶えることなく、住人等は祈禱を致すのところ、去る治安三年六月五日の御託宣に、『我是八幡垂跡別宮、而住人不成其勤、因之、我所致之禍難也』云々とあつた、その後、住人は御躰を顯じ奉り神殿を造立したために五穀成熟し郷土は安穩になつた、同八年には國守源濟政は作田十町ならびに寄人二十人の臨時雜役を免除し、そののち代々の國司もまた免除し來つた、と。ところで國司の解狀に曰く、免田三十町のうち十町は長元八年十二月に加免するところである、されば十町は本免にして起請以前であるが故に裁許せらるべし、新制以後の二十町は早く停止せらるべし、と。もとより宣旨は國司の申分に隨つて處分した。

六、紀伊國六箇處



(16) 野上庄〔田三十二町一段〕——國司はその解狀において、件の庄は國司入勘せず、仍つて田畠の數を知らず、事すでに起請以前なり、裁許せらるべし、と上申してゐる。そこで勅して萬壽五年七月十三日の宣旨により、田三十二町一段を免除することとなつた。

(17) 鞆淵藪〔水田十三町百八十歩〕——件の庄は國司入勘せず田畠の數を知らない、起請以前なるが故に裁許せらるべしといふ國司の解狀により、舊の如く免除す。

(18) 隅田庄〔水田二十九町〕——この庄は近代の立券にかゝるやうであるが、宮寺の進むる文書によれば起請以前のものであるから、舊の如く免除する。

(19) 海部郡字衣奈園〔水田四町六段〕——天元四年三月二日の國司判狀によれば、件の治田一町二段餘の租稅官物を免除することとなつて居り、その後、代々の國司は一町以上四町以下を見作に随つて勘免し來つた、但し長元年中以後は國郡の與判が無い。而して國司の注文では、前司貞光の任中に立てたものであり、起請以前の所ではあるが長元以後の與判が無いから、その中絶の子細を尋問して裁定せしむべしとある。宣旨は無條件に件の庄田四町六段を舊の如く免除してゐる。

(20) 藪財庄〔水田三十町・畠二十町〕——本寺の注文にいふ、この庄は去る長元八年に紀廣明等が

私公驗を以つて罪を滅ぼし善を生かすために施入した、その後、長曆二年に國司はこの施入の狀に任せて四至を堺し免判を與えられた、但し荒田三十町・畠二十町・鹽濱等はそのうち代々の國司によつて、四至内の田畠は荒熟を論せずして免除され來つてゐる、と。これに反し國司の注文では、件の庄免田八十町は前司經重の任中に立つるところである、然れば即ち公地を以つて神社に施入するの例分明せず、彼の例を尋問して裁定せらるべしとある。宣旨は當庄を舊の如く免除した。

(21) 出立庄〔荒熟井二十町〕——長和四年に件の田十三町を免除し、また長元五年に宮寺の申請により荒熟ならびに二十町餘を免除した。これは官省符は無いけれども、起請以前なることは明らかであるから當然に免除を受くることとなつてゐる。

宣旨によつて免除を受けたのは以上の二十一箇處であるが、これが總面積は單に田畠を合記して細記してなかつたり、荒熟田を細記して居ないものもあるために正確に知ることは出来ないが、これを合計すれば大體において田畠四百八十二町六段九十三歩・山林一千四百町であることが明かである。この面積の多寡は今私の問題とするところではないが、石清水八幡宮寺の主たる収入源は實にこれ等



の所領庄園より徴收する年貢賦役等に據つてゐたのである。

#### 第四節 石清水領の停廢

以上はその領有を承認された宮寺領であるが、これに對し、停廢を命ぜられた所領は全部で十三箇處であつた。先づその經過を検しやう。

##### 一、山城國二箇處

(1) 乙訓郡川原崎地〔畠八町・在家本空閑地二町〕——國司の解狀には、件の地が神威と號して國務に隨はないとあり、領知の旨分明ならず、公驗これ無きにより是非を決し難く、仍つて停廢せしめられた。

(2) 乙訓郡寺戸蝦手井兩所——本寺の注文では、件の所は田畠を募ること無きにより、さしたる公驗は持つてゐない、住人等は權現御燈油を勤仕してゐるとあるが、併し神威を募りて國務に隨はず、且つ公驗なきにより停止された。

##### 二、河内國九箇處

(3) 錦部郡〔田二十六町九段〕

(4) 古市郡〔田七町九段六十步〕

(5) 安宿郡〔田二町二段百八十步〕

(6) 讚良郡〔田八町五段百八十步〕

(7) 若江北條〔田六町三百步〕

(8) 志紀北條〔田十七町百六十步〕

(9) 同南條〔田一町二段二百四十步〕

(10) 八上郡〔田八町一段二百八十步〕

(11) 交野南條〔田七町七段百八十步〕

以上の九箇處につき國司の解狀に云ふ——**作人等ひとえに神威を募りて公田を籠作りし、所當官物を辨濟せず、件のことは宮寺の注文と頗る異つて居る、然れば即ち公田籠作の輩に至つては、慥かに所當官物を辨濟せしむべきやう下知せらるべし、と。仍つて以上の九箇處は停廢を命ぜられた。**

##### 三、和泉國一處

(12) 宇山本浮免田〔田三町〕——宮寺の注文では前司の任中に免除されたと言つてゐるが、國司



の解状はこれに反し、件の處はもと僧仁範の住所であつた、而してその弟子圓範は柑子橘樹を以つて宮寺に寄進した、その後に至り守樹之丁と號し、公民を籠入し、國役を遁避す、前司顯綱が去年に至り免判を與えてゐるけれども、正にその故に新立庄園であり、停廢せしめられたいと上申してゐる。宣旨はもとよりこれに随つた。

#### 四、紀伊國一處

(13) 名手庄〔面積不明〕——當庄は寄宿の公民なきにより所在の田畠は既に荒廢に及べるを以つて、康平年間頃に藤原賴貞がその相傳の私領たりしを宮寺に寄進したものである。そこで今、賴貞の寄文について事情を案ずるに、徒らに空閑の地となして空しく年輸の利を失ひ、荒廢顯然たるの上は、神威を恐るるにより康平七年十一月の國符によつて免除されたやうである。けれどもこれによれば康平は寛徳より後のことであるから謂はゆる『起請以後』の庄園であり、當然に停廢を命ぜられた。

停廢を命ぜられた庄園の總面積は——面積不明の紀伊國名手庄を除き——田約九十町・畠八町・空閑地二町に及んでゐる。またこれ以外にも前節に擧げたものうち停廢になつたものが合計七十二町

であるから、これ等を總計すれば約一百七十町歩に達するのである。而して停廢の主たる理由は、

- (一) 神威と號して國務に隨はず、且つ政府の公驗これ無きもの(山城國二箇處)
- (二) 神威を募り公田を籠作し、所當官物を辨進せざるもの(河内國九箇處)
- (三) 寛徳二年以後の新立にかゝるもの(和泉國一箇處・紀伊國一箇處)

の三點に要約することが出来るが、そのいづれも十分に停廢の理由の存するものである。石清水八幡宮寺がその私人的權勢を背景として國務に對捍し、公田を籠領してゐたことは、これによつて明白に説明されてゐる。

#### 第五節 餘 論

石清水領庄園の成立史に就いては學界未だ論明が試みられてゐないが、少くとも前の二節に述ぶるところに依つて當宮寺領が多く寄進と開墾によつて成立してゐたことが明かであるが、しかもその神威をさしはさみて國務に對捍し、租稅官物を輸納せず、ほしいまゝに公田を奪つて自己の所領庄園に轉ぜしめてゐることが知られる。太政官牒狀の發せらるゝ以前の——換言すれば停廢される以前——に於ける宮寺領總計は、これを概算すれば、田畠約六百八十町歩・山林一千四百町歩に垂れてゐたの



である。私は今直ちにこれ等の面積の多寡を評し得ないが、而もこれが宮寺の物質的基礎であつたことを忘れ得ないものである。

平安朝時代初期より非常なる勢を以つて進行し來つた庄園の制度化は、國領を奪つて私領となし・租税を輸せず・國務に隨はず、全く治外法權の地を國內の隨所に立てるに至つた。醍醐天皇の延喜二年より一般化された庄園停廢の國策は、歴代の政府自體のためには最も勵行さるべきものではあつたが、その成果は豫期に反して一層の庄園濫興を招來してゐる。その根本原因は、實に庄園といふ大土地私有制が當代の社會の物質的生産力を發展せしむるために、避くべからざる途だつたがために外ならぬ。しかも、この間に處して勢ある者——社寺權門勢家等——は、その私人的威勢を擁して横法をほしいまゝにして居たのであるから、庄園の停廢政策が如何に困難であつたか察せられる。たゞ延久の庄園記録所は相當の活動をなし、上記の如く石清水領に對しても非妥協的態度を以つて不當立庄を停廢せしめてゐるのは注目すべきであらう。この停廢命令に對して當宮寺が如何なる態度を採つたかは吾々の最も知りたいところであるにも拘らず、これを詳細に窺ひ得ないのは遺憾である。

延久以降の當宮寺領については本章の論題外に横はるが故に論及しないが、王朝末期に至りては公田が非常に減少したるに反し、社寺權門勢家等の所領庄園は恐ろしく膨大し、王朝衰頹の根本原因を

なしたのである。かゝる過程において社寺の演じたる役割は決して看過することが出來ないであらう。

以上の論述によつて、延久時代に於ける社寺領庄園の様相を窺ひ、兼て記録所ならびに當代社會經濟狀態の一斑を把握し得れば幸ひである。延久時代以降に於ける宮寺領庄園の史的概観は次章において述ぶるであらう。

### 附 延久四年の太政官牒狀

太政官牒石清水八幡宮護國寺

宮寺所所庄園參拾肆箇處事

一應如舊領掌庄貳拾壹箇處事

山城國肆箇處

壹處 字奈良庄 久世郡

水田陸町玖段參佰步

右、太政官今日下彼國符傳、記録庄園券契所去年五月廿八日勘奏傳、國司解狀作田陸町玖段參



佰步不注子細、本寺注文云、件處神境東四至内也、雖無文書、宮寺四至内者、任國司注文、可被裁許者、正二位行權中納言兼治部卿皇太后宮權太夫源朝臣降俊宣、奉 勅、宜仰彼國、如舊令免除者、

壹處 字川原島 同郡

本免田拾貳町

右、同符僞、同前勘奏僞、國司注文作田貳町者、勘所進文書、去長久元年奈美郷刀禰告書請文云、任施入狀宮寺名立券、十二節御菜料、川原島十二町、立券言上者、同二年・康平二年、件田島任代例免除者、康平四年免判之外、雖免川原島、不免作田、然則田之外、於川原島者、可被裁許者、同宣、奉勅、件島拾貳町、宜仰彼國如舊令免除、但至于作田者、從停止者、

壹處 奈美・富野兩所 同郷

右、同符僞、同前勘奏僞、國司注文云、作田拾町玖段餘、不注子細本寺注文云、件處依無募田、島無指公驗、但御放生大會火長陳衆、國司專一之勤也、追年不合期之勤、定寄人肆拾貳人之中、火長貳人免除、臨時役偏所令致供奉之勤者、宮寺不募田島者、供奉職掌之人、臨時雜役之外、可被停止者、同宣、奉 勅、職掌之人臨時雜役之外、宜仰彼國早令停止者、

壹處 字稻間庄 相樂郡

水田貳拾玖町貳段伍拾步

四至〔略す〕

〔村別段別内譯略す〕

右、同符僞、同前勘奏僞、國司解狀云、田拾參町伍段、島捌町伍段佰貳拾步者、本寺注文云、件御庄御放生大會勅供代御庄也、所進天曆四年三月十日國符云、奉免八幡宮御領額田村稻八間里田島臨時雜役者、其後久無免判、然而又康平六年二月依宮寺解狀、國司免除、治曆元年又以免除者、爲起請以前之處、勅供代者可被裁許者、同宣、奉 勅、件庄宜仰彼國如舊令免除者、

河内國柴箇處

壹處 字三宅山 在交野郡

山仟肆佰町

御倉町并館院等内地陸町

免田貳拾參町

右、同符僞、同前勘奏僞、延喜十七年十二月十一日被國交野郡司解狀云、被今年十一月廿一日



國符云、得彼郡解狀云、當郡前擬大領守部平麻呂同廣道等、蒙官省符、所領掌來之山也、望請國裁符使、且定條堺、且糺人奸者、所仰如件、郡宜承知、與使者共任四至、町段條堺等<sup>(被)</sup>破定言上者、隨則守清平王與判已了、其後天曆四年三月廿日、守紀朝臣淑人、賜彼郡符云、可早免除八幡宮寺三宅御山司佃貳拾町正稅事、彼御寺去三年十一月三日牒狀稱、件山在宮近邊尤要須也、仍免件正稅、充用宮雜事、將祈護國者、已據神事、仍奉免如件者、隨亦代代依例免除、今檢國司解狀、件三宅山免田貳拾參町者、件山立券以後年紀多積、准據蹤跡、可被裁許者、同宣、奉勅、件山並免田等宜仰彼國、如舊令免除者、

壹處 字掃部別宮 若江郡

御供田伍町玖段

〔內譯略す〕

右、同符稱、同勘奏稱、件別宮去長曆三年八月、國司大舍人頭藤原朝臣親國與判云、件別宮司申請御供田、伍町貳段貳拾步內畠陸段・田肆町陸段貳拾步、不論色目、依恐神威、免除所當地子官物已了者、其後代代國司隨則所免除來也、國司解狀同前、然則事在起請以前、可被裁許者、同宣、奉勅、件御供田宜仰彼國、如舊令免除者、

壹處 譽田山陵三昧田 古市郡

田地拾伍町

右、同符稱、同前勘奏稱、長久五年八月十五日、國符云、可奉免譽田山三昧佛僧供料田拾伍町事、右八幡宮御牒云、譽田山陵者、大菩薩御舍利之處也、今奉爲法樂莊嚴建立三昧堂、已限永年勤修行法、仍爲充件佛僧供料、殊廻權議可奉寄之狀、欲被下知在郡者、又依蒙示現、奉免件田者、其後國司次第所免除來也、國司解狀同前三昧供田、彼時國司賴隆真人依夢想告、初以奉免者、已在起請以前、可被裁許歟者、同宣、奉勅、件三昧田宜仰彼國、同令免除者、

壹處 字甲斐・伏見庄 錦部郡

甲斐庄

〔在地及び段別內譯略す〕

布志見庄

〔在地及び段別內譯略す〕

右、同符稱、同勘奏稱、貞元二年八月廿五日宮寺牒云、件庄故入道式部卿親王御領也、而自在世之時、被奉供大菩薩寶前常燈料、以件地利奉備御供御燈、已經年所者、代代國司所免除來也、



國司解狀同前、任理可被裁許者、同宣、奉 勅、件庄宜仰彼國、如舊令免除者、  
壹處 字矢田庄 丹北郡

墾田陸町捌段

〔在地及び段別内譯略す〕

右、同符僞、同前勘奏僞、件墾田、承平六年以後相傳公驗已以炳焉、而奉寄宮寺之由、雖無所見、國司與判又及數十代、可被裁許者、同宣、奉 勅、件庄宜仰彼國、停止相傳田、令免除本田者、

壹處 字大地庄 澁河郡

田畠貳拾伍町參段貳佰捌拾貳步

〔在地及び段別内譯略す〕

右、同符僞、同勘奏僞、件庄長保年中以後代代免以炳焉、宮寺注文云、祖師行教和尚、正月十八日遠忌會僧供料者、但國司解狀貳拾伍町佰參拾步者、事在起請以前、可被裁許歟、但本免之外可隨停止者、同宣、奉 勅、件庄宜仰彼國、如舊令免除、但本免之外、可從停止者、

壹處 字林燈油蘭 河内郡

免田拾肆町伍段貳佰步

〔在地及び段別内譯略す〕

右、同符僞、同勘奏僞、左辨官去長元元年十二月十四日下河内國宣旨云、得彼宮寺去十一月五日解僞、件燈油御菜料田、宮領之後、代代國司免除官物爲不輸祖田、勤仕年久、而當時國司爲政朝臣、已忘先判所行、未知其理、望請天裁、給宣旨於彼國、將令免除者、中納言藤原朝臣兼隆宣、奉 勅、依請者、其後國司所免除來也、任理可被裁許者、同宣、奉 勅、件庄宜仰彼國、如舊令免除者、

和泉國貳箇處

壹處 字放生米代庄

右、同符僞、同勘奏僞、宮寺注文云、浮免田肆拾町、前司顯綱朝臣任中、公家御所放生米代、以料田所奉寄也者、國司解狀云、件庄前司顯綱朝臣、去年可辨放生會料米代、割分公地所立也、其四至熟田肆拾町、新所立券也、至于寄人、雖稱肆拾人、見在貳人、漸構入公民等、是爲稱肆拾人也者、至放生米代御庄者、已是新制起請以後、如舊辨申會料者、可被停止浮免田者、同宣、奉 勅、宜仰彼國停止浮免田、如舊令辨濟放生米者、



壹處 字御香齒

免田拾町

寄人拾伍人

右、同符僮、同勘奏僮、件御齒長元九年守右中、辨源經長朝臣任中賜國符云、依宮牒狀、爲恐神事、初所奉免也者、其後兩三代國司隨則奉免、宮寺注文云、件御齒者實前御香所勤仕也者、國司解狀云、件庄前々司藤原朝臣經俊始立之由、在廳官人所申也、前前司藤原家房任天喜年中、雖從停止、及任終年、又以改立、次守伊經資任顯綱等任、又以同前、但成免判之時、及秋狀之時、點定見熟、况乎所在寄人住人等籠作公田不從國役者、事經數代、可被裁定歟、但所籠作之公田、所當官物雜事、可從國司所勘之狀、可被裁下者、同宣、奉 勅、件免田租稅官物、並寄人臨時雜役、宜仰彼國如舊免除、但所籠作之公田官物雜事等、令國司勤行者、美濃國壹處 字字泉江庄 在池田郡

田地佰拾町肆段貳佰肆拾步

〔四至・在地及び段別内譯略す〕

右、同符僮、同勘奏僮、彼宮寺萬壽元年十月廿三日牒國衙狀云、得法華三昧院陳狀云、件庄久

爲院家領、以其地利充用佛聖供燈油料、而前年大疫之間、庄司住人等皆悉死亡、庄田多荒廢、代代免判、於庄司宅被紛失了、望請奉牒國衙、招越他國之人民、開發庄田、且不論荒熟、被免除雜事、兼又給國解、欲申成官省符者、隨則國司藤原賴任朝臣賜免判了、隨則代代國司免判了、國司解狀云、件田前前司業敏朝臣任天喜元年、肆拾餘町、其後開發伍拾町云々、而前前司實基朝臣任康平六年、御封代奉免者、如所進公驗者、事在起請以前、至實基朝臣加免伍拾町者、如舊爲公地、可令申御封之辨歟者、同宣、奉 勅、件庄田佰拾町肆段貳佰肆拾步並寄人等臨時雜役、宜仰彼國令免除者、但至于加免伍拾町、早從停止、如舊辨濟御封物者、

丹波國壹處 字安田園 氷上郡

田地拾町

四至〔略す〕

右、同符僮、同勘奏僮、宮寺牒氷上東縣司長元七年十一月廿九日狀云、檢舊記、別宮國家鎮護之砌、奉安置大菩薩御躰奉修神事、爰庄司寄人他行之後、無相傳庄嚴之人、然間鄉中比年旱魃病患已以無絕、仍住人等祈禱之處、去治安三年六月五日御託宣云、我是八幡垂跡別宮、而住人不成其勤、因之我所致之禍難也云々、其後住人奉顯御躰、造立御殿之後、五穀成熟鄉土安穩者、



同八年守源朝臣濟政依彼牒狀、奉免作田拾町並寄人貳拾人臨時雜役了、其後代代國司隨則免除、國司解狀云、免田參拾町之中拾町者、長元八年十二月始以奉免、貳拾町者、治曆二年所加免者、至于拾町之本免者、已在起請以前、可被裁許、新制以後貳拾町、早可隨停止者、同宣、奉勅、件庄田拾町如舊免除、但至于新免田貳拾町、宜從停止者、

紀伊國陸箇處

壹處 字野上庄 那賀郡

〔在地及び段別略す〕

右、同符僞、同勘奏僞、治安二年十月九日國司高階朝臣成章牒彼宮寺狀云、件庄宮寺建立之後、爲根本庄、以地利充用每年行幸於下院、奉修放生大會日三所大菩薩御服也、然則以往代代不准他所免除官物地利者、國司解狀云、件庄國司不入勘、仍不知田畠之數者、事已起請以前也、可被裁許者、同宣、奉勅、件庄宜仰彼國、依萬壽五年七月十三日宣旨、令免除田參拾貳町壹段者、

壹處 字輛淵藪 同郡

水田拾參町佰捌拾步

右、同符僞、同勘奏僞、寬弘五年十二月一日宮寺牒國衙狀、陳免田勘益之旨、不載御藪之根源、

然而其後代代國司、所免判來也、國司解狀云、件庄國司不入勘、不知田畠之數者、同亦起請以前、可被裁許者、同宣、奉勅、件庄田拾參町佰捌拾步、同仰彼國、如舊令免除者、

壹處 字隅田庄 伊都郡

水田貳拾玖町

右、同符僞、同勘奏僞、本寺注文云、件庄大入道大相國建立、一條院御領、三昧院四季懺法、八十四日佛聖燈油、修僧等衣供料、並不斷御香料者、勘所進文書、依去寬和二年七月廿二日牒狀、國司奉免判狀云、件隅田村作田任見開數、如去年可免除正稅直等、至于祖早可辨進之、野開田事、依無先例不免除、官符重疊嚴制不輕、雖然、至隅田依治開荒廢所裁許也者、永祚二年上庄新國符云、依攝政殿仰、件三昧供田貳拾町官物免除者、其後代代國司等、依彼例免除件官物者、又萬壽五年七月十三日宣旨僞、應免除野上・隅田二庄四至內入勘使並寄人等臨時雜役者、國解狀云、件庄經重朝臣任所立也者、如國司注文云、雖近代立券、如本寺所進文書者、在起請以前、可被裁許者、同宣、奉勅、件庄田貳拾玖町、同仰彼國、如舊令免除者、

壹處 字衣奈園 海部郡

水田肆町陸段



〔段別の内譯略す〕

右、同符僮、同勘奏僮、本寺注文云、藪五月五日御供和布、並御放生大會還御坂間料柱松所勤仕也者、勘所進文書、去天元四年三月二日國司判狀云、免除件治田壹町貳段餘官物租稅者、其後代代國司壹町已上肆町已下隨見作勘免、但長元以後無國郡與判、國司注文云、前司貞光任所立也者、雖起請以前之處、無長元以後國郡與判、尋問中絶之子細、可被裁定者、同宣、奉 勅、件庄田肆町陸段、宜仰彼國、如舊令免除者、

壹處 藪財庄 日高郡

水田參拾町

島貳拾町

右、同符僮、同勘奏僮、本寺注文云、件御庄並切目藪共、宮寺御領也、而停切目藪、偏免除藪財庄者、但四月十七日神功皇后御關日也、仍從同十四日於寶前始行仁王八講佛聖燈油料貢進者、勘所進文書、去長元八年紀廣明等、以私公驗、爲滅罪生善施入者、其後、長曆二年國司任施入之狀、堺四至免判、但荒田參拾町・島貳拾町・鹽濱等、其後代代國司、四至内田島不論荒熟免除、國司注文云、件庄免田捌拾町者、前經重任所立也者、然則、以公地私施入神社之例不分明、

尋問彼例可被裁定者、同宣、奉 勅、件田島等宜仰被國、<sup>(彼カ)</sup>如舊令免除者、

壹處 字出立庄 牟婁郡

右、同符僮、同勘奏僮、件庄每年修正月十四日僧供之内、第二日僧供勤仕也者、勘所進文書、天德二年佛子幡助等連暑堺四至、<sup>(署)</sup>施入御寺、其後寛弘五年郡符云、免除出立庄寄人臨時雜役、並庄田任坪付、又長和四年件田拾參町免除、又長元五年依御寺申請、免除荒熟並貳拾町餘者、國司注文云、件芳益庄前司良宗任所立也者、雖無指官省符、在起請以前、須隨裁定者、同宣、奉 勅、件庄田荒熟並貳拾町、宜仰彼國令免除者、

一應停止庄拾參箇處事

山城國貳箇處

壹處 川原崎地 在乙訓郡

右、同符僮、同勘奏僮、國司解狀云、島捌町並在家本空閑地貳町者、但於淀津以在家所令勤公事也、而今號神威、不隨國務者、本寺解狀云、件處淀住人與等益宗男左衛門志真文、爲除病延命所奉施入、以其地子所充用旁神用也、於住人者或四衛府供御所狩取宮寺神人諸家散所雜色也、但從法印定情之時、<sup>(清)</sup>依無分付帳、不知寄人之子細者、然則領知之旨已不分明、依無公驗、難決



是非、須隨裁定者、同宣、奉 勅、件庄宜仰彼國令停止者、  
壹處 寺戶・蝦手井兩處 乙訓郡

右、同符僞、同勘奏僞、國解狀云、雖無田畠住人等、募神威不隨國務、本寺注文云、件處依無  
募田畠無指公驗、住人等爲奉仕權現御燈油、所奉備也者、依無公驗、理致不明、可被停止者、  
同宣、奉 勅、件庄同令停止者、

河内國玖箇處

壹處 錦部郡

田貳拾陸町玖段

萬處 古市郡

田柒町玖段陸拾步

壹處 安宿郡

田貳町貳段佰捌拾步

壹處 讚良郡

田捌町伍段佰捌拾步

壹處 若江北條

田陸町參佰步

壹處 志紀北條

田拾柒町佰陸拾步

壹處 同南條

田壹町貳段貳佰肆拾步

壹處 八上郡

田捌町壹段貳佰捌拾步

壹處 交野南條

田柒町柒段佰捌拾步

右、同符僞、同勘奏僞、宮寺注文云、件田或公田或諸司要劇云々、而神人等爲先祖相傳、作手  
當所地子官物、且辨濟國司、且所辨申本所也者、國司解狀云、作人偏募神威、籠作公田、不辨  
濟所當官物者、件事頗叶<sup>(不脱カ)</sup>宮寺注文、然則至于籠作公田之輩者、慥可令辨濟所當官物之狀、可被  
下知者、同宣、奉 勅、件等庄宜仰彼國令停止者、



和泉國壹處 字山本浮免田

田參町

右、同符僞、同勘奏僞、宮寺注文云、前司任中所免除也、國司解狀云、件庄无者僧仁範之住所也、而弟子圓範以柑子橘樹寄進宮寺、其後、號守樹之丁、籠入公民遁避國役、前司顯綱朝臣去年與判、新以立券、隨則點定荒野、所不令出入他人也者、事起去年、可被停止者、同宣、奉勅、件庄宜仰彼國令停止者、

紀伊國壹處 字名手庄

右、同符僞、同勘奏僞、康平七年十一月國符云、宮寺去七月七日牒狀僞、藤原賴貞寄文云、件處依無寄宿之公民、所在田畠已爲荒蕪、賴貞雖相傳所領、依無私力不能耕作、仍奉寄如件者、今就寄文案事情、徒爲空閑之地、空失年輸之利、荒廢顯然之上、依恐神威奉免如件者、國司解狀云、件庄重經任所立也者、如調度文書者、已是起請以後、立券在近、可被停止者、同宣、奉勅、件庄宜仰彼國從停止者、

以前庄園如件、國宜承知、依宣行之者、宮寺承知、牒到准狀、故牒、

延久四年九月五日 修理左宮城判官正五位下行主計頭兼左大史筆博士和泉守小槻宿禰(花押)牒

阿鴨河使右少辨正五位下兼行左衛門權佐東宮學士備中介大江朝臣 (匡房自署)

## 第二章 石清水領庄園史考

### 第一節 王朝時代

石清水はこれを正確に言へば石清水八幡宮護國寺と稱し、王朝時代より神社として巨大なる地歩を占めて朝野の尊信厚く、多くの末社末寺をも擁してゐた。従つてその所領庄園の如きも數多く諸國に散在し、日本に於ける神社領庄園研究の最も代表的なもの、一つである。故に私は本章に於いて、當社領庄園の史的變遷を先づ問題としたいと思ふ。

王朝時代に於ける我が石清水領庄園が如何なる過程を経て成立し來りたるものなるかは、具體的にこれを明徴するに困難であるが、延久四年九月五日に當宮寺へ下したる太政官牒狀によつて、少くともその規模を知ることが出来る。この太政官牒狀は延久の庄園記録券契所が、活動せる結果に基づいて發せられたものであつて、延久記録所の活動状態を知る上に於いて最も貴重なる史料である。とこ



ろで今それによれば、當宮寺の所領庄園は全部にて三十四箇所にありて、山城・河内・和泉・美濃・丹波・紀伊の六箇國に散在してゐたが、記録所の調査の結果、このうち十三箇所——外になほ若干あり——は神威を募りて國務に對捍し、公田を押作し籠領してゐたがために、沒收さるゝの運命に遭はねばならなかつたのである。この點に就いては既に前章に於いて詳細に論明し來つた通りである。そのうち當宮寺の庄園に就いて纏つた記録は姑く見出されないが、保元元年十一月三日の左辨官下文によれば、その所領は實に次の如く激増してゐる。

山城國

祖穀庄

稻八間庄

薪庄

河原崎庄

本田庄

新田原

高橋御供田

高島御供田

河原島

河北封戸

同御供田

御馬新田

大和國

宇陀園

秋篠庄

田村免

河内國

今當庄

古市庄

若江庄

掃部別宮

神並庄

本御座園

三宅山

須彌寺

窪庄

寺島庄

大地庄

中村庄

紺口庄

延命園

大御園

和泉國

萬代別宮

蜂田庄

頼助燈油田

攝津國

鹽田庄

土室園

理趣分金剛般若田

友助燈油田

水成瀬御供田並西山

參河國

赤坂別宮

相模國

舊國府別宮



上總國

市原別宮

近江國

細江庄

同御供田

美濃國

枳束庄

信濃國

小谷庄

越前國

道田保

能登國

惠曾飯川保

一青庄

越中國

埴生保

佐渡國

野原別宮

丹波國

栢原別宮

丹後國

佐野庄

板浪別宮

黒戸庄

但馬國

菅庄

安食別宮

伊福別宮

龜別宮

榊別宮

勝樂寺別宮

室尾別宮

熊次別宮

因幡國

巨野別宮

伯耆國

山田別宮

内藏別宮



- 出雲國
  - 横田別宮
  - 安田別宮
  - 赤穴別宮
  - 枚濱別宮
  - 日藏別宮
  - 新松別宮
  - 白上別宮
  - 大田別宮
- 石見國
  - 大國保
- 播磨國
  - 船曳庄
  - 魚吹別宮
- 美作國
  - 大吉庄
  - 梶並庄
- 備前國
  - 牛窓別宮
  - 雄島別宮
- 備中國
  - 吉川保

- 備後國
  - 御調別宮
  - 榎原保
- 安藝國
  - 美別府
  - 三入保
- 周防國
  - 石田保
- 淡路國
  - 炬口庄
- 讃岐國
  - 草木庄
  - 牟禮庄
- 阿波國
  - 萱島庄
- 伊豫國
  - 石城島
  - 生名島
  - 佐島



味酒郷

紀伊國

野上庄

鞆淵庄

衣奈園

隅田庄

出立庄

これによれば宮寺の所領は三十四箇國に散在し、庄園の數——別宮を含む——は一百四箇處に及んでゐる。これを上記せる延久四年九月の太政官牒狀に載するものに比較すれば、新たに増加せるもの甚だ多いのは何故であらうか？ 現存の史料はこのことを吾々に少しも説明して呉れないが、察するところ、延久以降より保元年間に至りて、宮寺自身の新たに開墾せるもの、寄進を受けたるもの、ならびに國務に對捍して公田を籠領し、これを自己の所領庄園となしたがためであらう。保元元年閏九月十八日に諸國司へ下されたる宣旨において、社寺權門勢家等の夥しき公田掠領を禁遏してゐるの<sup>(3)</sup>は、この間の事情を推測せしめるに十分である。

上記の庄園には各々面積を記していないがために其の廣狹を知ることが出来ないが、しかも宮寺が如何に廣く諸國に亘つて庄園を領有してゐたか、察せられるであらう。然るに宮寺の所領はこれのみに止らずして、社官の職分田および封戸をも領してゐた。前者に就いては特に論ずべきこと多きが故に

稿を改めて論明したいと思ふから、こゝでは封戸のみに就いて一言する(註一)。

(註一) 當宮寺の封戸の總數を精密に知ることが出来ないのは遺憾であるが、いま試みに國史に現れたもの、二三を拾つて見れば、

- (1) 村上天皇天曆七年二月二十三日に、伊豫國にて廿五戸施入さる。<sup>(4)</sup>
  - (2) 後一條天皇長和六年三月八日に、天皇は宮寺へ行幸せられ、百畑を賜つた。<sup>(5)</sup>
  - (3) 白河天皇承保四年三月九日に、天皇は宮寺へ行幸せられ、五十畑を施入された。<sup>(6)</sup>
- もとより以上は、單に差當り數例を擧げたに過ぎない。

そも、令制に隨へば、封戸はみな課戸を以つて充て、調および庸は給主に全給し、田租のみを二分して其の一半を官へ、他の一半を給主へ與ふることとなつてゐるが、併しその租・庸・調は給主が直ちに課戸について徵收するのではなくて、それ等を一應ことごとく國衙にて徵納し、然るのち始めて給主に給與せられ、給主はこれに對し國衙へ領收證を出さねばならなかつた。次に示すものは、東寺が下野國衙へ差出したるそれである。

東寺返抄 下野國

檢納封戸雜物等事

承德元年新

第二章 石清水領庄園史考



調庸布七百段

中男作紙捌仟帳

封丁八人

同二康和元二並三箇年新色目同前、

右封戸調庸雜物肆箇年新所進檢納如件、

康和三年十月十日

都 維 那

別當法印權大僧都(以下連署略す)

然るに社寺權門勢家等の私人的權威が不當なる伸張をなし、中央集權的貴族國家の權力が衰頹するにつれて、上に述ぶる封戸の如きも次第に令制のそれとは全く異れるところの、本質的な轉形を遂ぐるやうになつた。封戸の庄園化が即ちそれである(この點に關しては拙著「日本寺領庄園經濟史」第一章第四節に於いて詳細に論明して置いた。是非とも參看されんことを希望する)。而してこのやうな社會狀態の下にありては、石清水の封戸も決してその例外ではあり得なかつた。これが傍證として、早くも寛平年間の日附ある宇佐八幡宮四十九箇條行事定書の第四十二條には、

一應停止諸封並宮寺堺地令出入府國使事

右申請堺地之日、定四至立公驗、是宮寺使之外、爲不令出入公私使也、而如聞者、立券公驗之後、或稱有公驗之外田地、入徵國郡之由云々、是專非公驗之本意、自今以後停止封郷並堺地出入使々、令勿交行公事之、<sup>(9)</sup>

とあり、更に第四十五條に、

一應檢諸郷作田事

右封内之作田、須國使不可入勘、然而追年國宰請宮返抄、勘備公事者、檢知封作否並損否之由、若有否之者、任先例令國宰憤「攘カ」之、令請宮返抄、但至檢田使撰其人、若於用宍島土人不可用、是以清淨廉「直脱カ」之外、官使相共令行之、右宮人等門々間、若有毆戰事者、隨用品上中下稜之、<sup>(10)</sup>

と言へるが如きは、既に平安時代初期から宇佐八幡宮寺の封戸が不輸不入の特立せる所領庄園に轉化してゐたことを證するものである。また長保五年八月十九日、宇佐八幡宮司解狀の第七條には、宮寺領たる御位田ならびに諸封庄田が悉く公田に勘返して官物を徵收せられ、庄司等銀雜物のために神事を備供しないのを停止せられんことを申請してゐるが(註三)、これ等は實に宮寺の封戸と庄園とが全く同じものとなり、兩者の區別が嘗に混同さるゝに至つたばかりではなく、封戸が今や完全なる宮寺の



所領庄園となるに至つたことを説明するものである。右の解狀によれば、同宮寺の封戸はもと一千四百餘戸であつたが、天平勝寶七年三月十一日の御詔宣により八百戸を返進し、残りの六百餘戸を豊前・豊後・日向等の諸國に於いて領有してゐる。同年——月日は不明——直ちに太政官符が宇佐宮司に下り、申請の旨を許された。<sup>(11)</sup>

(註二) 解狀の第七條の大半を摘出すれば次の如くである。

一停止宮領御位田並御封庄田悉勘返公田、率徵官物、町別上絹二丈、庄司寄人等爲減風府佃銀雜物、不令備供神事依諸  
右、宮領諸封庄田不徵雜率、司寄人等、免除臨時雜役、偏勤神事、已經年序尙矣、而當府背例、令勘返領田、率徵官物等、司寄人  
負責主役、有限神事多以闕怠、就中、筑前國嘉麻郡網別、穗浪郡椿、肥前國小城郡大揚、赤目、杵嶋郡大町等、件五箇所庄、是免  
他役、備不斷御燈々也、而爲其庄司之者、皆當此責、削路逃去其庄、尙減付府佃之辨、令僅遣人申彼辨之間、又以逃散、而間御燈  
絶光、神供不備、鎮護國家之官司盡期安存乎、欲罷不能、何物執舉、抑檢舊記、當宮異奇他社、御宇之昔、皇帝二所大帶姫神功皇  
后、神代之後、從神武天皇當十五代、討熊襲新羅等國軍、治天下六十九年、大菩薩又十六代皇、治天下卅三年、爲守護當朝、依本  
誓、第卅代天國排國廣庭尊代、爲賢神垂跡豐前國宇佐郡馬城峯、掃返逆徒、國社複於萬代、紹隆皇緒、扶濟國家、依此奇驗、公家  
奉寄三所御封一千四百餘戸也、而依天平勝寶七年三月十一日御詔宣、被返進八百戸已了、所遣姫神御封六百餘戸、分置豐前豊後・  
日向等國、〔下略〕<sup>(12)</sup>

神社領庄園は、寺院領庄園および他の多くの世俗領庄園と同じく、最も多くの場合に於いて不輸の

地であつた。治安二年二月、夜須東郷司に下したる筑前國符に、

「勘合惣判官代清原

大判官代藤原(花押)」

國符 夜須東郷司

「目代播磨掾藤原(花押)」

可充公田拾參町陸段陌捌拾步事

〔中 略〕

右、宮崎宮塔院牒狀傳、件院三味供米肆拾貳斛肆斗捌升之替、依傍例可被定充料田之狀、牒送如件、  
乞衙察狀、欲被裁許者、申請之旨、國寺共以無損、仍可充行狀、所仰如件、郡宜承知、永爲不輸租  
田、依件充行、符到奉行、  
少貳兼大介平朝臣(花押)

治安貳年貳月貳拾日

奉行

同年同月廿三日

郡攝使安倍(花押)



とありて、宮崎宮塔院の三味供米の代替として公田十三町六段餘を充行ひ、これを社領となして永く不輸租田となさしめてゐるが如き、更に正暦三年九月の筑前國司に下したる太宰府の符に、

太宰府符筑前國司

應下知在地郡依例令制止檢田使入勘宮崎宮塔院所領秋月□□(庄事)

在夜須下座兩郡部下北山下

右、得彼院牒稱、件庄元是空閑之地、無有本田、去□□(天慶カ)元年以來五十餘年件庄立之後、更無入檢、然則舊跡至□□入無例、自今已後、從今年秋、遠停亂入、在家之人雖□大煩、爲國無益、望請府裁、被下知當國、令制止件非□事、佛塔之中鎮吹三味之法音者、所仰如件、國宜承知、在地郡依例、令制止入勘彼庄内、符到奉行、

正三位皇后宮權大夫兼大貳藤原朝臣(佐理)(花押) 正六位上行小典秦宿禰(花押)

正暦三年九月廿日

奉行

少貳兼大介藤原朝臣(14)(花押)

と云ひて、宮崎宮塔院領なる秋月庄はもと空閑の地であつたが、天慶元年に券を立て、庄を號した、

それ以來五十餘年に亘りて國使の入庄・檢田を見なかつたが、このごろ檢田使が入勘し、社家の大煩なるも國のために益なきが故に、件の入勘を停止せられんことを塔院が申請したるに、太宰府は直ちにこれを承認してゐるのである。

またこれより數年前なる永延元年十二月には、宮崎宮塔院は牒を筑前國衙に送り、同院領なる鱸野庄が立庄の後すでに四十餘年を経、四至の内に公田を交えず、國使・郡使等は専ら入檢したことが無かつたが、郡司は奸僞をこととし、嘘言を構え申し、公田を籠入してゐると稱するが故に、同年九月二十五日に國使・檢田使・郡司・古老等が相共に實地について檢注したるに、いさゝかも公田を交えてゐないことが明かとなつた、然るに郡司は、いま徴符に載れりと稱して官物を勘責する、豈に佛塔の燈明を妨げ、俄かに公家の勘責を蒙らんや、且つは違例の勘徴を免ぜられ、且つは郡司の奸僞を糺されたいと申請した。筑前國衙に於いてもこの訴への正當なるを認め、代々の例に任せて官物雜事を勘免すべしと命じてゐる(註三)。それは蓋し鱸野庄がいはゆる不輸不入の地だからである。

(註三) 宮崎宮塔院よりの牒狀は次の如くである。

宮崎宮塔院謹牒 當國衙

欲被早裁免夜須郡鱸野庄十六圖一里官物背例勘責不安狀

右、件庄立之後、經冊餘年、四至之内不交公田、國郡使等專無人檢、而郡司奸僞爲宗、構申虛言、籠入公田云々、仍去九月廿五日



國使檢田使郡司古老等、諸共相糺之間、阡陌不誤、公田不交、而今稱載徵符、勘責官物、豈妨佛塔之燈明、俄蒙公家之勘責乎、衙祭之狀、且被免違例之勘徵、且被糺郡司之奸僞、仍注事狀以牒、

永延元年十二月九日 專當僧「琦海」  
(自署、下同)

行事僧

座主大法師「智然」

檢校法師「佛聖」

別當法師「眞兼」

勾當法師「周觀」

判、件塔院庄内田官物雜事、任代々例可勘免之、少貳兼大介藤原朝臣「乙滿」<sup>(15)</sup>

〔引用註〕

- (1) 大日本古文書、家わけ第四、石清水文書、第一卷、二七〇—二九九頁。
- (2) 同上卷、三〇〇頁以下。
- (3) 兵範記、史料通覽本、第二卷、一三九—一四〇頁。
- (4) 扶桑略記、第廿五(新訂増補國史大系、第十二卷、二二六頁)。
- (5) 同上、第廿八、二七二頁。
- (6) 同上、第卅、三一八頁。
- (7) 拙著、日本上代佛教の社會經濟、六九—七〇頁。
- (8) 東寺百合文書、白河本、百六十八。

- (9) 石清水文書、第五卷、六五一頁。
- (10) 同上、六五二頁。
- (11) 同上、六五九—六六一頁。
- (12) 同上、六二九—六三〇頁。
- (13) 同上、第二卷、二二二—二三三頁。
- (14) 同上、二二八—二二九頁。
- (15) 同上、二二九—二三〇頁。

第二節 鎌倉室町時代

前節の初めに述べたやうに石清水領庄園は百四箇庄に及んでゐるが、王朝末期——少くとも元暦年間以降は甚だ減少した。同二年正月、宮寺に下したる源頼朝の下文は纔に十箇國に於いて三十九箇處を許したに過ぎず、保元年間に比すれば殆んど三分之一に減じてゐる(註)。それが如何なる理由に基づくかは明かでないが、社寺領庄園に對する武士の侵喰の甚しかつたことは、頼朝の下文によつて十分に推察することが出来る。

(註) 頼朝の下文は次の如くである。

八幡宮寺領

第二章 石清水領庄園史考



御判 右大將家 頼朝

淡路國 炬口庄 鳥養庄 牧石庄 會料米卅石

播磨國 松原庄 繼庄 船曳庄 赤穂庄 魚次蟻原別宮

備前國 牛窓別宮 雄島別宮 片岡別宮 肥土庄 御封會米二百石

備中國 吉河保 御調別宮 榎原別宮

安藝國 吳保 松崎別宮

周防國 遠石別宮 石田保

長門國 大美禰庄 位佐別宮

美作國 大吉庄 梶並庄 伊志庄

伯耆國 山田別宮 内藏別宮 種別宮 奈良別宮

出雲國 安田庄 横田庄 赤穴別宮 救濱別宮 日藏別宮 新松別宮 白上別宮 大田別宮 石坂保

右件庄々者、八幡宮寺往古神領也、而近年之間、依平家追討、守護武士等、或猥抑留御年貢、或宛催兵糧米云々、因茲、往代之佛神事用途併陵遲、返々不便事也、凡神社佛事寺領何令成其妨哉、況當宮御領哉、早停止兵糧米並旁狼藉、任先例、隨宮寺使下知、可致其沙汰、一天下誰人不仰神德者、四海之内何者令絶緒當宮御事哉、武士之濫吹甚以不穩便也、神慮有其恐者、令永停止件武士等狼藉、可致其沙汰之狀如件、宜承知不可違失、以下、

元暦二年正月九日

鎌倉時代以降の當社領は、その勢力の増大したる武士のために押妨を繰り返され、更に一段と減少したやうである。その主動者となつたのは、言ふまでもなく守護と地頭であつた。建久二年二月、八

幡宮別當の下知狀によれば、宮寺領なる周防國遠石別宮の地頭盛家は、領家および預所の得分を一向に押領し、その上、父盛定のとき知行しなかつた所——得善ならびに末武保——をも新儀を以つて押領を企て、且つまた神人を刃傷した。そこで鎌倉幕府の下知を以つて領家より院奏を經、件の妨げを停止し追却すべき由の院宣を下されたけれども、斯くの如き狼藉が絶えないから神事が違例に及ぶ旨の領家より訴えが出てゐる。事實なれば最も不當である。先例に任せ、領家・預所の得分においては亂妨してはならぬ、今より以後は停止せしめる、それでもなほ承引しなければ、幕府へ訴えて罪科に行はるべきであると申してゐる。<sup>(2)</sup> しかして當宮寺領が地頭の押妨のために如何に惱まされたかは、天福元年五月に宮寺が聖斷を仰げる條々<sup>(3)</sup>によつて、ほと察することが出来るであらう。今それを摘録すれば次の如くである。

一美作國伊志庄地頭字兵衛太郎安居頭對捍事

右、神事頭依爲有限<sup>(巡カ)</sup>□役、寛喜二年令差定之畢、而背先例、寄事於地頭之號、不動仕之、仍令違例神事畢、極新儀無道也、

一信濃國小谷庄地頭同頭役對捍事

右存先例、寛喜三年令差之處、募武威致對捍之條、無謂事也、



一出雲國横田庄公文良仙法師闕如事

右、爲神領庄官職、任先例、同年令差之處、爲地頭長綱後家尼、求吹毛之科、以無道、良仙以下親類所從等住宅廿餘宇、皆悉追捕之、依令搜取資財雜物、數千石用途、良仙佗僚之間不動之、有罪科者、神事勤仕之後可致沙汰之處、無指其科、無左右令行追捕之條、付冥顯有恐無謂、仍令違例神事畢、

一武藏國古尾谷庄地頭預所内藏判官盛時同頭役及遅々事

右、件神事頭事、盛時雖致對捍、爲關東御成敗、可勤仕之由、事切畢、仍去年可令勤仕之處、寄事於左右、于今遅々、無謂事也、

一筑前國香椎社地頭濫妨事

右、地頭者、有限給田並加徵米之外、更不可交社務、且是承前之例也、就中當社者、大菩薩聖母、異國降伏之尊神也、云 公家、云將軍家、尤可有御歸敬者歟、而地頭之押妨、殊以未曾有、言語同斷之次第也、且承元二年將軍家御消息云、社務之中預所與地頭沙汰可被分別、然者無向後相論、可令落居者也云々、又同三年八箇條御下知狀之内、一地頭得分事、右件得分事、加地子並名田畠之外、不可交社務也、兼又給田之外名田、於有限所當者、可令辨濟矣者云々、前後相應、龜鏡異

他地頭代一切不憚此子細、大略張行社務之間、式數神專用田於事成妨、其上同社領野坂庄、每年百三十石、爲地頭請所、年々歳々無有懈怠、而以新儀、去々年去年堅固未濟、兩年之間、一向以押領之、仍有限佛神專用途令闕如畢、神事之違例何事如之、

このやうに各所において社領に對する地頭の不法押妨は絶え間なく進行し、宮寺の所領は愈々益々蠶喰されざるを得なかつた。明應六年十一月、足利義澄はその御教書において、石清水領阿波國萱島庄が嚴重神領たるのところ、守護のために押領せられたるに就き、その替地として長享元年に攝津國賀島庄を給與し、早く方々違亂の族を退け、當知行の旨に任せて永く領知を全ふすべし、次に諸公事を免除し、すべて社領の例を守りて一切使者の入部を停止し、いよ／＼祈禱精誠を抽んずべしと言つてゐる。<sup>(4)</sup> また大永二年三月の室町幕府奉行衆下知狀では、宮寺領伯耆國山田別宮が山田彌三郎左衛門尉のために掠領せられ、年貢が社家に納まらないのは甚だ然るべからざることである。早く彼の妨げを退け、全く社納せらるべしとあり、<sup>(5)</sup> その他かくの如き事態は踵を接して頻發してゐる。殊に應仁以降、世がいはゆる戰國亂世に入るに隨つて、武士・惡黨・足輕・浪人等々の横行濶歩のために受けたる侵害は最も表面的に現はれるに至つたのである。

守護地頭等の職權の不當なる伸張による社寺領への侵喰と、貨幣の流通増加と商工業の發達とは、



庄園制度崩壊の一主動脈をなしたが、また他方に於いて、俗世間的行動に熱中し、神祕の外皮を剥ぎ取りつゝあつた社寺の正體暴露とともに、その所領の如きも大きな影響を受けねばならなかつた。社寺領の削減がそれである。

〔引用註〕

- (1) 石清水文書、第一卷、三一三—三一五頁。
- (2) 同上、三五〇頁。
- (3) 同上、第五卷、五九一頁以下。
- (4) 同上、第六卷、一一四頁。
- (5) 同上、九七頁。

### 第三節 徳川時代

以上の如き歴史を経て來た石清水領は、戰國亂世が信長・秀吉等によつて一統せられ、次いで江戸に徳川の幕府が開立さるゝに従つて、漸くその歸するところが明かとなつた。徳川幕府は社寺に對してその老獪なる政策を以つて、一方に於いて保護を加ふるとともに、他方に於いてほしいまゝなる所領の沒收を斷行した。石清水社領が徳川時代に至りて如何に減少したるかは、延享三年二月に當宮寺

の所司等が奉行所へ提出したる書狀によつて知ることが出来る。それによれば、

山城國綴喜郡

石清水八幡宮

社務于時當職

(正清)

田

(新清)

新善法寺

(統清)

善法寺

一 御朱印高都合七千百拾六石餘、尤山上山下之者共江、銘々 御朱印二被成下候御事、

一 山林境内御座候御事、

一 權現様 台徳院様、御條目社務中當二被成下、右御條目之表を以、八幡八郷守護不入、山上山下八郷、社務中下知支配仕候而、所領所々二、社務中々制札相立置申候、且又社務中門跡號御座候而、往古々官符 院宣繪旨並御教書等、數多所持仕候而、前々々門跡與號候得共、當時何茂小知行旁二付、當時者門跡號稱不申候、

〔下 略〕



とありて、社領は僅かに七千餘石に過ぎず、王朝時代に於いて一百四箇處の所領庄園を領有してゐたる面影は、今や甚だ寂寥のものとなつたのである。もとより、これは我が石清水のみの特殊的事態ではなくて、他の諸社寺に於いても一般的に見らるゝ現象である。

吾々は以上の論述によつて、石清水八幡宮護國寺の所領に關する史的梗概を一應解明し得たであらう。王朝時代に於いて最も強力なる物質的基礎を掌握してゐた當宮寺も、社會關係の變革とともに漸くその基礎を失ひ、遂に『何茂小知行』に相成るに至つた。これ日本に於ける社寺領の辿り來つた一般的な道を暗示するものであることを忘れてはならぬ。

最後に、平安時代以降より本社と末社との統屬關係が生ずるに至つた。その據つて來りし所以は實に經濟的所領關係に外ならなかつたのである。何故なれば、微弱なる社寺はその領する庄園を諸方面より押妨せられ、特權を奪はるゝ危險に常にさらされてゐたがために、勢ある大社寺を盟主と仰ぎその威勢を假用して自己所領の保全と、進んで當該所領を不輸入の地たらしめんとするに至つたからである。従つて末社寺領庄園はとりもなほさず本社寺の穀倉を充實せしめ、その統制下に置かれてゐたのである。<sup>(2)</sup>石清水八幡宮寺が多くの末社寺を隨えてゐたのは、全く斯くの如き理由に基づくものであることを注意されたい。

〔引用註〕

(1) 石清水文書、第四卷、二七四—二七五頁。

(2) 本社寺と末社寺との經濟的統屬關係は學界未だ詳密なる研究が存在しないが、この問題は寺院經濟史上より言ふも佛教史上より言ふも、甚だ看過すべからざる問題の一つに屬してゐる。今後は大いに解明されねばならぬ。なほ左記の論文をも參看せらるべきであらう。

西岡虎之助、土地莊園化の過程に於ける國免地の性能——善通・曼茶羅兩寺領の研究——(史潮、第二年第一號、掲載)。



第五篇 高野山領庄園の研究

第一章 概論

第一節 高野山領庄園の概況

一、高野山領庄園の成立

二、高野山領庄園の発展

第二章 高野山領庄園の歴史

第一節 高野山領庄園の成立

二、高野山領庄園の発展

第三章 高野山領庄園の経済

第一節 高野山領庄園の成立

二、高野山領庄園の発展

第四章 高野山領庄園の文化

第一節 高野山領庄園の成立

二、高野山領庄園の発展

第五章 高野山領庄園の将来

第一節 高野山領庄園の成立

二、高野山領庄園の発展



## 第一章 高野山領紀伊國荒河庄の研究

## 第一節 緒言

高野山は平安時代初期に弘法大師によつて開山せられ、當時は眞言の靈峰として王臣勢家の尊崇さるゝこと甚だしく、宗派としても多大の發展をなしたが、しかもその結果はこれ等の信者をして尠からぬ所領を寄進せしめ、庄園制度が年とともに發展を遂げつゝありし此の時代のことなるが故に、寺領庄園の如きも相當の廣さに亘り、寺院の物質的基礎の如きも或る程度まで確立されたるものゝ如くであるが、平安時代の中葉に及びて寺門おのづから閉塞し法燈殆んど絶ゆるに至るや、寺領庄園の如きも押妨に次ぐに侵掠を蒙り、多くその影をだにもとどめざるに至つた。これこの時代に於ける當寺領庄園が多く史上に影を没してゐる所以である。

然るに平安末期に至ると、當寺領庄園は追々に再び成立し増加し始めた。それは多く皇室の寄進によるものであるが、また由來の明かならずして當寺領に轉入し來つたものも鮮少でなく、特に曾て石

清水八幡宮寺領なりし紀伊國鞆淵庄が何時の間にか高野山領となつてゐるが如きは一つの不可思議に屬してゐる(註一)。しかして王朝末期に成立——又は獲得——したる當寺領は各地に存在するが、その注目すべきものは備後國太田庄・紀伊國阿豆河庄および荒河庄であらう。王朝末期以降より鎌倉・室町時代に亘り、この前二者に關する史料は「高野山文書」中にやゝ豊富に収録せられて居り、既に他の學者の研究が存するが、荒河庄に就いては未だ全般的研究が存しないやうである。尤も全般的研究といふも、その史料は必らずしも多からざるのみならず寧ろ乏少であり、しかも且つ斷片的なるに加えて、吾々の最も知らんとする事項にして何等の手懸りの無い點も尠くないが、併しまた他面に於いては、當庄に在りて特に多く見らるゝ問題もこれ無しとしない。吾々は一つは以て寺領庄園の一機構を窺ふとともに、當代に於ける庄園體制の一斑を解明するために、いさゝか荒河庄の研究を試みたいと思ふのである。

(註一) 紀伊國鞆淵庄がもと石清水八幡宮寺領であつたことは、延久四年九月五日に宮寺へ發せられた太政官符によつて明かである。この官符はもとより後三條天皇の庄園記録券契所が活動せる結果のものであるが、いま當庄に關しては次の如くある。

『壹處 宇鞆淵 同郡(紀伊國那賀郡)』

水田拾參町佰捌拾步

右、同符傳、同勘奏傳、寛弘五年十二月一日、宮寺・藤國衙狀、陳免田勘益之旨、不載御蘭之根源、然而其後代代國司、所免



判來也、國司解狀云、件庄國司不入勘、不知田畠之數者、同亦起請以前、可被裁許者、同宣、奉勅、件庄田拾參町伍捌拾步、同仰彼國、如舊令免除者、

即ち頼淵庄は寛徳二年起請以前のものなるが故に、舊の如く石清水八幡宮寺領たるべきを承認するといふのである。なほ本文書の斷片は「高野山文書」にも収録されてゐる。<sup>(3)</sup>

〔引用註〕

(1) 重田定一、史説史話。

江頭恒治、紀伊國阿豆河庄の研究(經濟史研究、第二十三、第二十四號掲載)。

(2) 大日本古文書、家わけ第四、石清水文書、第一卷、二七〇頁以下。

(3) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第八卷、三八五—三八六頁。

第二節 荒河庄の成立

荒河庄は荒河・荒川または安樂河などと書かれてゐるが、當庄の成立由來を——甚だ漠然としてゐるが——説明してゐるものは、文治二年五月の高野山住僧等訴狀(註一)およびこれに先きだつ平治元年五月の後白河院應下文(註二)であらう。今それによれば、當庄は平等院明尊大僧正が四至を堺して鳥羽院應に寄せられ、官使盛弘は院宣により在廳官人等を引率して地頭に臨み、往古の公驗の旨に任せて四至を堺し勝示を打ち、以て立券庄號したるに始まる。この院宣の發せられたのは、大治年間

なるもの、如くである。鳥羽院はこれによつて當庄の本家となつたが、院の崩御にあたりてこれを美福門院に傳領せられ、同門院の領有さるところとなつた。

その後、平治元年七月に至り美福門院は、鳥羽院を菩提のために當庄を高野山に寄進し、一切經會を修せしめられた。その令旨に曰く、

美福門院令旨

被 美福門院令旨云、以紀伊國荒河庄、永令寄進金泥一切經藏、每季初商忌辰修一切經會、每月初二一晝夜不斷誦尊勝陀羅尼、奉資鳥羽仙院之菩提、可期三會之曉月之故也、以彼所當充其用途、執行俊覺、一山衆徒、殊任牒狀、相共奉行、至僧數者、云法會、云念誦、無過差、無省略、唯隨庄家所出、相議可計申也、抑功德者、在經王書寫之功、金字紺帙之一切經已爲殊勝、靈地者、在大師入定之地、老少尊卑之一踏者必可出離、仍卜此地、安此經堂、有比類哉者、令旨如此、悉之謹狀、

(平治元年) 七月十七日

(藤原朝臣) (花)

押(奉)

奉金剛峯寺執行俊覺阿闍梨房<sup>(1)</sup>

かくて荒河庄は高野山領となり、庄園の公驗は寺家の手に渡つて寶藏せられることとなつたのであ



る(註三)。

王朝末期に於ける當庄の本免田は二十町・加納田は二十八町餘・合計四十八町餘にわたる廣さであるが(註四)、近世初期なる天正二十年八月四日附の豊臣秀吉の高野山寺領朱印狀によれば、その石高は二千五百四十二石となつてゐる。<sup>(2)</sup>高野山の財源として相當に重要なりしことを察し得るであらう。

(註一) 高野山住僧等訴狀

〔外題 略す〕

高野山住僧等謹解 申請 錄藏殿下 御裁定事

請殊蒙 鴻恩且依道理且任證文被裁斷爲左藤左衛門尉能清背度度 院廳御下文並法性寺<sup>(註五)</sup> 殿下政所御下文等擬押領當山領荒川庄

四至北界不當子細狀

副進 證文等

院廳御下文案六通内

鳥羽院一通 當院一通 高藏院一通<sup>(註六)</sup>

美福門院一通 八條院二通

院使等注文案二通内

盛弘注文一通 國忠檢注文一通

法性寺殿下政所御下文案一通

右、謹檢舊貫、當寺領荒川庄者、平等院<sup>(註七)</sup>大僧正堺四至被寄進鳥羽院、左官掌盛弘依 院宣、引學在廳官人等、臨地頭、任往古公驗之旨、堺四至勝示畢、數十年之間、敢无他妨、其後、美福門院御傳領之時、能清之親父仲清始巧新議、恣押領北堺、致種種濫吹、因茲、自 美福門院被奏聞 當院之日、於院廳召對兩庄之住人等、被決斷理非之尅、田仲庄住人卷舌墮負畢、仍任大治年中、鳥羽院廳御下文、長承三年同院御使盛弘之注文、保延元年同院御使國忠檢注文之旨、於四至内者、不可致相論之由、當一院御時被宣下畢、其後、美福門院奉爲 鳥羽院御菩提、平治年中之比、當山建立御經藏、安置金泥一切經、以當庄地利、被宛用佛聖供燈一切經會 國忌月忌並長日供養法人供等也、而 當院宣並 鳥羽院廳御下文、被成法成寺禪定殿下御下文畢、〔下略〕

文治二年五月 日

大法師永覺<sup>(註八)</sup>下略  
連署

(註二) 後白河院廳下文

院廳下 荒川庄官等

可令早任鳥羽院御使盛弘長承三年注文停止田仲吉仲兩庄相論當庄四至内領地事

四至〔略す〕

右、彼庄今日日解狀得、謹檢舊貫、御庄建立之後、既<sup>(註九)</sup>及數十年、全無致如此牢籠之人、然間、故鳥羽院令崩御之後、即恣押取當御庄内、爲彼田仲庄領之後、漸送年月、雖捧數度解狀、無指御沙汰之間、適以、去比於院廳、被召對決當御庄官等與彼田仲庄住人等之刻、彼庄住人等、全依無其理、卷舌無陳方、因之、當御庄存無限理之處、廳御下文未成下之間、尙以被掠領之條、其理豈可然哉、就中、雖被倒諸國新立庄園、於白河・鳥羽兩院廳御下文之所者、訴訟之時、領家注子細、可經奏聞之由、宣旨有限、然者、何乍見彼論言、猥爲田仲庄預内舍人仲清、忝被倒美福門院御領乎、殊可垂御還迹者也、望請鴻恩、且依先例、且任鳥羽院廳御下文、速被成下廳御下文、永令停止彼庄異論者、當庄堺、任御使盛弘注文四至、停止田仲・吉仲兩庄異論、可爲美福門院領狀、所仰如件、



庄官宜承知、依件行之、敢不可違失、故下、

平治元年五月廿八日

主典代右衛門少尉安倍(花押)

別當内大臣兼左近衛大將藤原<sup>(公致)</sup>下連(4)

この院廳下文が發せられてより約五十日後の七月十七日に、當庄を美福門院より高野山に寄進せられたるものなることは、上の本文中に述べ來りし通りである。

(註三) 永曆元年二月十九日附、美福門院の令旨の一節に、

荒川御庄御公驗事、尤可被御山寶藏也、以後便可下遣、子細且仰合使者了、<sup>(5)</sup>  
とある。

(註四) 後白河院々宣

紀伊國荒川庄二十丁、同加納二十八丁餘、可被宛課造日前國懸役事、令申 八條院給之後、寄進高野山領之後、一切不知食之旨、所令申給也、早可令申先例勸否並證文等給者、依

院御氣色、執啓如件、

〔通筆〕  
「治承二」九月十一日

左中辨長方

謹上 法務僧正御房

〔引用註〕

(1) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第一卷、三三八—三三九頁。

(2) 同上、第二卷、六〇八頁。

(3) 同上、第一卷、三七八頁以下。

(4) 同上卷、三五二頁以下。

(5) 同上卷、三四三頁。

(6) 同上卷、三六六頁。

### 第三節 荒河庄に對する押妨

庄園に對する違亂押妨は王朝時代以降に於ける日常の茶飯事であつて、庄園の領有者を惱ますこと尠からぬのであつた。わが荒河庄に在りてもまたこの例に洩れず、その全歴史を通じてかゝる事態が頻出してゐる。前節の註二に引ける後白河院廳下文に見ゆるを始めとして、吾々はむしろその煩に堪えないが、こゝにその一斑を論ずることは、當庄の領有史ならびに當時の社會状態を押して知るべき一助ともなるであらう。

さて平治元年九月の、荒河庄々官等に下したる金剛峯寺政所下文には、當庄從來の押妨をあらかじめ防がんがために、若し非理の古券をさしげ、訴訟を權門に寄せ、或ひは臨時の沙汰に觸れて強縁を京都に取る輩は、忝なくも美福門院の令旨に違背し、ひとえに寺家を蔑如するものであるから、これを停止せしめよと言つてゐるが、<sup>(1)</sup>しかし事實は左様に單純には濟まなかつた。即ち永曆元年十月二十



二日の美福門院令旨では、當庄の北堺が田仲庄のために押妨せられてゐるに就き、院より重ねて前關白藤原忠通に仰せらるゝのところ、鳥羽院廳の御下文に任せて早くその妨げを停止すべき由の下文をなされて居るにより、この旨に従つて沙汰をいたすべし、とある。<sup>(2)</sup>

更に應保二年十一月の東寺門徒等奏狀は、當庄に對する違亂押妨を述ぶることつまびらかである。今それによるに、藤原忠實の所領なる田仲庄——荒河庄の隣りにあり——の預所内舍人仲清なるもの石清水八幡宮寺領頼淵庄、及び法成寺領吉仲庄の庄官等を相語らひて庄田を割き取り、比類なき猛惡をいたしたが、これみな國司爲長の暴惡なる所爲を見習ひて行ふところである。彼れは庄内川において漁撈をなす。殺生・殺人をなすは朝章五刑の誠しむるところ、佛戒十禁のうち殊に制する事柄である。況んや寺領内に於いて漁獵を好むの條、禪徒の行ひとして争でか憐れまざらんや。仍つて群侶等が制止を加ふるのところ、いよ／＼忿怒をなす。去る十月の比には數多の軍兵を引卒して庄民を追捕し、資財雜物を搜取し、堂舍住宅を焼き拂ひ、一身を以つて兩犯をなした。これ憲章の指すところの罪條輕からず。若しまた僧徒に非法あらば子細を公家に奏聞して沙汰をいたすべきであるにも拘らず、左右なく庄家を焼き拂ふが如きことは、還つて朝威を輕ろんずるものである。たま／＼實檢の官使を遣はすといへども、國司爲長および仲清等は賄賂に耽り、左右なく往古の勝示を抜き棄てた。斯くの

如き所爲は犯過すでに重い。仍つて頻りに訴えを致すといへども、今に裁報これ無きの間、高野山衆徒等はみな離山し、法燈すでに絶えんとしてゐる。吾が寺は弘法大師入定の地、佛法流布の庭であり、僧侶みな忍辱を以つて衣となし、慈悲を以つて室となす。何ぞ訴訟を好み諍論をなすべけんや。<sup>(3)</sup>——これによつて、惡性なる國司と庄官の輩が結托して他庄の押妨狼藉を働いてゐたことが察せられるであらう。

斯くの如く、荒河庄の隣りには田仲庄がありて屢々侵害せられ、また同じ隣庄には關白藤原忠通領なる吉仲庄がありて押妨を繰り返された。長寛元年七月二十五日の關白家——藤原忠通家——政所下文には、吉仲庄の住人等が荒河庄の田畠作物を刈り取ることを禁じて居り<sup>(註一)</sup>、更に降つて室町時代なる應永八年十二月九日の一史料にも、田仲庄の百姓等が荒河庄内に入るを禁じてゐるが如き<sup>(註二)</sup>、——これ等の事實は當庄がしば／＼隣庄のために違亂押妨を受け來つたことを物語るものである。

更に當庄を侵喰しやうとしたのは以上のみではなくて、官使または守護なども多數の従者を率ゐて庄内に亂入し、百姓に不當の責虐を加へるものも尠くはなかつたやうである。次に掲ぐる二箇の史料は蓋しこれを説明するものである。

## 藤中納言顯頼御教書案



〔別筆〕 荒川庄日前國懸造功免除書狀令旨

治承二年 奉行者藤中納言殿

荒川御庄者、院御領也、而爲 日前國懸造室材木雜事、官使亂入御庄内、引率衆多眷屬國使等、責費供給、冤凌百姓之由、所訴申也、縱雖可勤仕、自 院廳可被催、又可遣使者也、何不蒙 院宣猥押入御領哉、且停止其責、且可返與損亡物也、兼又以此旨、被仰國司、定被下知歟、者、依藤中納言殿御奉行、執啓如件、

十二月五日

散位大 江在判奉

奉 造日前國懸使野廳頭御宿(4)

六波羅下知狀案

〔端裏書〕 關東御下知狀案 承久三十三日 兵糧米免除事

高野山領 政所 名手 荒河 三ヶ所者、任先例免除兵糧米了、而猶守護所使者亂入、令致害名手住民云々、事實者、太不當次第也、可令尋沙汰給也、又荒河庄兵糧米使自守護所亂入追捕庄庫云々、不省事也、早尋明兩條、停止狼藉、可糺返追捕物候也、仍執達如件、

承久三年八月十三日

武藏守 在判

三浦又太郎(5)

相模守 在判

以上述ぶるが如き事態の頻發によつて、荒河庄の領有が如何に脅かされたかは多言を要しないであらう。庄園領有史の一面は、確かにこのやうな侵掠・押妨の歴史であつたのである。當庄がこの例に洩れ得なかつたのは言ふまでもない。

〔註一〕 關白家政所下文

〔別筆〕 吉仲御庄下文

下 法成寺領吉仲御庄

可早任先御下文致沙汰荒河庄相論境事

右、境事、被成 政所御下文畢、仍高野御使守彼狀、致沙汰之處、田畠作物、吉仲住人竊取、猶致妨之由、荒河庄進解狀、御山檢校又所令言上也、可止件濫行等由、被仰大宮法眼畢者、庄官等承知、停止濫行、可返與押取作物之狀、所仰如件、以下、

長寛元年七月廿五日

〔別筆〕 左京權大夫平朝臣(花押)

〔註二〕 荒河庄内山入用停止遵行狀

高野領荒河庄内山事、被停止田仲庄百姓等之入用候、仍被成下御下知候、可有成敗之由、被仰下候、恐々謹言、  
〔退筆〕 應永八年十二月九日 (花押)



遊佐豊後入道殿

〔引用註〕

- (1) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第一卷、三五五頁以下。
- (2) 同上、三六三頁。
- (3) 同上書、第八卷、一四五—一四七頁。
- (4) 同上書、第七卷、一一〇—一一一頁。
- (5) 同上書、第一卷、三六九—三七〇頁。
- (6) 同上、三六四頁。
- (7) 同上書、第二卷、一一四頁。

#### 第四節 荒河庄に於ける庄園法

曾て令制の下に於いては司法權は國家の手によつて運用せられてゐたが、平安時代の初期頃より庄園制度が巨大なる發展を遂げるに至るとともに、庄園の領有者たる寺社權門勢家等は、次第に國家の司法權を奪つてこれを自己の掌中に確保し、庄園内にはこれ等の者による私人的司法權が行使さるゝに至つた。延喜五年十一月三日の太政官符に、寺社權門勢家の輩が國家の司法警察權を排除して専ら威勢を施し、ほしいま、に猛暴を行ひ、是非を辨ぜずして濫りに無道を論じ、國郡の官司は凌辱に

堪えざるにも拘らず、彼等の威勢を恐れて緘黙して訴へない事實を指摘してゐるのは、<sup>(1)</sup> 國家の司法權がこれ等の私人の手に移りつゝあることを述べたものであつて、それより以來、寺社權門勢家等の所領庄園には斯くの如き私人的司法權が行使せられ、いはゆる庄園法の出現を見るに至つたのである。

されば寺領庄園内には、寺家の制定にかゝる寺院法が施行せられてゐた。<sup>(2)</sup> もとより前述の如く、庄園法は寺領のみに限らず、他の世俗領に於いても私人化されたる公權力たる庄園法の施行を見るが、わが荒河庄にありても同様の例に洩れない。私は若子の史料によつて其の諸態を究明するであらう。

先づ建久四年二月の高野山年預等置文に隨えば、當庄の庄官——公文——盛景は、當庄重代の下司たる重家が檢注使として檢田に赴くや、彼れは重家と年來の敵人たるにより、事を左右に寄せ軍兵を率ゐて、建久三年十月二十三日に庄屋に於いて重家ならびに郎從三人を殺害いたし、兩三名を負傷せしめた。これは官省符を帶ぶる寺領内に於ける未曾有の狼藉であり、罪科輕からず、仍つて先例に任せ、盛景ならびに子息縁者境界所從眷屬等を皆ことごとく庄外へ追放し、その領する名田畠を沒收し當寺の諸衆をして支配せしめる。若し山上山下沙汰人ならびに滿寺の大衆のうち、或ひは彼等に内通し、或ひは追從賄賂に耽りて盛景に味方し、段歩といへども名田畠を免除せしむる輩これあるに於いては、神罰冥罰をその身に蒙り、滿山の諸衆一味同心して治罰を加ふべきであると言つてゐる。<sup>(3)</sup> 庄内



に於いて殺害の大犯をなせるものは、このやうに寺院法によつて裁判を加えられてゐたのである。斯くの如くにして没收したる犯科人の私領名田畠を如何に處置したるかといふに、それには二つの法策が採られた。(一)寺家の諸衆に分與して支配せしむること、(二)御影堂陀羅尼田に寄進することとがそれである。このことは單に當庄のみに限らず、他の諸庄園に對しても同様に採られたる高野山の一般の方針であつたやうである。先づ第一の場合に就いて見るに、

荒河庄没官領支配狀

金剛峯寺 荒河御庄行俊

檢校法橋御房壹段 水原屋敷前

房壹段 平田

證佛房壹段 預所分 水原屋敷前法橋御房御分次上

正等房壹段 荒木

證善房壹段 年預分 太尾南谷田

法佛房壹段 屋敷北大太尾尻小

戒證房壹段 圓阿南國時名坪四所

道證房壹段 證佛房領次上横道下三百歩 又次上六十歩

善定房壹段 道證房領次下三百歩 尾端六十歩

覺道房壹段 水原東谷

法淨房壹段 經師野尾類東面半 新藤二郎古屋垣(垣)内半

右、依爲殺害人、任例被没官了、仍奉支配諸衆狀如件、

建曆三季西癸十二月六日

年預山籠大法師(花押)

なる記録ありて、殺害の犯科をなせる者の私領を沒收し、これを寺家の諸衆に支配せしめたことを證してゐるのである。これは滿山の僧侶集會によつて規制されたものであるが、右の文中に「任例被没官了」とあるより見れば、殺害人の私領は必ず没收する規制であつたに相違ない。

また第二の事實に就いて見るに、

御影堂陀羅尼田寄進置文

弘安八季十一月八日、於荒河庄上田村、彌四郎爲時等、令殺害彌九郎充綱之處、充綱並孫太郎充眞又令殺害實房・爲房兄弟二人畢、互爲殺害之間、兩方太犯之上者、俱所當罪科難遁者歟、仍



令沒收、點定彼等之私領之内、前田壹段、上野百八十步、延壽門百六十步、東山垣内二十步、所令寄進御影堂陀羅尼田也、是即且爲犯人罪障消滅、且爲寺僧巡季依怙也、然者盡未來際、更不可有改轉之狀如件、

弘安八季乙酉十二月八日

預所阿闍梨覺尊(花押)

檢校執行權律師法橋上人位祐信(花押)

とあるのは、犯人の『罪障消滅』の名のもとに、殺害犯人の私領を沒收してこれを御影堂陀羅尼田として收めたことを説明するものである。而して正應三年八月八日の高野山衆議定文の一節にも同様の事實これあるより見れば、御影堂陀羅尼田は斯くの如き手段によつても益々増加して行つたことであらう。

寺領内に於ける庄務執行者たる庄官は、もとより寺院法を遵守することを要したが、特に寺家に對して廉直・租税の完徴・檢察糾彈・盜犯禁制・等々の義務を負ひ、若しこれに違背すれば所職を改易されるを常としてゐた。しかして吾が荒河庄にありて庄官に對する律法として最も注目すべきは、正慶元年七月十二日の庄官等請文であらう。これは前後四十一箇條にわたる詳細なるものであるが、私はすでにこれを別著に於いて解剖を試みたから、こゝではこれを省略することとし、左に正應三年八月八日

の一起請文を指摘するにとどめて置きたう。

荒川源八義賢起請文

敬白 立申起請文事

- 一 於寺僧地並御影堂陀羅尼田天野舞童田、自今以後、云地利、云官物、不可致未進、若致未進之時者、地主被改作人之時、一切不可拘惜事、
- 一 引其他庄殿原、押入百姓之私宅、或云酒、或云菌物、自由奪取、不可致散々煩事、
- 一 不可取仕百姓心不行之牛馬、其外大小二事、不可成百姓之煩事、
- 一 百姓以日比怨心宿意、不可致放火殺害事、
- 一 不可奉惣諸山上於庄家致自由張行事、
- 一 以前條々、可隨請人願後房 信蓮房兩人教訓事、

右、起請文意趣者、自今以後、爲山上、爲山下、條々雖爲一事不可違犯、若背此旨者、奉始梵天帝尺四大天王、殊大師明神、當庄鎮守三船八幡、惣日本國中大小神祇之神罰冥罰も蒙源義賢之身上、現世受白癩黑癩之病患、來世墮無間地獄、不可有出期、仍起請文之狀如件、

正應三年八月八日

源 義賢(10)(花押)



斯くの如く荒河庄にありては、庄内に於ける治安を維持するために殺害狼藉その他の犯科を禁制し、若しこれを犯す輩に對しては私領の沒收や庄外への追放などの刑罰を課し、これに一味同心内通するものに對しても同様の處罰を以つて臨み、所務違亂の庄官に對しては所職の沒收またはその者には庄外追放等をなしてゐる。しかも注意すべきことは、この種の刑罰は國家の手によつて爲されるものにあらずして、寺院みづからの制定せる寺院法によつて行はれるのである。それは寺院ならびに寺領庄園が治外法權の地である當然の歸結に外ならない。而して當庄の寺院法は、もよとりこれを高野山全體との關聯に於いて見らるゝことを要するけれども、少くとも以上述べるところによつても、當庄に行はれてゐたる庄園法の片鱗を窺ひ得るであらう。

## 〔引用註〕

- (1) 拙著、日本上代佛教の社會經濟、九六—九七頁。  
 (2) 日本の寺院法に關しては、左の最近の拙稿を参照せらるべし。  
 拙稿、日本寺院法の性質（日本宗教學會第二回紀要掲載）。  
 拙稿、觀心寺に於ける僧侶集會と寺院法（法學志林、第三十四卷第三號）。  
 (3) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第三卷、六五二—六六〇頁。

- (4) 同上、第七卷、一四三—一四四頁。  
 (5) 同上、第二卷、二一九頁。  
 (6) 同上書、二五五頁。  
 (7) 拙著、日本寺院經濟史論、二〇七—二二二頁。  
 (8) 高野山文書、第七卷、一三一頁以下。  
 (9) 拙著、日本寺院經濟史論、二二二—二二六頁。  
 (10) 高野山文書、第一卷、三七三—三七四頁。

## 第五節 荒河庄に於ける惡黨の横行

前節に述べたるやうに、寺領庄園内に於ける殺害放火その他の狼藉は、寺院法によつて嚴に禁制するところであるが、しかし庄園内の惡黨はしばしば蜂起して擾亂の限りを盡してゐる。この點に關しては當庄は他の諸庄園に對し最もよき事例を供するものであるから、いさゝか究明の歩をすゝめやう。さて正應四年七月の寺家の下文に、

高野山下文案

〔端裏書〕  
 「荒川庄下文案」



荒川庄悪黨人事、年々雖有其沙汰、不拘寺家制法、致種々狼藉之上者、放火殺害等之重犯之輩、早任注文之旨、其身可召進、若背下知之旨、不隨召者、任法可致沙汰、於住宅等者、可守先規之由、依諸衆御評定、執達如件、

正應四年七月廿七日

荒川庄々官等御中<sup>(1)</sup>

とあるのは、寺院法が悪黨の横行を禁制せることを證するとともに、その狼藉者の尠からざりしことを推察せしむるに十分である。

庄内に於いて狼藉を働らき、それがために庄官に追捕された悪黨は、しばしば白狀書を徴せられてゐる。これによつて所犯の要領が明かであるから、私は正應四年十一月の下人權八秋廣なる者のそれを舉示するであらう。

下人權八秋廣白狀案

正應四年十一月十六日、高野山領荒河庄ヨリ、召渡當庄住人彌四郎入道法心カ下人權八秋廣男、問云、當庄放火強盜以下惡行事、令存知云々、任實正可申、秋廣申云、荒川庄家燒致惡行候事ハ、預所並百姓等ヲ、法心房阿黨セラレテ、家ヲヤカレ候人ノハ、源八殿、城八郎殿、淨妙房、唯

仙房、五郎殿、九郎殿 家人大貳房、並下人藤源次、藤源太、龜王、松王、以上荒河庄住人調月ニハ平次郎殿、

平九郎殿、彌五郎殿、新三郎殿 家人孫太郎殿、同、袈裟王平治郎殿 下人、左衛門太郎殿、清六殿、彌太郎左衛門太郎 下人、

此人ノニテ候、家ヲヤキ候事ハ、數十字ニテ候之間、委ハカスヲシラス候、

一前々家燒テ候事ハ、荒川備前殿家ヲハ、フリヤ次郎殿、秋廣、源八殿、三人ニテヤキテ候、

一(野田原)ノタハラノ五郎大夫カ家ヲヤキテ候事ハ、金熊、殿若、平八、彌太郎、秋廣シテヤキテ候、コノ

家ヲヤキテ候宿意ハ、左衛門太郎殿、五郎大夫ノ馬ヲオキノラレテ候シニ、(直)アタヒノセニヲキフ

クセメ申テ候ケルトテ、ヤカレテ候、

一荒川道佛ヲ、コノ四五年カホトニ、強盜ニウチテ候人ノハ、左衛門太郎殿、並下人ツイクシ平

八殿、金熊殿、清六殿、彌太郎殿、平七殿、栖ノ三郎、源八、源八、弟彌清太、同下人、小屋垣内

ノ殿、大貳房 下人此人ノ所行ニテ候、秋廣ヲハ、左衛門太郎殿下追捕使カ、ノサトサソイ申候シ

カトモ、我身ハマカリ候ハス候、

一重問云、荒河調月人共、市津路次ニテ押取押買スル事、誰人カ張行ヒタル、秋廣申云、上件人ノ

一人ナラヌ所行ニテ候事、カクレナク候、仍白狀如件、

正應四年十一月十六日

權八 秋 廣在判



問人

沙彌

上使代楠本入道 惠在判

僧

守護代 唯心在判

これによつて、庄内に於ける殺害放火が如何に無雜作に行はれてゐたかを察することが出来るであらう。このやに訊問を受けて所犯を白状せる悪黨人は、もとより應分の處罰を免ぬがれなかつたが、狼藉の嫌疑を受けたものは愴惶としてその謂れなき仔細を陳狀してゐる。正應五年三月、吉仲良胤兄弟の陳狀は即ちこれが好例である。その文に曰く、

〔別筆〕  
調月平次郎平九郎陳正應五三廿八

吉仲平次郎良胤同舍弟平九郎等謹辯申

爲高野山金剛峯寺衆徒稱秋廣吉村白狀任意致問付入良胤等於注文企濫訴無謂子細狀

〔裏判〕 (守護代菱田唯心)

彼衆徒解云、良胤等、與荒河庄惡黨、骨肉之好不淺、乃至有時俱下手、有時加扶持、結一黨、更無貳心云々、取要、此條旁虛誕也、全無扶持之儀、不結一黨、何況爲下手哉、而任雅意構不實、戴訴狀致濫訴、得理何事哉、更非禪徒之行儀、就中恣致問付、所備證據白狀、兩人之申詞不一准、虛訴既令露顯者乎、且如秋廣白狀者、放火人内吉村男云々、而如吉村白狀者、良胤等之相交之事、

承辱申詞云々、兩人白狀、既令參差者也、良胤等實事相交彼放火者、何己身不見知之、而承他人申詞之由、可載之哉、凡宿意之輩、任雅意致問付、書入白狀奉掠上、令擬令損人之事、可爲不便之間、願將來奸謀、如御定者、惡黨之輩、雖載白狀、無贓物者、非沙汰之限云々、是則如此檢斷御沙汰、不被叙用白狀許、可被尋別證據御計也、武家憲政之忝御事、今當于身所令仰信也、且被糺明眞僞、且欲被行奏事不實之罪科矣、仍披陳言上如件、<sup>(3)</sup>  
なほこれ以外に惡黨の横行に關し若子の記録も見えるが、大體に於いて以上述べるところを以つてその動向を明かにし得たであらう。

〔引用註〕

(1) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第七卷、一七五頁。

(2) 同上書、一六六—一六八頁。

(3) 同上書、一二二—一二三頁。

### 第六節 結 言

紀伊國荒河庄は、平等院明尊大僧正が大治年間に、鳥羽院廳の院宣を蒙りて四至を界し勝示を打ち、



かくて券を立て、庄を號したるを記録の初見とし、それより鳥羽院廳に寄進し、同院より美福門院に傳領され、更に同門院より高野山に寄進せられ、平治元年七月に至りてその寺領となるに至つた。尤もこの寄進に於いては如何なる程度まで領有權を寄進されたか。換言すれば、美福門院は依然として當庄の本案として止まり、高野山へは單に一定の得分のみを寄進したるに過ぎないか、それとも美福門院は一切の領有權を擧げて高野山に寄進したるか、この問題に就いては私は未だ斷案を下す勇氣を有たないものであるが、少くとも平安末期に於ける王朝の極度なる衰頹の際に高野山がその全領有權を掌握するに至つたであらうと思はれる。而して美福門院の寄進が、高野山領としての當庄の出發點であつたのである。

さて荒河庄の隣りには田仲・吉仲の兩庄があつてしばしば侵入を蒙り、王朝末期より室町時代に至る長い間にわたつて押妨侵掠に悩まされねばならなかつた。それは高野山に寄進される以前よりすでに見らるゝ事態であつたから、寺領となりて後は更に一層頻繁に行はれたに相異なる。かゝる事柄は單に當寺領のみに限つたことではなく、他の多くの庄園にありても珍らしいことでは無かつたより察するに、庄園制度は或る意味において一つの弱肉強食の一表現であつたとも言ふことが出来るであらう。こゝに述ぶる荒河庄は蓋しその未熟なる一例である。

庄園領主たる寺社權門勢家等が、その私人化——或る意味の私權化——されたる公權力を擁して治外法權の地位を占むる當然の結果として、庄園内にはいはゆる『庄園法』なるものが施行せられ、國家の權力活動から獨立して司法・行政・警察の一切が庄園領主によつて行使さるゝに至つた。犯科人の追捕と處罰、裁判、領主に對する庄官庄民等の臣從忠義等々がそれである。しかして此のやうな事實は吾が荒河庄に於いても見られ、寺院法の制定行使者としての高野山は庄内の治安維持のために、或ひは殺害人を處罰しその私領を沒收し、或ひは惡黨の追捕檢斷に努めてゐる。日本に於ける庄園法は斯くの如き觀點より見るを最も便宜とすであらう。未だ學界未開拓の本問題は、十分に解明されることが切實に要求されてゐる。

荒河庄に關する史料はいづれも皆斷片的であつて、吾々の知らんとする多くの事柄にして、なほ且つ知り得ないものが尠くないのは遺憾である。たゞ本研究によつて當庄に於ける庄園の領有ならびに庄園法を、いさゝかなりとも解明するの一助ともならば幸ひである。



## 第二章 寺領寄進の動機と目的

## 第一節 序言

王朝時代およびそれより引續いた中世の眞言・天臺・南都諸宗等々の佛教は、いはゆる貴族的佛教であり、同時にまた富者の佛教であつた。また修法佛教であるとも言ひ、造寺造塔の佛教であるとも言はれる。修法・造寺・造塔などの如き『善根』を行ふものは、未來々世に於いて極樂淨土へ往生し得るといふからである。けれども斯くの如きことは社會の大多數を占むる貧困者たちの到底企て及ぶところではない。攝關家といへども、平安時代の末期に至つては既に財力これに十分ならざるに至つた程であり、況んや一般の者に至つては猶ほ更のことであつたのであるから、これを平明簡易の念佛宗に比すれば、明らかに貴族的・富的的佛教であつたと言はねばならぬ。(註)

(註) 斯く言へばとて、いはゆる平明簡易の念佛宗寺院が、みづからの富を獲得する上に於いて極めて無關心であつたや否やを私は全然豫想しないものであり、別個の機會に取り上げ度いと思ふ。王朝佛教が貴族的・念佛宗が民衆的であつたことを主張すると

するも、そのことは直ちに本章の論述に對し、右兩佛教の本質的對蹠的を要求することは出来ないのである。

だが、これ等の佛教の社會的性質が何であつたにせよ、苟くもこれを信仰せる人達は、その乏しい——または豊富な——財力を傾けて寺院への物質的施與に盡し、以つて極樂往生を願はうとしてゐた。吾々はその最も注目すべき一側面を、中世に於ける高野山御影堂に對する時人の私領寄進に於いて看取し得るであらう。

とは言へ、御影堂への私領寄進は單に極樂往生といふ未來のためのみではなく、現世の安穩幸福を祈るといふ極めて現世的・功利的イデオロギ―に立脚するものが甚だ多い。加持祈禱に耽る密教的諸寺院が廣大なる所領を掩有することが出来た一側面には、實に斯くの如き教儀が少からぬ作用をなしてゐたことを忘れてはならぬ。

私は本章において、高野山御影堂陀羅尼田に對する私領寄進者の動機と目的とを稍々詳細に究明して行きたいと思ふ。

## 第二節 後生菩提のため

後生菩提のため御影堂陀羅尼田へ私領を寄進せしものには、凡そ次の五種が存する。尤もこれに類



似した他のものもあるが、煩雜にわたるが故に省略し、こゝでは次の五種を擧げるに止めて置きたい。

(1) 先師・雙親を菩提のためにするもの(續寶簡集四の五八)

奉寄進 御影堂陀羅尼田事

合壹段者但此内六十歩不  
定田七斗五升也

在金剛峯寺御領政所内下方大谷字上田井戸

四至

右田地者、良圓相傳之私領也、而爲先師雙親等之菩提、相副紛失狀、奉寄進御影堂畢、仍爲後代

龜鏡、寄進之狀如件、

正和五年丙辰七月廿一日

大法師長圓(2)(花押)

(2) 弟が早世したるに付、その菩提を弔ふため(續寶簡集五の七三)

奉寄進 高野山御影堂長日陀羅尼田事

合水田壹段六十歩者在天野御領和泉國近木  
庄上番近木里廿三坪内

四至本券文在之定田陸斗

右件田地者、行見相傳之私領也、而舍弟圓性、自存日之時、令處分畢、爰圓性早世之間、爲訪彼

菩提、相副本券文三通、奉寄進御影堂畢、仍爲後日證文之狀如件、

元弘貳年壬申二月廿一日

預行(3)(花押)

(3) 子息の菩提を弔ふ母(續寶簡集四の四六)

御影堂

奉寄進田地事

合貳段者在荒河庄上田村内字長田  
但新田負所一段百六十歩

四至(略す)

右件田地者、故道圓房成長遺領也、而母尼妙阿爲訪彼成長之後生并、相副本券一通、所奉寄進也、  
又以功德之餘薰、妙阿爲欲結一佛淨土之緣、奉寄進之狀如件、

正應三年庚寅三月廿五日

尼妙阿

件田二段内西一段(下)  
東一段(略)

片子分一段別米五斗、在麥、於麥者兼日難定、臨其期可被見知也、(4)

(4) 自己の後生菩提極樂往生のため(續寶簡集四の五六)  
奉寄進御影當水田事(堂)



合水田百六十步者

四至〔略す〕

右件水田者、入寺聖英、一後々、爲後生菩提往生極樂、限永代奉寄進者也、依本券七通、副相新券文狀如件、

弘安五年壬午六月十三日

聖 英〔花押〕

(5) 一家絶えて後生を弔ふもの無きため〔續寶簡集六の一〇七〕

寄進 御影堂陀羅尼田事

合田地壹段者〔在地略す〕

四至 在本券〔地子の註略す〕

右寄進志者、内藏宗近無一人子息故、覺日房爲親子之契約而經多年畢、仍宗近之所領、讓與覺日房畢、如此子細、見于讓狀、而今覺日房逝去之尅、以彼田地寄進御影堂之由、病中申定畢、其意趣者、依爲親子之儀、讓得此地之後、年來相訪宗近之後生者也、而今源豪逝去之後、無可訪故宗近之菩提之人歟、然者此地永奉進大師、正爲宗近菩提、兼爲源豪得脱云々、仍寄進之狀如件、

弘安五年壬午三月十七日

阿闍梨快豪〔花押〕

### 第三節 現世安穩のため

現世の安穩を祈るために私領を寄進するといふことは、祈禱的宗教と人間の打算的思想とが結合して始めてなされる得ることである。寄進者はこの行爲によりて果して自己の所期せる『現世の安穩』を、かち得たか否かは吾々の推察し得ないところであるが、しかし尠くとも斯くの如き思想の助長は、寺院にとつて最も必要なことであつたに相違ない。

(1) 〔續寶簡集四の六六〕

奉寄進

御影堂陀羅尼田事

合貳段者〔略す〕

四至 在本券文

右意趣者、爲先師快豪尊靈成佛得果、並了鑿現世安穩後生善所、乃至法界平等利益也、奉寄進之狀如件、

正應參年四月廿七日

了 鑿〔花押〕



(2)——(續寶簡集六の一五〇)

奉寄進 金剛峯寺御影堂陀羅尼田事

合參百步者(略す)

本券參通

右意趣者、爲過去沙彌智教並亡息良見等出離生死往生極樂、比丘尼心淨現世安穩後生善處、子孫繁昌、諸人快樂、乃至法界平等利益、所奉寄進之狀如件、

德治參年卯月廿一日

比丘尼心淨(8)(花押)

右の第二のものには往生極樂・子孫繁昌・諸人快樂・法界平等利益等々の願望が列擧されてゐるが、これによつて寄進者が如何に功利的精神の下に動いてゐたか、察せられるであらう。彼等は斯くすることにより、迷信的佛教のために奉仕して居たのである。

#### 第四節 苦を離れて樂を得るため

苦を離れて樂を得るために私領を寄進するといふことも、また甚だ功利的なものであるが、この種に屬する事例は少くない。左にこれに關する二箇の場合を示さう。

(1)——(續寶簡集五の九八)

寄進 御影堂陀羅尼田事

合水田壹段者

在(在地略す)

右尊勝陀羅尼者、消除業障之密語、離苦得樂之妙藥也、然者先師聖靈、捧少田之地理(利に通ず)、而結緣陀羅尼之音聲、仰大師之汲引而表志於轉法輪之影堂、薄田早成福田之因、凡身即得佛身之果、仍任先師素意、相副五通之本券、奉寄進之狀如件、

正中三年丙二月廿三日

入寺長遍(9)(花押)

(2)——(續寶簡集三の二五)

寄進 御影堂陀羅尼田事

合壹所者(下略)

在紀伊國伊都郡相賀庄島村內字古垣内

四至在于本券

右件田地者、淨金相傳之私領也、而今爲七世四恩皆得解脫、六道四生離苦得樂、限永代、所奉施



入于御影堂長日不斷陀羅尼田也、是則仰十方諸佛之證明、燙三地薩埵之汲引者也、兼爲護持弟子後生善處也、仍爲後代龜鏡、相副本券一通、放寄進狀如件、

嘉曆四年己卯八月十六日

大法師淨金<sup>(10)</sup>(花押)

### 第五節 罪を滅ぼし善を生かすため

この部分に屬するものも甚だ多いが、こゝには單に一例を擧ぐるに止めて置く。

(續寶簡集三の三三)

奉寄進 御影堂長日陀羅尼田事

合大者 定田米五斗 麥一斗

在名手庄馬宿村字藤内家前

四至限〔下略〕

右件田、元者僧行算先祖相傳之私領也、而今爲滅罪生善、相副本券二通、限永代、所奉寄進御影堂狀如件、

延元二年九月廿一日

入寺行算

### 第六節 病氣の快癒を祈りて

善根功德を施すことによつて病氣の快癒を祈るといふことも、また祈禱的佛教信者の常行爲である。左に示すものは即ちその一事例に外ならない。

(續寶簡集四の四三)

奉寄進 御影堂長日不斷陀羅尼<sup>(田事カ)</sup>

合壹段者〔下略〕

右寄進意趣者、佛子大觀病患遍五躰、失東西苦痛極、一心亡前後、非佛力者難救、非法威者叵助、以是、爲且全現世露命、除病苦之患風、且資□□浮生、拂煩惱之妄雲、以右田寄附影堂、然則寄進運志故、薩埵垂拔苦興樂之慈悲、歸依致誠故、神咒施滅惡生善之利益、願念趣三寶納受、大師證知、乃至自利々々平等々々同證、一如同證昔、仍相副本券二通、奉寄進之狀如件、

弘安二年己卯十二月廿四日

大 觀<sup>(12)</sup>(花押)

即ち寄進者たる大觀は病患を受け、東西を失ひ苦痛さわまり、一心前後を忘れ、佛力に非れば救はれ難く、法威でなければ助からないから、現世の露命を全うし病苦の患風を除くために件の田を寄進



するといふのである。

### 第七節 病患消除・息災安穩・壽福長遠

この場合は前論數箇の事例の若干と合併したもの、如く見えるが、長命を祈つてゐることは新事例である。

(續寶簡集三の二二)

奉寄進 御影堂陀羅尼田事

合壹段陸拾歩者

在和泉國近木庄馬郡番水江里廿一坪之内字門田

四至在本券

右件田地者、買得相傳之地也、而今觀日爲病患消除、息災安穩、壽福長遠、兼高祖大師三地薩埵生々世々值遇結緣、謹奉寄進于御影堂畢、永代不可有相違者也、仍相副本券貳通、所奉寄進之狀如件、

正中貳季十二月廿一日

大法師觀日(花押)

### 第八節 罪障深き女人なる故に

當時の眞言・天台・南都諸宗の佛教が女子を五障の罪業深きものなりと喧傳し、女子の社會的地位を不當に賤視し來つたが、<sup>(13)</sup>しかもこれを信ぜる女子は私領を寺院へ寄進することによつて後生を祈らうとするに至つた。續寶簡集六の一・二五はその一例である。

寄進 御影堂田地事

合壹段者在處四至見本券

右田者、持蓮相傳私領也、然先資雙親之菩提、以女人五障三從之罪深故、出離生死之期遙也、仍爲結宿緣於大師、祈後生於薩埵、抽清淨之懇志、所奉寄進之狀如件、

弘安二年二月 日

比丘尼持蓮(花押)

### 第九節 遺言による

遺言によりて御影堂に私領を寄進したるものもまた甚だ多い。これに就いては多くの解説を要しないであらうから、左に一箇の事例を擧示するに止める。



(續寶簡集三の二〇)

奉寄進 御影堂陀羅尼田事

合壹段者定田肆斗

在高野山御領名手庄野上村字小萱生

四至〔略す〕

右田地者、先妣比丘尼觀智相傳之地也、而他界之刻、任彼遺言之旨、所奉寄進御影堂陀羅尼田也、永代更不可有相違、然者過去禪尼先詣四天之寶宮、瞻禮高祖之慈顏、終烈<sup>(列)</sup>三會之佛庭、聽受慈氏之說法、仍寄進狀如件、

嘉曆二年丁卯十二月八日

千 福<sup>(16)</sup>(花押)

第十節 大師の加護により長く住山するを得た御恩に對して

この場合の寄進は僧侶として敬虔なる心情に出でたるものであつて、何等の評言をも加ふる必要が

なす。

(續寶簡集六の106)

奉寄進 御影堂陀羅尼田事

合半廿步者〔下略〕

右件田地者、禪聖相傳之私領也、爰小僧依大師之冥助、遂多年之止住、朝暮食 霞之支、夏冬撫育之資、併依大師護持、長送生涯住山者也、依之且爲報祖師之遺恩、且爲祈夢後之菩提、謹以此小田、所奉施入御影堂也、仍相制本券一通、放新券文之狀如件、

德治三年五月廿日

禪 聖<sup>(17)</sup>(花押)

第十一節 大師出定の庭に詣で高祖報恩の誠を表するため

この寄進者の意圖も、前節に述ぶるものと異るところなく、弘法大師を尊崇せる結果の寄進である。但しかかる事例は餘り多くは存しないやうである。

(續寶簡集五の七四)



奉寄進 高野山御影堂陀羅尼田事

合壹段大内〔下略〕

右此壇場者、四百餘歲薰修之精舎、五十六億常住之伽藍、吾朝第一の靈場、三國無雙之梵宇也云々、爰過去亡弟能慶、聖跡參住之日、眞影拜見之時、深致崇重、頻擬仰信、然間、且爲詣大師出定之庭、且爲表高祖報恩之誠、運送新物、買得田地、奉寄附于長日尊勝陀羅尼之新所、速備三地大聖之法樂、可酬七世恩所之廣德之由、抽鄭重之懇念、爲懇勸之遺言矣、仍相副券契等、寄進之狀如件、

正中貳年乙卯月廿一日

阿波國切幡寺院主法眼尊忍<sup>(18)</sup>

### 第十二節 犯科人より沒收せる私領

寺院自身が自己の權力を以つて寺内および所領庄園を統治するに至りて、その當然の結果として司法裁判權をもみづから行使するやうになつた。故に若し山上山下に於いて殺害・放火等の大犯を始めその他一切の犯科人に對して寺院法は刑罰を課することとなつてゐるが、特に大犯者は山上山下より追放しその私領を沒收するのが例である。ところでこの沒收したる犯科人の私領は寺僧をして分割支

配せしむる場合もあるが、また犯人の「罪障消滅」の名のもとに、御影堂陀羅尼田に寄進することも屢々行はれてゐる。かゝる寄進行爲の執行者は、いふまでもなく高野山の執行機關である。次に示すはその一例に外ならない。

〔續寶簡集六の二二二〕

弘安八年十一月八日、於荒河庄上田村、彌四郎爲時等、令殺害彌九郎充綱之處、充綱並掣孫太郎充眞又令殺害實房爲房兄弟二人畢、互爲殺害之間、兩方太犯之上者、俱所當罪科難遁者歟、仍令沒收點定彼等之私領之内、前田壹段、上野百八十步、延壽門百六十步、東山垣内二十步、所令寄進御影堂陀羅尼田也、是即且爲犯人罪障消滅、且爲寺僧巡季依怙也、然者盡未來際、更不可有改轉之狀如件、

弘安八年乙酉十二月八日

預所阿闍梨覺尊(花押)

檢校執行權律師法橋上人位祐信(花押)<sup>(19)</sup>

### 第十三節 括言

以上の所述に従つて、御影堂に對する私領寄進の動機と目的とを概括的に要約すれば、凡そ次の如



くなるであらう。

- 一 後生菩提のため
  - 二 現世安穩のため
  - 三 苦を離れ樂を得るため
  - 四 罪を滅ぼし善を生かすため
  - 五 病氣の快癒を祈るため
  - 六 病患消除・息災安穩ならびに壽福長遠のため
  - 七 罪障深き女人なるがため
  - 八 遺言による
  - 九 大師の加護によりて長く住山するを得たる御恩に對して
  - 十 大師出定の庭に詣で高祖報恩の誠を表するがため
  - 十一 殺害人の私領を沒收し犯人の罪障を消滅せしむるため
- 吾々はこれによつて種々興味ある事實を學ぶことが出来る。
- 先づ眞言宗は全くの加持祈禱教に墮してゐたことである。或ひは人間の現世安穩や息災延命や或ひ

はまた病氣全快の祈り等々の如き、祈禱によつて人間現實の生活に何等かの影響を與えやうとしてゐるのは、法然・親鸞等の流れを汲む念佛宗に比して雲泥の差異が存してゐる。祈禱の効果を人々に信ぜしめ、これを誇大に強調するといふことは、當時に於ける寺院の物質的基礎を固むるために、最も必要なる手段の一つであつたに相違ない。

更に寄進者自身にありても、この祈禱的迷信佛教によつて尠からぬ徵求の對象とされてゐる。後生菩提を始めとし、現世安穩・苦を離れて樂を得る・罪を滅ぼし善を生かす・病氣快癒・病患消除・息災安穩・壽福長遠等々の數々の祈請のために、何の惜し氣もなく私領を寄進してみづから満足してゐるのは、迷信的祈禱の横行せる當時の世相を遺憾なく物語つてゐる。また自己が罪障深き女人なるの故を以つて私領を寄進せる事實の如きは、この宗派に於ける女子賤視の思想を甚だよく説明せるものであらう。

だが私領寄進者の動機と目的とを更に他の側面より觀察すれば、彼等は飽くまでも現世的——功利的であつて、私領を寄進することによつて何等かの精神的または肉體的利益を反對給付として獲得しやうとしてゐる。かの『現世安穩』および『離苦得樂』の如きはその好例であらう。尤も先人の後生菩提や前掲の第八節以下のもの、如きは必ずしも左様でないかの如くに見ゆるが、併しこれとても



結局のところは寄進行為者に何等かの現世的または來世的福德を興えらるべきことを所期してゐるのである。従つていづれの點より見るも、私領寄進者の動機と目的との歸するところは『己れの爲め』の打算に外ならないのである。

高野山御影堂陀羅尼田に關する場合は、寺領寄進の單なる一面面に過ぎない。従つてこれを以つて寺領寄進のすべての場合を説明せるものでないのは勿論であるが、しかも猶ほその最も重要な一事例たるは何人といへども否定し得ないであらう。『中世は宗教が支配した時代』<sup>(20)</sup>だと言はれるのは何故であるか？ との質問に對し、本章は何事をも暗示してゐないであらうか。寺領寄進者の動機と目的との分析は、吾人に對し、その背後に隠し持たれたる貴族的・富者的宗教の迷信的性質を暗に物語つてゐる。

〔引用註〕

- (1) 拙著、日本上代佛教の社會經濟、第六篇「念佛宗の興隆」参照。
- (2) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第二卷、一七五頁。
- (3) 同上書、一八八頁。
- (4) 同上書、一六六頁。
- (5) 同上書、一七四頁。

- (6) 同上書、二一五頁。
- (7) 同上書、一八二—一八三頁。
- (8) 同上書、二五二頁。
- (9) 同上書、二〇七—二〇八頁。
- (10) 同上書、一四八—一四九頁。
- (11) 同上書、一五四—一五五頁。
- (12) 同上書、一六三頁。
- (13) 同上書、一四六頁。
- (14) 拙著、日本上代佛教の社會經濟、一六四頁以下。
- (15) 高野山文書、第二卷、二二九—二三〇頁。
- (16) 同上書、一四四—一四五頁。
- (17) 同上書、二一四頁。
- (18) 同上書、一八九頁。
- (19) 同上書、二一九頁。
- (20) 拙著、農奴社會史考、第六篇「中世に於ける寺領寄進考」参照。



## 第三章 近世初期の高野山と木食上人

## 第一節 高野山の危機

近世初期——乃至中世末期——は、寺社にとりては、まことに狂爛怒濤の時代である。王朝時代より中世に至るまで廣大なる所領庄園を掩有し、強壯なる武力を擁してゐた寺社も、その職權の不當に伸張し來つた守護等々の大名化による新たなる社會編成の出現、彼等による寺社領の侵掠押領、土一揆・一向一揆などの蜂起、ならびに戰國亂世を一統せる信長・秀吉等の興起、等々——すべてこれらの事態は、近世初期に入りて寺社を没落乃至衰頹せしむる一要因となつた。石動山・根來寺・延暦寺などの焼き打ちを初め、この時期に會ての特立的地位を剝奪されない寺社は殆んど存しなかつたのである。吾々はしばらく高野山に就いて關説するであらう。

高野山を攻めたのは先づ織田信長であつた。天正九年四月二十日の夜に入り、『寺僧老若七八百人 武器を着し、鬪争堅固專にして、各觀音堂に參り、御本尊に名殘を惜み、故郷離散を悲しみ、噫と一

度に叫聲諸伽藍に響、雷電なるかみの如く也、其後足弱くと漂、泪共に檣尾寺を立出、縁／＼に心さし散／＼に老若退出、哀成次第目も當られず、承和二乙卯三月廿一日寅一點に、御歳六十二と申に大師御入定以來當年七百四十七年也、今般日こそ多けれ、今月廿一日檣尾寺退散、偏高野山も破滅基歟』と一書に記されてあるが、降つて同年十月二日に至り、信長は再び高野山攻伐の軍を發した。その總大將は織田三七信孝、背の山に本陣を構へ、堀久太郎秀政先陣となり、名楠の臺城には松山庄五郎、田中粉河の附城には秀政手のものゝ籠め、橋本の附城には岡田長門守、搦手大和口よりは筒井順慶・同伊賀守等が押し寄せた。その勢ひ都合十三萬七千二百二十人の大軍であつた。同月五日に高野の七口を差し塞ぎ、紀の川筋は殆んど隙間もなく取り圍んだ。そこで高野山側においても諸庄の兵士諸浪人・若大衆等を駆り集め、その勢ひ三萬餘人にて要害に據つて對陣し、嚴重に七口を固めて戰つたのであつた。<sup>(2)</sup>しかし高野山の擁する強壯なる武力により、流石の信長もこれを撃破すること不可能なりしものゝ如くである。

ところで高野山に對して武力を以つて臨み、徹底的な抑壓を加えたのは豊臣秀吉である。彼れは先人信長の意を享けて亂世一統のために渾身の勇を振ひ、その支配外に超然たりし高野山へ最後の制縛を加へた。天正十三年四月十日の日附にかゝる一記録によれば、秀吉は根來寺を破却したる後ち、高



野山を滅亡せしめんと欲する豫定なりしも、衆徒が武器を捨て、歸山し、法事學文に精進すべきを條件として、攻伐を差し控えたりしもの、如く、當時の記録には次の如く書かれてある。

大閤御所高野御仕置記録

檢校帳云

第二百二檢校執行法印大和尚位空雅、釋迦文院、越中之人、天正十二<sup>甲</sup>鎗渡、月日如例、治山一年、執行代來宗、春榮房 大樂院天正十三<sup>乙</sup>三月廿二日、羽柴筑前守秀吉公、破却根來寺之次、一時、高野山有欲亡滅之風信、故興山上人具老衆二人<sup>南 遍照光院</sup>捧卷數、適秀吉公幕下曰、自今以後、於高野山、捨置兵器、反武勇之志、偏請達歸佛法事學文、可護大師定規之由也、秀吉公曰、請達之旨、不可有齟齬、世々莫先其趣向矣、遂而爲山領、和州宇知郡三千石、被寄附高野山、從往古伊都郡・那賀郡半分有寄附、就中於高野山寺領者、累代有諸役免除之尊詔者也、

其時被成下 秀吉公御朱印寫

- 一大師御朱印一書面鏡上者、如當知行、高野山可爲寺領事、
- 一高野山押領地於有之者、大師手印從當山被相破候、行々者、當山可爲滅亡基條、可有其分別歟事、

一寺僧行人、其外僧徒學文嗜無之、不謂武具鐵炮以下被拵置段、惡逆無道歟事、

一大師如置目、寺僧行人以下、心持被相嗜、可被專佛勤行事、

一對天下成御敵謀叛惡逆人を、寺中に被抱置事、不謂儀歟、道心者といふは、親を殺し子をころし、主の用にもたゝす、又失面目、もとゆひをきり、男もならざる輩、當山に在之事、くるしかるまじき歟事、

一比叡山・根來寺儀、天下江依敵對申、終に破滅、眼前に相見候條、爰を以可被分別歟事、

一右條數書如面、當山衆徒行人以下於得心者、一々請狀可有之候、衆徒其外一統に於不被殘心底者、當山相立候様ニ、秀吉馳走事、以上、

天正十三年四月十日

高野山(3) 秀吉

ところで秀吉のこの威嚇に對して高野山が如何やうに戦慄したかは、天正十三年四月十六日に秀吉へ提出せる高野山の左の請狀が、この間の消息を簡明直截に物語つてゐる。その文に曰く、  
當山初度 御判御請留書

覺



一 叡慮被 仰上、大師如御朱印被仰付、忝存候事、  
 一大師御朱印之外者、雖爲當知行、於押領地、可致返上事、  
 一 衆徒行人、其外僧徒、武具鐵炮以下、大師置目並今度相守 御一書之旨、可致專佛事勤行事、  
 一 對天下成 御敵謀叛惡逆人事、自今以後、寺中相抱申問敷候事、或親を殺、子を殺、主之用にも不立、或失面目、もとゆひ切、男も不成、眞實於發道心輩者、如御條數、當寺雖有之、不及是非事、

一 右御條數之旨、當山老若一統忝存候、然者至末代可奉守 御置目之旨、自然相背此旨輩有之、如何程雖被加御成敗、更不可存遺恨候、此等之趣、宜預御披露候、

天正十三年四月十六日

法眼空雅

檢校法師良運<sup>(4)</sup>

かくて高野山へ一大鐵槌を加へたる秀吉は、天正二十年八月四日に至り高野山の領有すべし寺領を一萬石に削減して承認を與へ、これまで領有し來つた多くの所領を沒收した。その朱印狀は即ち次の如くである。

豊臣秀吉高野山寺領朱印狀

目録

一 貳千四百卅六石	紀伊國南賀郡内	神野
一 參百八石	同	志賀野
一 千百九拾九石	同	東岸
一 四百石	同	眞國
一 百卅石	同	黒川
一 百參拾五石	同	千田
一 五拾八石	同	糟上
一 千貳百卅七石	同	鶴月
一 貳千五百四拾貳石	同	荒川
一 百四拾貳石	同	遠方
一 參百參拾石	同	杉原
一 四百六拾石	同	荒見
一 四百五拾石	同	大津



一百七拾貳石

同

川張平野田

合壹萬石内

七千石者、惣中江有支配可領知、殘參千石内、千石者、剃髮寺佛供燈明並寺僧諸賄料仁可下知、貳千石分、毎年納置八木、相積候時、高野惣山之内、堂塔伽藍何成共、於及破壊者、有米三分二を以修理仕、三分一者儘に可殘置候、右之通領知、末代不可有相違者也、

天正廿年八月四日

(秀吉朱印)

金剛峯寺惣中<sup>(5)</sup>

かくて高野山はわづかに一萬石を領有するに過ぎざる小名の地位に轉落し、僧徒の兵仗を沒收せられ、その特立的治外法權の地位を剝奪乃至弱化するに至つたのである。<sup>(6)</sup>これより以降の高野山はひたすらに幕府の忠僕となり、その保護監督のもとに唯々諾々として安眠をむさぼるやうになり、<sup>(7)</sup>往年の意氣を失ふのである。

〔引用註〕

- (1) 信長公記、卷十四(改定史籍集覽、第十九册、二一四頁)
- (2) 高野山金剛峯寺記念大法會事務局編纂、高野山千百年史、一九五頁以下。

(3) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第五卷、六三六—六三八頁。

(4) 高野山文書、第三卷、六八〇—六八一頁。

同上、第五卷、六三八—六三九頁。

高野山千百年史、二〇一頁。

(5) 高野山文書、第二卷、六〇八—六〇九頁。

(6) 中世寺院の沒落過程に就いては左記の書を参照。

拙著、日本寺院經濟史論、第十一章。

平泉澄、中世に於ける社寺と社會との關係、第六章。

(7) 文學博士辻善之助氏は「日本佛教史之研究」五七三頁に於いて、徳川時代の寺院は「墮眠の時代」であると言つて居られる。蓋し適評であらう。

第二節 木食上人と秀吉

斯くの如く、高野山が沒落に頻せる危機一發のときにあたり、高野山には木食上人と通稱さるゝ興山應其なる僧があつた。彼れの經歷はいま知ることが出來ないが、「高野山文書」續寶簡集三十九ノ三六三、豊臣秀吉朱印狀目錄の末尾に、

木食興山上人應其、<sup>(1)</sup>戊申十一月一日逝去、



とあるより見れば、慶長十三年十月一日に永眠したことが明かであり、いふまでもなく、近世初期に於ける高野山中興の英傑であつたのである。

さて高野山に銳鋒を向けつゝある秀吉に對し、木食はしばしその歡心を買ふに努力した。例へば彼れは秀吉に乘輿を献じて

種々物數寄巧共之躰、感恩食候、則刻被駕之、別而應御意候、誠無類様子仕立不斜候、<sup>(2)</sup>

と喜ばせ、そのほか萬事萬端に就いて、いやしくも秀吉の意に逆らふが如きことをなさず、身を低うし辭をいやしうして所命に従順ならんとした。もとよりそれが果して木食の本心より出でたるものであるか、それとも高野山に對する銳鋒を緩和する一方便であつたか否かは議論の存するところであるかも知れぬが、少くともこれによりて大いに秀吉の意を和らげ、木食の居中奔走その効を奏した。

而して天正十九年十月二十四日の日附をもつて高野山下したる豊臣秀吉の條目には、木食の奔走の狀を述べて曰く、

條々

一高野山、根來寺、粉河寺、雜賀等事、年來不似相用兵具、專武勇、動令蜂起、爲武家及鋒楯之段、曲言事、

一 根來、粉河、雜賀、先年被成御追伐候、其折節、高野山も可有破却之處、早速興山上人祇候仕御、佗言申上、改中古之樣躰、駈出兵具兵革、成敗逆徒等、佛事勤行無懈怠、學問以下肝心可仕由、申上之條、無相違被立置、寺領三千石被下候事、

一 日本國中不殘寸土尺地、爲末代御前帳被相定ニ付て、御檢地被仰付處、高野寺領三千石之外、及伍萬石在之事、被驚思食候、舊領領外三千石之御朱印と申候哉、諸國之知行方御朱印被下候時、不限舊領新知、高辻書載被下候處、舊領之外と申掠段、重科之條、曲事被思召事、  
一 國々御改替之上者、高野之儀も雖非可被立置、木食上人歎申候、誠捨身之上、堂塔佛閣建立、神妙被思召、對興山、破却之儀被御用捨、寺家被立置事、

一 當寺事、唯今新敷御建立と不存、寺領被改事、含宿意、自然之時節、凶徒等頼深出之切所、起于戈族も可出來歎、所詮、彌駈劔刀於寺中僧侶者、唯今新儀、一寺成御造營之思、不可忘御恩賞旨、對國家抽懇誠趣、以起請文申上者、其上にて可被加御分別事、  
右條々、木食興山聖人仁、雖被仰含、猶以相副早川主馬首長政、片桐東市正且盛、於差遣候、委細兩三人可申渡候也、

天正十九年十月廿四日

(秀吉朱印)



即ち前節に述べたるやうに、中世的諸寺院を亡滅せしめ來つた秀吉は、その餘勢を以つて、武勇を専らにし動もすれば蜂起騷亂に及び、武家に對敵する高野山を攻伐破却の意圖のところ、木食上人が出頭して陳謝し、高野山のこれまでの態度を改め武具兵器を捨て、懈怠なく法事佛事を勤行し、學文に専念する旨を申し述べたるに就き、この至誠を買つて秀吉は遂に高野山討伐の兵を納めて寺家の存立を許し、寺領として先づ三千石を與へた。これは飽くまでも木食の懇請に對する許容に外ならないが、しかも之れによりて高野山は幸ひにも一山の滅亡から救はれたのである。文祿三年八月五日、當山の學侶衆徒等に致したる帥法印歡仲の書狀の劈頭に、

就當山御寺領分之儀、去年 大閤様、木食上人、以分別之上、可然之様可被調置之由、依被 仰付候、<sup>(4)</sup>

と言つて居るのは、木食上人の至誠に對し、高野山領が秀吉によつて一任せられたことを説明するものである。高野山にとつては、木食はまさに『救ひの神』であつたのである。

〔引用註〕

(1) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第二卷、六二八頁。

(2) 同上書、六一五頁。

(3) 同上、第五卷、六四一—六四二頁。

(4) 同上、第二卷、六〇五—六〇七頁。

(5) 同上、第三卷、一五頁。

第三節 高野山に於ける木食の勢力

慶長六年六月に奉行衆へ致したる高野山學侶訴狀の一節に、

一從 大閤様、高野之諸沙汰、木食に被仰付候事、上人之儀ハ、木食草衣之身上にして、衆徒行人の外に候へは、末代衆徒之瑕瑾に不罷成候間、不及是非之校合候、其刻、猶以衆徒中の儀ハ如先規、衆徒の内において、諸沙汰仕來り候、<sup>(1)</sup>〔下略〕

とて、木食上人は衆徒行人の外であると述べて居るが、その如何んにかゝらず、秀吉に對する政治的活動によりて高野山を亡滅より救つた木食は、その當然の結果として、寺家に對して非常なる勢力を擁した。天正十四年七月二十八日、秀吉の雜談の際の言なりとて彼れ自身の筆録にかゝる覺書に、

御詮之意趣者、高野山之儀、二世之 御願所ニ、永代被召置上者、寺領等勿論不可有相違、所詮



衆僧如法之行儀可爲肝要後代ニ雖爲弱武士、其寺於令異見者、猶可相隨、自然其砌、對武具、少成共存分たてを仕候者、重而強武士出來候時、必可加退治、然者數珠のつかまてを取候事、山も安全にして、佛法相續之瑞相也、又次ニ木食一人ニ對し、高野を立をかせられ候間、高野の木食と不可存、木食が高野と可存旨、各衆僧に可申聞之由、兩度おしかへし、被成御詫候、先以愚老忝奉存、誠日を経ても猶感涙難押致歸山 御こと葉を其まゝ、一字ももらさず一命にしろしたてまつる、一代教主之御説法も、此外ニハあるべからず、ありがたく覺え侍りつる、

木食興山上人

應 其(花押)

天正十四年七月廿八日

と言つてゐるのは、木食の勢力を推知するに足るであらう。秀吉の褒言に木食が狂喜したのであらうことは、右の文中にいとも率直に表現されてゐる。

かくて木食は今や一山に對する監督者となり、或る意味に於いてその全權の掌握者となつた。年月は不明であるが近世初期に屬すること疑ひなき高野山學侶の一書狀に、往古は山上山下ことごとく以つて學侶の進退であつたが、近年に至りては全く木食次第になつたことを述べて居り、従つてそれがために、木食と衆徒との間に不和確執をも醸成したやうである。例へば文祿元年と思ほしき卯月二十

六日、金剛峯寺學侶衆徒等に送りたる明知房宗照の書狀の一節に、

仍木食様と、惣上御間柄之事、今ニ不和之儀、笑止令存候、

とあるのは、木食と學侶衆徒等との感情の疎隔を物語るものであるが、しかもその有無に拘らず、一山に對する木食の勢力は着々として進展して行つたのである。

彼れは先づ寺僧を戒しむるに努めてゐる。文祿初年と思はるゝところの、年預房に宛てたる書簡において、『院領供料等、御分量ニ過申候間、御學文ハすたり候て、世間からになり候て、彌とんよくハ増するものにて候、とニかくニ啖止ニ存候間、先萬事をさしをかれ候て、法服袈裟之様成ものを、老若共ニ御たしなミ可然候、いかさま於京都大法事あるべく候、東寺塔供養など、其外何成共大法事を、上様より被仰付か、又我等之興行仕候か、いづれも眞言宗をとりたて、大師之御威光を今一度かゝやかし申度候』と述べ、更に別の書狀に於いても、學文に心懸けある衆徒の下山を止むべしと言つてゐる。彼れが寺僧の精進とその品性向上に努力してゐた狀を察することが出来るであらう。

更に木食上人は高野山の寺務および俗務の若手に就いても手を延ばしてゐる。或ひは百姓よりの年貢徴收に就いて毛見を命じ、また『眞國——高野山領紀伊國眞國庄——之もの共、年貢無沙汰之由、言語道斷曲事、沙汰之限ニ候』、籠者又からめられ候て成共、いかやうにもきふうあるべく候、



自然不用候ハ、文珠院五大院へ御談合候て可然候、當年之損免之儀、あまり用捨過候間、ずいを申事ニ候、急度可被仰付候、猶不承引候者、重而可承候<sup>(7)</sup>と百姓より誅求を嚴命せるが如き、或ひは累代の子細ある本尊を沽却せる『前代未聞』の僧侶を追放に處せよと命じてゐるが如きは<sup>(註二)</sup>、蓋しその諸例であらう。しかして文祿二年正月十六日附、年預に與へたる彼れの書狀は、寺僧訓戒者としての木食の地位の一斑を知るに足るもの、如くである。私は煩雜を厭はず左にその文を引くであらう。

覺

- 一 御影堂一日一夜番、今日ヨリ藹次ニ堅可被仰付候事、
- 一 集儀〔議〕、此書立之御人數、何時も一往之使者、又ハ案内にて成共、有御出仕、順次ニ御評定肝要候事、
- 一 御部屋之儀、親類讓、自然若道ナトノ以緣、被讓様成儀、佛法破滅之基ニ候、自今以後、堅可被停止候、縦書置等雖有之、不可被用、菟角學文次第ニ、仁躰ヲ能々被居御覽候て、可被讓候事、
- 一 別而若輩衆ナト、唯學ニ、世間事を被打捨、御心懸肝心ニ候、さやらの御仁躰ニハ、是非共誰

ニよらず、御馳走可申覺悟ニ候事、

一度々如申候、衆ニ被入候時、其國其仁を、進退を能々被聞居、可被入候、次ニ不斷經ナトニ、萬事出入候段、不可雜言候、いかほとも理にて、法度可被仰付候、自然慮外之仁在之者、乍惶愚老へ可被仰聞候、申達候て可進之候、  
右條々、毎度申入候へ共、無所詮候間、此度之儀ハ、一點も於相違、大師大明神兩界諸尊御知見候へ、御衆中之儀、はたと捨可申候、年頭にて候へ共、餘咲止ニ存候て如此候、<sup>得</sup>つめハ可達上聞候、急候間令省略候、能々可被加御分別候、此外も如前々一書可然候、一同ニ於御徳心は、可爲満足候、以上、

興山上人

應

其(花押)

(文祿二年)  
正月十六日  
年預御房

この書狀は單に断片的なものに過ぎないけれども<sup>(註三)</sup>、しかも猶ほ高野山に於いて占むる木食の地位と勢力を窺ふ一證據となすに足るであらう。

(註一) 作田の毛見に關し次の如く言つてゐる。



興山上人應其書狀

猶々於様子者、文殊院、五大院に申渡候、以上、

當年は、以之外損毛にて候間、作毛之見合、此方より可申付候、大佛剃髮寺之儀ニ、寺領召遣候、別而無用捨候者、百姓立申間敷候、何も上様之御用にて候間、可有御分別候、恐々謹言

興山上人

其(花押)

(文祿三年カ)  
九月十六日

高野山

年預御房

御同宿中<sup>(9)</sup>

(註二) 本尊を賣却せる僧侶の所行を難詰して次の如く言つてゐる。

興山上人應其書狀

猶此兩人之同宿に、懇に申渡候、以上、

心南院之儀、累代之有子細本尊を沽却候由、前代未聞候、如此惡行不可有不禁候、所詮一衣にて、此書狀參着次第に、坊會を可被追放候、於御用捨者、御衆中可爲御越度候、可被成其意候、恐々謹言

興山上人

其(花押)

九月十六日

年預御房

御同宿中<sup>(10)</sup>

(註三) なほ次の掟書にも留意せらるべきであらう。

興山上人應其掟書

掟

一 不斷經花供舍利會並大事祈念等之時、號名代、若輩被出置之條、甚以不可然、或所勞、或難辭故障等於在之者、役人方へ可有其理事、

一 同不斷經不參之過料可爲先規、並諸寺役之過料、先々如被相定、可被出置、其内三分一、役人江下行、三分二ハ拙僧預り置、勸學院可加修造、彼院造畢以後、年預坊へ被請取、諸伽藍可爲修理料、連々可被勵堂會堅固之志事、

一 灌頂印可等之施物、輕賤之至、云外聞、云冥慮、無勿體次第也、所詮向後、堂上ハ廿石、最下ハ十石、平座ハ拾石、最下(ハ)七石、内儀ハ五石、最下ハ參石、可爲施物、從最上者、任受者之志、不可有分際、此外容易不可執行之旨、以誓紙可被相定事、

付自然行人衆出置有難者、可爲内儀事

一 初度之灌頂施物、最下可爲貳石、並印可同最下可爲百疋事、付茶佛坊、灌頂執行堅可爲停止事

一 灌頂執行之旅客、或加行等之次第、或濫行不法之身體、能々被糺犯否、可有受法事、

一 同灌頂、國々法流血脈等、能々被遂糺明、於他由緒者、不可有執行事、

一 諸院家相續之儀、可爲讓狀次第、但尋類親、或頼有力、一圓無學之輩、被居後住之條、當寺佛法斷絶之基也、所詮自今以後、其家相應之仁體、爲御門中、擇器量可被讓與、爲其門中、蟲貝之沙汰等不可有之旨、以誓紙可被相定、付及大該院家莊之者、有力之仁可相續、但後付修修置ニ可被相讓事、

一 望院家、頼其近付、或賄賂或以強縁被入院事、併坊舍退轉之驗也、所詮如此不儀之族、可被拂衆中事、

一 補任之儀、無先例於院家者、不可被出事、



- 一 諸伽藍恒例勤行諸寺役等、不可有懈怠事、
- 一 夏中並每朔之大般若、十六日御社論議等、如先蹤可被行事、
- 一 放埒而學文無執心之輩、速被出坊、勤學之仁可有許容事、
- 一 稽古之仁體、不如意之故、堪忍不相續、於下山者、其宿坊其門中可爲耻辱、然者相應之可有御扶助、並愚老茂可加紙墨之便、自然理不盡於被出坊者、可令異見事、
- 一 修學者募自慢心、不顧他嘲哂、於成勤行懈怠師匠不敬之働者、早可被出坊舍事、
- 一 京都公界之使節、可然仁可被差遣、爲御衆中、於被選置者、一言不可有異儀〔議〕事、
- 一 就當時公私之儀、御衆中談合無油斷之條、兩門中憲法之仁體十五六人、號集儀〔議〕衆、可被定置事、
- 一 十六人之集儀並皆參之集會等、不依何時、於被相觸者、一往之使者ニテ可有御出仕事、
- 右條々、不顧愚案處記之、雖其憚不少、今既當博陸殿下秀吉公領四海於掌中、治一天於幕下之御時、挑弘法大師兩大權現之威光、勵佛法興隆伽藍安全之懇祈、寺院繁昌、衆僧快樂之龜鑑、何事加之乎、堅被相守此提、被繼法燈於後佛之曉天者、山上山下可爲長久之基、仍如件、

木食與山上人

應

其〔花押〕

天正十七年己丑七月十九日

金剛峰寺

衆徒御中

〔引用註〕

- (1) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第八卷、二六八頁。

- (2) 同上、第三卷、六四—六五頁。
- (3) 同上書、一八—一九頁。
- (4) 同上書、一二五頁。
- (5) 同上書、六七—六八頁。
- (6) 同上書、五八頁。
- (7) 同上書、五八頁。
- (8) 同上書、八四—八六頁。
- (9) 同上書、八六—八七頁。
- (10) 同上書、八四頁。
- (11) 同上書、一—四頁。

第四節 結 言

以上數節に亘つて述ぶるが如く、中世に於いて治外法權の地位を占め、巨大なる存在を有してゐた高野山も、中世末期乃至近世初期に至り、諸種の事情のために遂にその物質的基礎の弱化を結果し、特立的地位の剝奪と寺領の大量的沒收とを蒙らねばならなかつた。それは實に吾が高野山の全史上に於ける最も重大な轉機だつたのである。